

ひと・まち・未来が輝き
世界につながるまち盛岡



盛岡市 総合計画

[実施計画]
2015 - 2017



目 次

第1章 実施計画の概要	5
1 計画の目的	5
2 計画の期間	5
3 計画の範囲	6
4 計画の進行管理	7
第2章 まちづくりの取組	8
1 施策体系のしくみ	8
2 施策体系図	8
3 施策別計画	10
＜施策別計画の見方＞	10
基本目標1 人がいきいきと暮らすまちづくり	14
施策 1 地域福祉の推進	14
施策 2 子ども・子育て、若者への支援	19
施策 3 高齢者福祉の充実	25
施策 4 健康づくり・医療の充実	30
施策 5 障がい者福祉の充実	37
施策 6 生活困窮者への支援	42
施策 7 人権尊重・男女共同参画の推進	46
施策 8 安全・安心な暮らしの確保	50
施策 9 地域コミュニティの維持・活性化	59
施策10 生活環境の保全	64
基本目標2 盛岡の魅力があふれるまちづくり	68
施策11 歴史・文化の継承	68
施策12 芸術文化の振興	72
施策13 スポーツの推進	75
施策14 「盛岡ブランド」の展開	79
施策15 良好な景観の形成	82
施策16 計画的な土地利用の推進	86
基本目標3 人を育み未来につなぐまちづくり	90
施策17 子どもの教育の充実	90
施策18 生涯学習の推進	97
施策19 社会を担う人材の育成・支援	100
施策20 地球環境の保全と自然との共生	103

基本目標 4 人が集い活力を生むまちづくり	108
施策 2 1 農林業の振興	108
施策 2 2 商業・サービス業の振興	115
施策 2 3 工業の振興	120
施策 2 4 観光の振興	125
施策 2 5 雇用の創出	130
施策 2 6 都市基盤施設の維持・強化	134
施策 2 7 交通環境の構築	146
施策 2 8 国際化の推進	151
施策 2 9 都市間交流の促進	155
第 3 章 戦略プロジェクト	158
1 戦略プロジェクトについて	158
2 戦略プロジェクトの取扱い	159
3 施策間の連携	159
4 取組期間	159
5 取組項目	160
重点 1 子育て応援プロジェクト	160
重点 2 きらり盛岡おでんせプロジェクト	161
重点 3 いわて国体おもてなしプロジェクト	161
第 4 章 自治体経営の取組	162
1 自治体経営の推進	162
2 自治体経営の取組の体系図	163
3 方針別計画	164
＜方針別計画の見方＞	164
方針 1 市民参画や協働によるまちづくり	166
方針 2 経営資源配分の最適化	170
方針 3 健全な財政運営の実現	175
方針 4 信頼される市政の確立	182
方針 5 自律した経営の推進	187
第 5 章 財政見通し	190
1 財政計画	190
2 財政投資計画	192
第 6 章 市以外の団体による事業（要望事業）	194

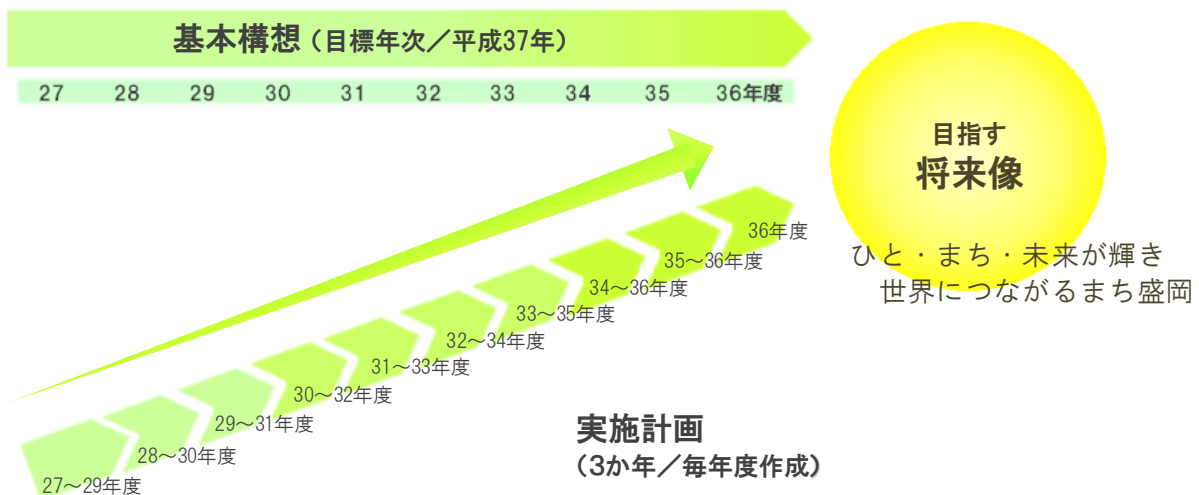
第1章 実施計画の概要

1 計画の目的

この実施計画は、財政見通しを勘案しながら、主要な事業を施策体系別を示し、効果的・効率的な自治体経営のもとで、「盛岡市総合計画の基本構想」に掲げる4つの「基本目標」を達成し、「目指す将来像」を実現することを目的とします。

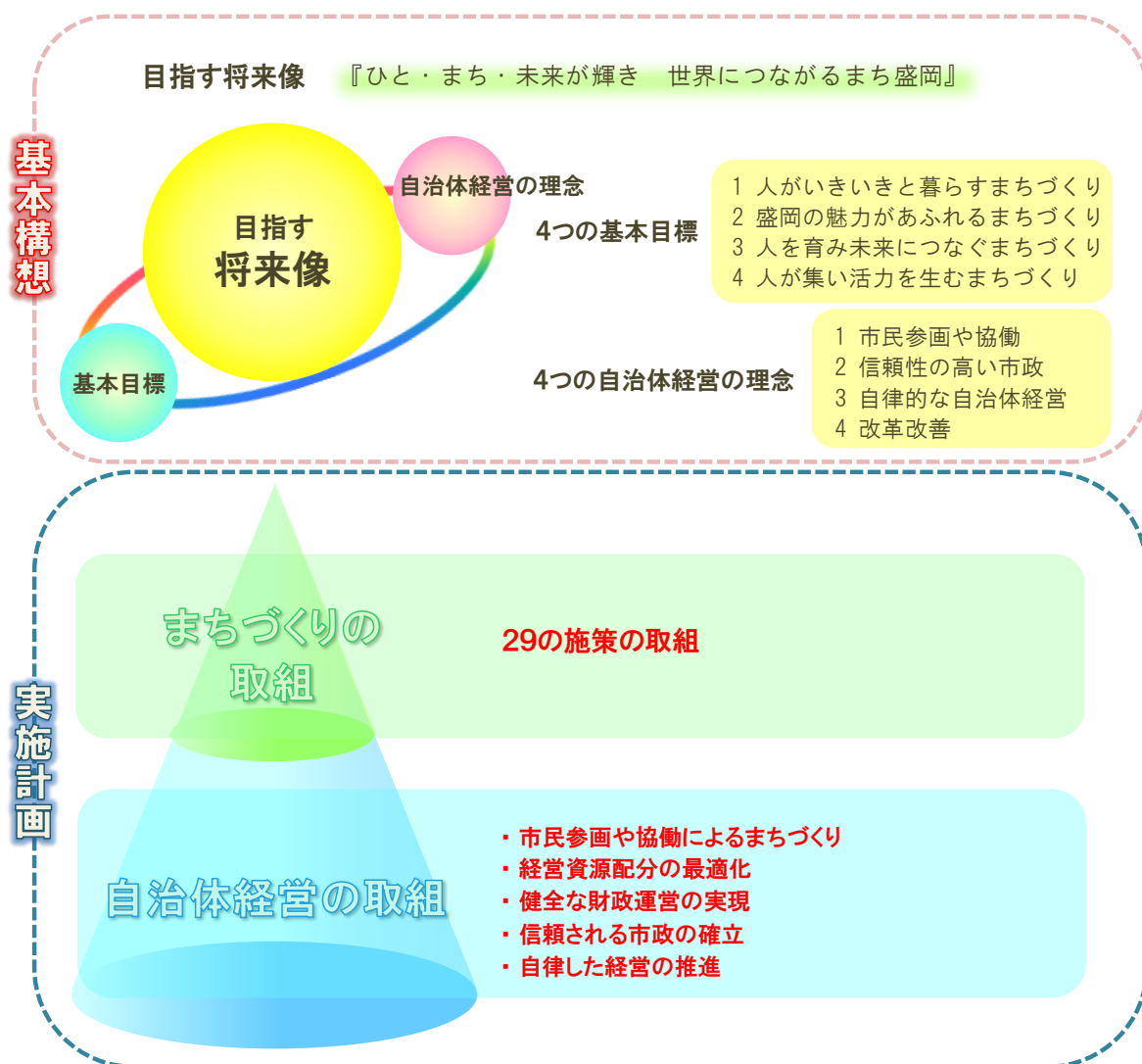
2 計画の期間

実施計画は、基本構想に基づく施策を計画的かつ効率的に取り組むとともに、市民ニーズや社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、実効性の高い計画とする必要があります。そのため、各種事業の実施状況や新たに実施する事業に関する評価・検討を行い、施策の目標達成に向けて改革改善をしながら、毎年度、ローリング方式による見直しを行い、基本構想の目標年次である平成37年まで、毎年繰り返し、向こう3か年の計画として実施計画を策定します。



3 計画の範囲

この実施計画は、「盛岡市総合計画の基本構想」に掲げる4つの「基本目標」を達成し、「目指す将来像」の実現に向けた施策に基づく各種事業のうち、平成27年度から29年度までの計画期間内に優先的かつ重点的に実施する事業を対象とします。

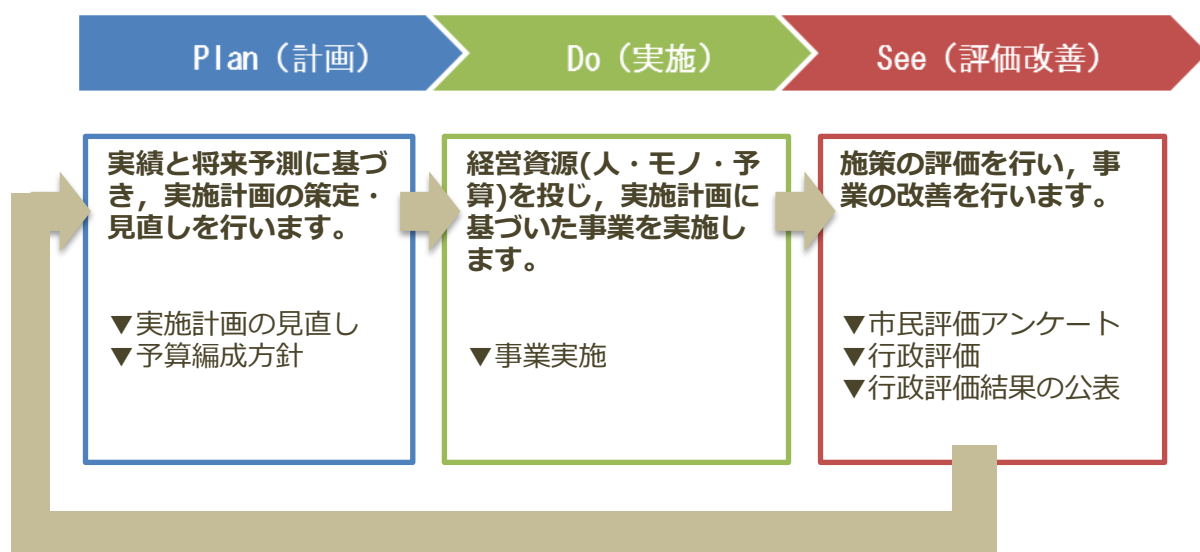


4 計画の進行管理

まちづくりの取組では、行政評価システムを活用し、Plan（計画）、Do（実施）、See（評価改善）のマネジメントサイクルに従い進行管理を行います。

計画の進捗状況の把握には、設定した成果指標の達成度を重視するとともに、評価結果を基に予算の重点化を図ります。

また、自治体経営の取組では、設定した指標により成果を把握するとともに、指標の状況や環境の変化に合わせて取組内容を毎年度見直ししながら進行管理していくこととします。



第2章 まちづくりの取組

1 施策体系のしくみ

基本構想に定める「目指す将来像」を実現するために、次のような体系を構成し、施策を展開します。



2 施策体系図

4つの基本目標のもと、取り組む施策間で十分に連携を図り、効果的にまちづくりを進めていくことが必要です。ここでは、それぞれの施策と基本目標との関連性を示し、「目指す将来像」の実現に向けて各施策がどのように取り組んでいくかを示します。

また、それぞれの施策がどの「基本目標」に関係するかを示すだけでなく、施策間で連携することを意識できるように示しています。

<施策体系図>

ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡

1 人がいきいきと暮らすまちづくり	2 盛岡の魅力があふれるまちづくり	3 人を育み未来につなぐまちづくり	4 人が集い活力を生むまちづくり
1 地域福祉の推進 2 子ども・子育て、若者への支援 3 高齢者福祉の充実 4 健康づくり・医療の充実 5 障がい者福祉の充実 6 生活困窮者への支援 7 人権尊重・男女共同参画の推進 8 安全・安心な暮らしの確保 9 地域コミュニティの維持・活性化 10 生活環境の保全	11 歴史・文化の継承 12 芸術文化の振興 13 スポーツの推進 14 「盛岡ブランド」の展開 15 良好な景観の形成 16 計画的な土地利用の推進	17 子どもの教育の充実 18 生涯学習の推進 19 社会を担う人材の育成・支援 20 地球環境の保全と自然との共生	21 農林業の振興 22 商業・サービス業の振興 23 工業の振興 24 観光の振興 25 雇用の創出 26 都市基盤施設の維持・強化 27 交通環境の構築 28 国際化の推進 29 都市間交流の促進

※ 施策 関係施策

3 施策別計画

<施策別計画の見方>

基本目標

それぞれの施策が結び付く「基本目標」を示し、この施策がどの基本目標を達成するために実施するのかを示しています。

基本目標
1

人がいきいきと暮らすまちづくり

施策1 地域福祉の推進

施策1 地域福祉の推進

誰もが住み慣れた地域で、それぞれの個性や尊厳を認め合いながら、共に生活続けることができるように、地域住民が互いに支え合う地域社会の形成を推進します。



LINK

重点
○○○○○プロジェクト

まちづくりの合言葉

施策ごとに、市民の皆さんと一緒に「こんな盛岡のまちにしたい」という、まちづくりへの思いを込めた「合言葉」を記載しています。

まちづくりの合言葉

福祉からデザインする みんなのコミュニティ

現状と課題

まちづくりのための施策を実施するに当たって、踏まえておくべき盛岡市の現状や課題について記載しています。

なお、「現状と課題」に対応した「小施策」を、それぞれ同一のローマ数字で関連させて標記しています。

●現状と課題

I-1 福祉ニーズの拡大、多様化や複雑化への対応が課題となっていることから、誰もが住み慣れた地域で、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスなどを切れ目なく、横断的、一体的に受けられる地域トータルケアシステムの構築が求められています。

I-2 支援を必要とする人が適切かつ確実に福祉サービスを受けられるだけでなく、インフォーマルな福祉サービス（相互扶助的な福祉サービス）につながる仕組みづくりが必要です。

I-3 支援を必要とする個人や家族に対する個別支援だけでなく、専門職や関係機関、団体、住民などが連携しながら、生活環境の整備や住民の組織化などの地域支援活動を総合的に推進していくことが求められています。

II 隣近所付き合いの希薄化と活動の担い手不足などによる地域の支え合い体制への懸念や除雪や買い物といった日常生活支援に対するニーズが高まっています。

団塊の世代や若い世代の地域活動への参加促進などを通じた担い手の確保、見守り活動やサロン活動の推進、日常生活支援の活動拠点づくり、地域福祉を担っている地区福祉推進会への支援などにより、地域において支え合う環境を整備する必要があります。

III 地域福祉の実践活動では、生活困難を抱えた人たちを排除することなく、社会全体で包み込むという視点と、広く福祉に関する意識を持った人材の育成を推進する必要があります。

リンク

施策に含まれる事業が「戦略プロジェクト」の構成事業である場合は、戦略プロジェクト名を表示しており、「戦略プロジェクト」を構成している施策であることを表しています。

●施策の体系

施策の体系

施策を構成する「小施策」を示し、小施策を実施する際の具体的な取組の方向性や小施策に含まれる主要事業を記載しています。

施策 1 地域福祉の推進

小施策 I 支援を必要とする人が福祉サービスを受けられる仕組みづくり

支援を必要とする人が、適切な福祉サービスを受けられるとともに、サービス利用者の権利が尊重され、必要なサービスが利用しやすい仕組みを構築します。

【主要事業】

地域トータルケアシステム構築事業
盛岡市社会福祉協議会運営費補助事業
社会福祉法人指導監督等事業

小施策 II 共に支え合うことができる地域環境づくり

一人ひとりが地域の一員として、共に支え合う意識を持ち、住み慣れた地域で、誰もが地域の一員として尊重され、自立した生活を送ることができる地域環境の整備を推進します。

【主要事業】

盛岡市社会福祉協議会運営費補助事業（再掲）
地域福祉団体育成事業

小施策 III 地域福祉を担うひとづくり

支援を必要とする人が適切なサービスを受けられるために、また、住み慣れた地域で、誰もが地域の一員として尊重され、自立した生活を送ることができるよう、お互いに支え合うことができる地域福祉を担うひとづくりを推進します。

【主要事業】

地域福祉計画推進事業
盛岡市社会福祉協議会運営費補助事業（再掲）

【一般事業】

福祉団体等助成事業、社会福祉施設整備資金等貸付事業、社会福祉基金造成事業、民生委員活動事業、小規模災害被害者見舞金支給事業、地域福祉センター管理運営事業、社会福祉審議会運営事業、避難行動要支援者避難支援事業、社会福祉研修実施事業、災害応急対策事業

小施策

「現状と課題」を踏まえ、施策を実施するに当たっての具体的な取組の方向性を記載しています。また、小施策に含まれる「主要事業」を記載し、小施策では、どのような事業を実施しているか具体的に表しています。

なお、★印は「盛岡市・玉山村新市建設計画」に搭載される主要事業を、◎印は「盛岡市・都南村合併建設計画」の未着手事業のうち、「引き続き実施に向け調整を進める事業」及び「市道新設改良整備事業（77路線）」の未整備路線を、◆印は、新たに実施する事業のうち、主要事業とした事業を表しています。

平成 27 年度～29 年度に実施する主要事業

実施計画の計画期間内に「施策の体系」で示した「主要事業」をどのように進めていくのかを記載しています。

主要事業の担当部署のほか、事業の概要、各年度の事業費や取組内容などについて記載しています。

基本目標
1

人がいきいきと暮らすまちづくり

施策 1 地域福祉の推進

●平成 27 年度～29 年度に実施する主要事業

事業名	地域トータルケアシステム構築事業		地域福祉課
概 要	地域包括支援センターや相談支援事業所などに地域福祉コーディネーターの設置を行うなど、分野横断的な活動を行いやすい環境を整備するとともに、見守り協定の締結を拡大するなど、社会的孤立の防止などに係る事業を実施します。		
取組内容	H27	H28	H29
	(介護保険費特別会計) 8 百万円	8 百万円	8 百万円
	地域福祉コーディネーターを（社福）盛岡市社会福祉協議会に配置するための補助	⇒	⇒
事業名	盛岡市社会福祉協議会運営費補助事業		地域福祉課
概 要	（社福）盛岡市社会福祉協議会の運営費のほか、心配ごと相談など、各種相談所の開設やボランティア育成などの事業について助成します。（★ふれあいのまちづくり事業）		
取組内容	H27	H28	H29
	140 百万円	139 百万円	139 百万円
	（社福）盛岡市社会福祉協議会の運営、各種相談所開設、ボランティア育成等の事業に対する補助	⇒	⇒
事業名	社会福祉法人指導監督等事業		地域福祉課
概 要	社会福祉法人の指導監督、設立認可などのほか、老人福祉施設、介護保険施設及び障がい者福祉施設の指導監督を行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	12 百万円	12 百万円	12 百万円
	社会福祉法人の指導監督、設立認可など	⇒	⇒
事業名	地域福祉団体育成事業		地域福祉課
概 要	地域福祉の推進拠点である地区福祉推進会が行う住民参加による地域ぐるみの福祉推進活動について助成します。		
取組内容	H27	H28	H29
	3 百万円	3 百万円	3 百万円
	地区福祉推進会運営費補助	⇒	⇒

●この施策に対する市民の実感

「共に支え合い安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けた取組が行われている」と感じる市民の割合



●各主体に期待される役割

	市民	☐ 共に支え合う意識を持ち、福祉活動やボランティア活動に参加しましょう。
	地域・NPO等	☐ 地域団体、行政、企業・団体など、互いに連携・協働しながら、地域での支え合い活動やボランティア活動を積極的に推進しましょう。
	事業者	☐ 地域での社会貢献活動やボランティア活動に参加しましょう。

●まちづくり指標

まちづくり指標	現状値	目標値
	H25	5年後(H31) 10年後(H36)
まちづくり評価アンケート調査「福祉サービスが適切に受けられる」と答えた市民の割合 ^{*1}	22.9%	26.4% 30.0%
まちづくり評価アンケート調査「地域で支え合いが進んでいる」と答えた市民の割合 ^{*2}	29.4%	31.7% 34.0%

*1, 2 新しく設定した指標です。現状値は、26年度の実績値としております。

●関連個別計画

- ・地域福祉計画(平成27～36年度)
- ・避難行動要支援者避難支援計画

●平成36年度までに想定される事業展開

平成36年度までに想定される事業展開

現時点では構想段階や計画段階にあるものの、平成36年度までに着手が想定される事業などについて記載しています。

まちづくり指標

施策の実施に当たって「まちづくり指標」として目標値を定め、施策実施の進捗状況を客観的に示しています。

なお、この進捗を計るための指標は、統計値やアンケート調査の結果を用いることとしています。

市民の実感

市の施策への取組状況などについて、市民の皆さんがどのように感じているか毎年アンケート調査を行い、その結果を「市民の実感」として記載しています。

各主体に期待される役割

新しい総合計画では、市民や町内会・自治会、NPO、企業、行政といった、さまざまな主体が、それぞれの役割を生かして、連携・役割分担しながら、市民参画や協働によるまちづくりを進めています。

ここでは、市民参画や協働によるまちづくりの具体例として、市民やNPO、事業者等の各主体において、それぞれ取組を進めることが期待される内容を記載しています。

なお、「地域・NPO」は町内会・自治会、NPOを、「事業者」は各種団体や企業を表しています。

関連個別計画

市の各部署で策定している個別計画について、この施策に関連するものをまとめています。

施策1 地域福祉の推進



誰もが住み慣れた地域で、それぞれの個性や尊厳を認め合いながら、共に生活続けることができるように、地域住民が互いに支え合う地域社会の形成を推進します。

まちづくりの合言葉

福祉からデザインする みんなのコミュニティ

●現状と課題

- I-1** 福祉ニーズの拡大、多様化や複雑化への対応が課題となっていることから、誰もが住み慣れた地域で、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスなどを切れ目なく、横断的、一体的に受けられる地域トータルケアシステムの構築が求められています。
- I-2** 支援を必要とする人が適切かつ確実に福祉サービスを受けられるだけでなく、インフォーマルな福祉サービス（相互扶助的な福祉サービス）につながる仕組みづくりが必要です。
- I-3** 支援を必要とする個人や家族に対する個別支援だけでなく、専門職や関係機関、団体、住民などが連携しながら、生活環境の整備や住民の組織化などの地域支援活動を総合的に推進していくことが求められています。

- II** 隣近所付き合いの希薄化と活動の担い手不足などによる地域の支え合い体制への懸念や除雪や買い物といった日常生活支援に対するニーズが高まっています。
団塊の世代や若い世代の地域活動への参加促進などを通じた担い手の確保、見守り活動やサロン活動の推進、日常生活支援の活動拠点づくり、地域福祉を担っている地区福祉推進会への支援などにより、地域において支え合う環境を整備する必要があります。
- III** 地域福祉の実践活動では、生活困難を抱えた人たちを排除することなく、社会全体で包み込むという視点と、広く福祉に関する意識を持った人材の育成を推進する必要があります。

●施策の体系

施策1 地域福祉の推進

小施策 I 支援を必要とする人が福祉サービスを受けられる仕組みづくり

支援を必要とする人が、適切な福祉サービスを受けられるとともに、サービス利用者の権利が尊重され、必要なサービスが利用しやすい仕組みを構築します。

【主要事業】

地域トータルケアシステム構築事業
盛岡市社会福祉協議会運営費補助事業
社会福祉法人指導監督等事業

小施策 II 共に支え合うことができる地域環境づくり

一人ひとりが地域の一員として、共に支え合う意識を持ち、住み慣れた地域で、誰もが地域の一員として尊重され、自立した生活を送ることができる地域環境の整備を推進します。

【主要事業】

盛岡市社会福祉協議会運営費補助事業（再掲）
地域福祉団体育成事業

小施策 III 地域福祉を担うひとづくり

支援を必要とする人が適切なサービスを受けられるために、また、住み慣れた地域で、誰もが地域の一員として尊重され、自立した生活を送ることができるよう、お互いに支え合うことができる地域福祉を担うひとづくりを推進します。

【主要事業】

地域福祉計画推進事業
盛岡市社会福祉協議会運営費補助事業（再掲）

【一般事業】

福祉団体等助成事業，社会福祉施設整備資金等貸付事業，社会福祉基金造成事業，民生委員活動事業，小規模災害被害者見舞金支給事業，地域福祉センター管理運営事業，社会福祉審議会運営事業，避難行動要支援者避難支援事業，社会福祉研修実施事業，災害応急対策事業

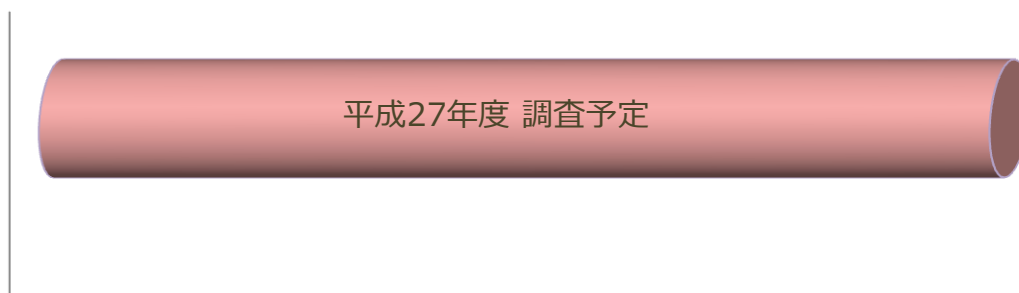
●平成 27 年度～29 年度に実施する主要事業

事業名	地域トータルケアシステム構築事業		地域福祉課
概 要	地域包括支援センターや相談支援事業所などに地域福祉コーディネーターの設置を行うなど、分野横断的な活動を行いやすい環境を整備するとともに、見守り協定の締結を拡大するなど、社会的孤立の防止などに係る事業を実施します。		
取組内容	H 27	H 28	H 29
	(介護保険費特別会計) 8 百万円	8 百万円	8 百万円
	地域福祉コーディネーターを（社福）盛岡市社会福祉協議会に配置するための補助	⇒	⇒
事業名	盛岡市社会福祉協議会運営費補助事業		地域福祉課
概 要	（社福）盛岡市社会福祉協議会の運営費のほか、心配ごと相談など、各種相談所の開設やボランティア育成などの事業について助成します。（★ふれあいのまちづくり事業）		
取組内容	H 27	H 28	H 29
	140 百万円	139 百万円	139 百万円
	（社福）盛岡市社会福祉協議会の運営、各種相談所開設、ボランティア育成等の事業に対する補助	⇒	⇒
事業名	社会福祉法人指導監督等事業		地域福祉課
概 要	社会福祉法人の指導監査、設立認可などのほか、老人福祉施設、介護保険施設及び障がい者福祉施設の指導監査を行います。		
取組内容	H 27	H 28	H 29
	12 百万円	12 百万円	12 百万円
	社会福祉法人の指導監督、設立認可など	⇒	⇒
事業名	地域福祉団体育成事業		地域福祉課
概 要	地域福祉の推進拠点である地区福祉推進会が行う住民参加による地域ぐるみの福祉推進活動について助成します。		
取組内容	H 27	H 28	H 29
	3 百万円	3 百万円	3 百万円
	地区福祉推進会運営費補助	⇒	⇒

事業名	地域福祉計画推進事業		地域福祉課
概要	(社福)盛岡市社会福祉協議会と連携して、研修やボランティア養成講座などを実施し、地域福祉活動の中核的な担い手を育成します。		
取組内容	H27	H28	H29
	5百万円	5百万円	5百万円
	地域福祉コーディネーター活用の研修会開催、地域での日常生活ニーズ調査や社会資源開発など	⇒	⇒

●この施策に対する市民の実感

「共に支え合い安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けた取組が行われている」と感じる市民の割合



●各主体に期待される役割

 市民	☐ 共に支え合う意識を持ち、福祉活動やボランティア活動に参加しましょう。
 地域・NPO等	☐ 地域団体、行政、企業・団体など、互いに連携・協働しながら、地域での支え合い活動やボランティア活動を積極的に推進しましょう。
 事業者	☐ 地域での社会貢献活動やボランティア活動に参加しましょう。

●まちづくり指標

まちづくり指標	現状値	目標値	
	H25	5年後(H31)	10年後(H36)
まちづくり評価アンケート調査「福祉サービスが適切に受けられる」と答えた市民の割合 ^{*1}	22.9%	26.4%	30.0%
まちづくり評価アンケート調査「地域で支え合いが進んでいる」と答えた市民の割合 ^{*2}	29.4%	31.7%	34.0%

^{*1, 2} 新しく設定した指標です。現状値は、26年度の実績値としております。

●関連個別計画

- ・地域福祉計画(平成 27～36 年度)
- ・避難行動要支援者避難支援計画

●平成 36 年度までに想定される事業展開

施策2 子ども・子育て、若者への支援

子どもの最善の利益を第一に、希望を持って子どもを産み育て、全ての子どもが健やかに成長できるように、子ども・子育て支援を進めます。

また、困難を抱える若者が自立できるように、社会全体で支援する仕組みを構築します。



LINK

重点1 子ども・子育て支援プロジェクト

まちづくりの合言葉

みんなで支える 子ども・若者の未来

●現状と課題

- I-1** 保育所の待機児童及び多様化している保育ニーズに対応するため、保育所の受入れ態勢の整備と、より効率的で多様なサービスの提供が必要となっています。
- I-2** 安心して子育てをするために、子どもを連れていても気軽に外出できる安全で快適な生活環境を整備する必要があります。
- II-1** 子育てに不安を持つ保護者の相談や虐待事例の通報が増加傾向にあることから、子育て支援サービスの一層の充実が求められています。
- II-2** 子どもたちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進するため、子どもたちの安心で安全な活動拠点づくりが求められています。
- III** 子育て家庭における子育て費用の経済的負担の軽減が求められています。
- IV** 妊娠、出産、子育てが安心してできるよう、健康診査の充実が求められています。
- V** 少子化、核家族化などにより、子ども・若者を取り巻く環境は大きく変化し、ニートやひきこもりなどが増加しているため、困難を抱えた子ども・若者が自立するための支援を行う必要があります。
- VI** 家庭や地域の養育力が低下し、子ども・若者を取り巻く環境が悪化しているため、児童虐待やいじめ、少年による重大事件の発生、有害情報の氾濫などの問題が生じており、家庭環境や大人社会のあり方を改善しながら子ども・若者の健やかな成長を図るため、豊かな人間性の育成、基本的な生活習慣の形成、学力・体力の向上等の取組を実施する必要があります。

●施策の体系

施策2
子ども・子育て、
若者への支援

小施策 I 保育環境の充実

待機児童の速やかな解消を図るとともに、子どもが良好に保育され、保護者が働きながら子育てができる保育サービスを提供するなど、安心して子どもを産み、育てることができ、子育てに喜びを感じる環境づくりを進めます。

【主要事業】

私立児童福祉施設等運営事業

保育所管理運営事業

★特別保育事業

小施策 II 育児不安の軽減

情報提供や育児相談、活動拠点となる児童福祉施設の充実を図り、子育てに悩まず、母子の健康が保たれ、地域の人々のやさしさに包まれて、次世代を担う子どもたちが、心豊かで健やかに育つ環境づくりを進めます。

【主要事業】

★地域子育て支援センター事業

小施策 III 支援体制の充実

保健、福祉、教育など、各分野が互いに連携を強め、各種制度・事業の周知に力を入れるなど、多様化する問題に迅速に対応できる総合的な子育て支援体制を確立します。

【主要事業】

医療費給付事業（妊産婦、乳幼児、小学生）

小施策 IV 母子保健・予防の推進

妊娠、出産、子育てが安心してできるよう、妊娠期からの継続した子育て支援を進めます。

【主要事業】

母子保健事業

★乳幼児健康診査事業

小児救急輪番制病院事業

小施策 V 困難を抱えた子ども・若者の支援

不登校、ニート、ひきこもりなど、社会生活を営む上で困難を抱えた子ども・若者を支援します。

小施策 VI 児童・青少年の健全育成

一人ひとりの個性を伸ばし、心豊かで逞しい児童・青少年の育成を図ります。

【一般事業】

乳幼児総合診査事業，幼児歯科保健事業，周産期保健相談強化事業，絵本の読みきかせ事業，不妊に悩む方への特定治療支援事業，乳児家庭全戸訪問等事業，児童委員活動事業，児童館管理運営事業，児童館整備事業，婦人相談員活動事業，家庭相談員活動事業，子育て短期支援事業，児童養育支援活動事業，地域児童クラブ等運営事業，母親クラブ活動育成事業，病児・病後児保育事業，私立児童福祉施設運営費助成事業，産休等代替職員費助成事業，私立児童福祉施設整備助成事業，ファミリーサポートセンター事業，子ども・子育て支援事業計画推進事業，もりおか子育て応援パスポート事業，つどいの広場管理運営事業，赤ちゃんの駅設置事業，保育所等指導監督事業，母子家庭等就業・自立支援センター事業，児童手当支給事業，児童扶養手当支給事業，母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業，母子家庭等高等技能訓練促進費支給事業，母生活支援施設管理運営事業，保育所地域活動事業，保育士等処遇改善臨時特例事業，待機児童解消強化事業，小児慢性特定疾病対策事業，未熟児養育医療費給付事業，育成医療費給付事業，母子寡婦福祉資金貸付事業，青少年施策推進事業，少年センター活動事業，遊び場整備事業，子ども・若者育成支援事業，子どものための教育・保育給付事業

●平成27年度～29年度に実施する主要事業

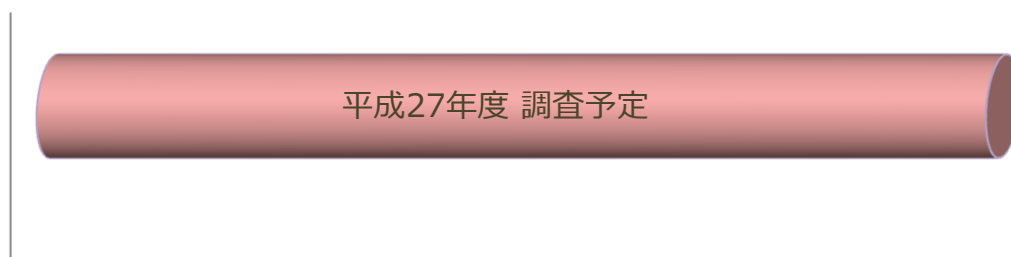
事業名	私立児童福祉施設等運営事業		子ども未来課
概要	認可された私立の保育所，母子生活支援施設及び助産施設に，保育・保護に要する運営費を入所児童数などに応じて委託料として支出します。		
取組内容	H27	H28	H29
	4,799 百万円	4,799 百万円	4,799 百万円
	認可私立保育所や母子生活支援施設，助産施設の運営委託	⇒	⇒
事業名	保育所管理運営事業		子ども未来課
概要	子どもが良好に保育され，保護者の負担感などの緩和を図りながら子育てができるように，公立保育所を適正に管理運営します。		
取組内容	H27	H28	H29
	448 百万円	448 百万円	448 百万円
	市内公立保育所の管理運営	⇒	⇒

事業名	★特別保育事業		子ども未来課
概 要	保護者の就労環境の多様化などに対応した保育サービスとして、延長保育、一時預かり、休日保育、発達支援児保育、乳児保育を行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	471 百万円	471 百万円	471 百万円
	保育所等の延長保育や一時預かり、休日保育、発達支援保育、乳児保育の実施	⇒	⇒
事業名	★地域子育て支援センター事業		子ども未来課
概 要	子育て家庭における保護者の身体的・心理的負担感や育児不安を解消するために、保育所の開放、子育て講座や在家庭の母親への育児指導、子育てサークルの情報提供や子育てサークルへの支援、電話や面談による育児相談などを行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	60 百万円	60 百万円	60 百万円
	保育所開放や子育て講座の実施、在家庭の母親指導、子育てサークルの情報提供・支援	⇒	⇒
事業名	医療費給付事業（妊産婦、乳幼児、小学生）		医療助成年金課
概 要	妊産婦や乳幼児などに対して、安心して医療が受けられるように、医療費を助成します。		
取組内容	H27	H28	H29
	494 百万円	494 百万円	494 百万円
	妊産婦、乳幼児、小学生への医療費の助成	⇒	⇒
事業名	母子保健事業		健康推進課 健康福祉課
概 要	母体の健康管理と安全・安心な出産に向けて、妊婦健康診査と母親教室を実施します。また、安心して子育てができるように、乳児家庭全戸訪問や子育て相談を実施し切れ目のない支援を行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	222 百万円	222 百万円	222 百万円
	妊婦一般健康診査、母親教室、子育て相談の開催	⇒	⇒

事業名	★乳幼児健康診査事業		健康推進課 健康福祉課
概要	病気や心身の発育・発達状態，育児環境などの問題点を早期に発見して，適切な子育ての支援・指導を図るために，乳幼児の健康診査を行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	114 百万円	114 百万円	114 百万円
	1～2か月児，3～4か月児，6～7か月児，9～10か月児，1歳児，1歳6か月児，2歳児，3歳児の各健康診査及び幼児休日健康診査	⇒	⇒
事業名	小児救急輪番制病院事業		企画総務課（保健所）
概要	休日，夜間などにおける入院治療を必要とする小児の重症救急患者の医療を確保するために，輪番制で診療にあたる5病院を支援し，うち4病院に対して運営費を助成します。		
取組内容	H27	H28	H29
	198 百万円	198 百万円	198 百万円
	休日，夜間等に入院治療を必要とする小児重症救急患者を輪番制で診療する病院への運営費補助	⇒	⇒

●この施策に対する市民の実感

「安心して産み・育てられる子育て支援の取組が充実している」と感じる市民の割合



●各主体に期待される役割



市民

□共に協力し子育てに取り組みましょう。



地域・NPO等

□地域で子どもと子育て家族を見守りましょう。



事業者

□育児休業などの制度の周知や、制度を利用しやすい職場の環境づくりに努めましょう。

□授乳室やおむつ替えスペースの設置など、子育てにやさしい環境づくりに努めましょう。

●まちづくり指標

まちづくり指標		現状値	目標値	
		H25	5年後(H31)	10年後(H36)
子育て支援サービス利用者数	↑	70,179人	74,000人	77,000人
まちづくり評価アンケート調査「子育てをつらいと感じている」と答えた子どものいる親の割合	↓	19.2%	14.5%	10.0%
まちづくり評価アンケート調査「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる」と答えた市民の割合	↑	17.0%	40.0%	50.0%

●関連個別計画

- ・第3次保育所民営化実施計画（平成28～32年度）
- ・子ども・若者育成支援計画（平成27～36年度）
- ・子ども・子育て支援事業計画（平成27～31年度）

●平成36年度までに想定される事業展開

施策 3 高齢者福祉の充実



高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して暮らすことができる長寿社会の実現を目指し、高齢者の社会参加を促進するとともに、介護予防や認知症対策などを推進するほか、介護サービス提供体制を強化するなど、高齢者福祉の充実を図ります。

まちづくりの合言葉

まちに広げる 元気な高齢者の笑顔

●現状と課題

I 本市においては、少子高齢化の進行により高齢化率が上昇を続けており、平成 26 年 10 月には 23%を超え、団塊の世代が 75 歳以上となる 37 年度には 30%を超える見込みとなっています。このことに伴い、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯が更に増加すると見込んでおり、今後、高齢者を地域全体で支える仕組みとして、地域包括ケアシステム^{*1}を構築していく必要があります。

II 健康寿命の延伸や生活の質の向上の実現に向けて、高齢者の健康づくりと生きがいづくりに対し、多様な支援が求められています。意欲や能力のある高齢者が、スポーツや学習などの機会に参加し、

これまでの経験や知識を生かして地域社会に参加していくことは、生きがいを持って生活することにつながるとともに、高齢者の閉じこもり防止など、介護予防にも寄与するものです。元気な高齢者が地域において、互助・共助などの担い手として活動できるように、社会参加を促進するための方法について検討し、高齢者の社会参加を一層進める必要があります。

III 高齢者人口の増加に伴い、要介護認定者も増加し、また、介護保険給付費が年々増大しています。介護保険制度の安定的な運営を確保するためにも、サービス給付を適正に行う必要があります。

^{*1} 地域包括ケアシステム

地域においてニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、介護予防のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような体制。

● 施策の体系

施策3
高齢者福祉の充実

小施策 I 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、医療や介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を構築するための取組を強化します。

【主要事業】

地域包括ケアシステム構築事業

小施策 II 高齢者の健康・生きがい対策の充実

高齢者が健康で生きがいを持ち、安心していきいきとした生活を送ることができるように、健康寿命の延伸に向けた健康づくり、スポーツや学習などの機会の設定、介護予防のための事業に取り組むほか、高齢者が自らの経験と知識を生かし、地域の人々と支え合いながら、積極的に社会に参加・貢献できる生きがいのための事業を推進します。

【主要事業】

生きがい活動推進事業

小施策 III 高齢者福祉サービスの充実

高齢者がいつまでも元気に暮らすことができるように、生活支援、介護予防などの相談や情報提供を行う体制の充実を図り、保健活動や医療機関、地域住民との連携を強化し、寝たきりや認知症などの予防対策など、総合的な高齢者福祉サービスの充実を図ります。

また、介護を必要とする高齢者に対して、介護保険制度の円滑な運営により、質の高いサービスを総合的かつ持続的に提供できるように、介護サービス基盤の整備を促進します。

【主要事業】

介護保険事業

【一般事業】

高齢者等住宅改造事業、介護保険低所得利用者負担対策事業、老人福祉施設整備助成事業、老人福祉施設等指定・許可管理事業、地域福祉センター管理運営事業、高齢者無料入浴事業、軽費老人ホーム事務費助成整備事業、認知症高齢者等保護事業、生きがい活動支援通所事業、寝具洗濯乾燥消毒サービス事業、火災警報器等給付事業、高齢者住宅整備資金貸付事業、支援センターシステム管理事業、在宅介護者等訪問相談事業、要介護高齢者短期入所事業、要援護高齢者等短期入所事業、老人ホーム入所者援護事業、★老人クラブ活動促進事業、敬老金品支給事業、金婚慶祝会事業、在日外国人高齢者福祉給付金支給事業、けやき荘管理運営事業、けやき荘整備事業、健康増進教室開催事業、老人福祉センター管理運営委

託事業，老人憩いの家管理運営委託事業，世代交流センター管理運営事業，老人福祉センター施設整備事業，ふれあいのまちづくり事業

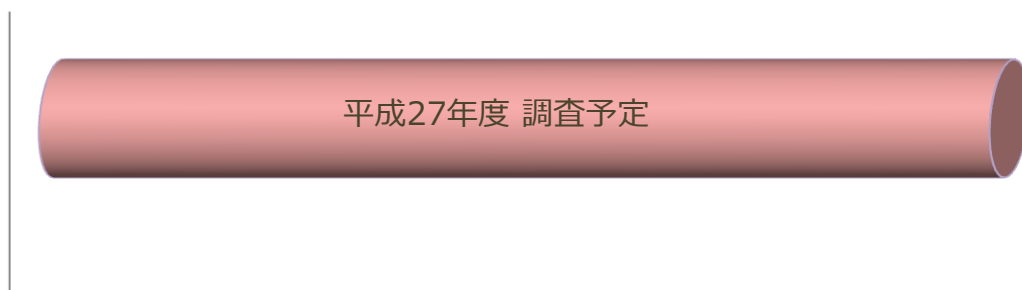
●平成27年度～29年度に実施する主要事業

事業名	地域包括ケアシステム構築事業		長寿社会課，地域福祉課 介護保険課，健康福祉課
概要	地域包括ケアシステムの構築に向けて，医療・介護の連携の充実，認知症対策の充実，生活支援サービス提供体制の整備を図るほか，介護予防の強化などを行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	(一般会計) 36 百万円	—	—
	在宅医療介護連携事業	—	—
	(介護保険費特別会計) 367 百万円	367 百万円	367 百万円
	包括的支援事業，認知症対策推進事業，地域包括ケアシステム推進事業，介護予防事業，任意事業	包括的支援事業，認知症対策推進事業，地域包括ケアシステム推進事業，介護予防事業，任意事業，在宅医療介護連携事業	包括的支援事業，認知症対策推進事業，地域包括ケアシステム推進事業，介護予防事業，任意事業，在宅医療介護連携事業，総合事業
事業名	生きがい活動推進事業		長寿社会課
概要	老人スポーツ大会，老人芸能大会など，生きがいづくりや教養の向上，健康の増進などを目的とした事業を実施します。		
取組内容	H27	H28	H29
	30 百万円	30 百万円	30 百万円
	老人のための明るいまち推進事業，敬老バス運行事業，老人スポーツ振興事業	⇒	⇒

事業名	介護保険事業		介護保険課
概 要	介護サービスを総合的かつ持続的に提供できるよう、第6期介護保険事業計画に基づき、保険料の賦課徴収、要介護認定、保険給付などを適正に行うとともに、安定した介護保険制度運営を行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	(一般会計) 3,636 百万円	3,663 百万円	3,588 百万円
	老人福祉施設・介護サービス施設整備に対する補助など、介護保険費特別会計への一般会計繰出金	⇒	⇒
	(介護保険費特別会計) 22,345 百万円	22,345 百万円	22,345 百万円
	介護保険制度の周知、介護保険サービスの運用	⇒	⇒

●この施策に対する市民の実感

「高齢者が積極的に社会参加できる取組や高齢者福祉サービスが充実している」と感じる市民の割合



●各主体に期待される役割

 市民	☐ スポーツや学習などの機会に参加し、高齢者自ら生きがいを持ち、いきいきと暮らしましょう。 ☐ 健康づくりを通し、健康寿命を伸ばしましょう。
 地域・NPO 等	☐ 高齢者の生活を見守り支えていきましょう。 ☐ 高齢者の知識や経験を学びましょう。
 事業者	☐ それぞれの特性を生かした地域貢献、高齢者の社会参加・生きがい活動を支援しましょう。 ☐ 高齢者にやさしいまちづくりを積極的に進めましょう。

●まちづくり指標

まちづくり指標	現状値	目標値	
	H25	5年後(H31)	10年後(H36)
75歳介護保険認定者数／75歳人口 ^{*2}	9.8%	9.8%	9.8%
まちづくり評価アンケート調査「生きがいを持って暮らしている」と答えた高齢者の割合	66.0%	66.7%	66.7%

^{*2} 「75歳介護保険認定者数／75歳以上」の現状値
新しく設定した指標です。現状値は、26年度の実績値としております。

●関連個別計画

- ・高齢者保健福祉計画
- ・第6期介護保険事業計画（平成27～29年度）

●平成36年度までに想定される事業展開

LINK

重点1 子育て応援プロジェクト

施策4 健康づくり・医療の充実



生涯にわたり健やかに暮らすことができるように、健康相談や健康診査などを実施するとともに、医療体制の拡充や医療費を助成するなど、健康づくりと医療の充実を図ります。

まちづくりの合言葉

伸ばそう 健康寿命 守ろう 大切な命

●現状と課題

- I** 生活習慣を起因とする高血圧、脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病が年々増加しており、メタボリック症候群^{*1}が疑われる早期の段階から、生活習慣病の発症を防止する取組が必要です。
- II-1** 市民の健康増進を図るため、市民自らが生活習慣を改善して発病を予防する「一次予防」と、健康診査・がん検診など、受診促進により病気の早期発見・早期治療を進める「二次予防」に重点をおいた取組が必要です。
- II-2** 社会情勢の変化に伴い、うつ病や自殺者が増加しており、こころの健康づくりが重要となっています。
- II-3** 乳幼児や児童、高齢者などが感染症にかかったり、病気がまん延することを防止する必要があります。
- III** 市保健所の専門的機能を生かし、健康の保持増進に係るサービス及び地域保健に関する情報を迅速で効率的に提供する必要があります。
- IV-1** すべての人がいつでも必要な医療サービスを受けられる医療体制の整備が求められています。
- IV-2** 医師の確保は、個々の自治体のみでは困難であり、県全体で継続的に取り組む必要があります。
- IV-3** 夜間などに比較的軽症な救急患者が、第二次・第三次救急医療機関に集中することは、重症患者の治療の妨げや医師の過重労働による疲弊など、医療現場に大きな影響をもたらしていることから、症状に応じた適切な受診を促進していく必要があります。
- V-1** 国民健康保険事業については、保険税収入が伸び悩む一方で、保険給付費は高齢化の進展や医療技術の高度化などが要因で増加傾向が続いていることから、平成22年度以降一般会計からの法定外繰入により運営してきたところですが、被保険者の更なる高齢化が進んでおり、今後の国保財政は、より一層厳しくなることが想定されます。また、国保の運営主体が30年度以降県に移行することとなっており、国の動向に注視しながら制度の安定的な運営に取り組む必要があります。
- V-2** 後期高齢者医療制度については、制度運営を担う岩手県後期高齢者医療広域連合^{*2}と連携し、制度の安定的な運営に取り組む必要があります。

*¹ メタボリック症候群

内臓脂肪型肥満（内臓に脂肪が蓄積した肥満）によって、高血圧や脂質異常、高血糖などになり、さまざまな病気が引き起こされやすくなった状態のことです。

*² 岩手県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療制度の財政運営の広域化と安定を図るため、岩手県内の全市町村が加入し組織された団体で、被保険者の資格管理や保険料の賦課、保健事業に関する事務を行っています。

● 施策の体系

施策4
健康づくり・医療の充実

小施策 I 健康の保持増進

心身ともに健康を保持し、生涯を健やかに暮らすことができるように、生活習慣病の早期発見と予防のための各種検診のほか、健康教育や訪問指導などの地域に密着した活動を推進して、市民が主体的に健康管理や健康増進に取り組める環境づくりを進めます。

【主要事業】

- ★各種健康診査事業
- ★健康教育事业

小施策 II 保健・予防の推進

市民が病気にならないように、感染症の発生や流行の予防に努めるとともに、疾病予防のための各種予防接種を行います。また、精神保健の向上を図るなど、健康を保つ活動を推進します。

【主要事業】

- 精神保健福祉事業
- 予防接種事業
- 感染症対策事業

小施策 III 生活衛生対策の推進

良好な衛生環境が保たれるように、食品衛生や生活衛生に係る営業施設などに対して監視指導を行います。

【主要事業】

- 食品衛生指導事業
- 生活衛生指導事業

小施策 IV 医療機関との連携強化

すべての人が必要な医療サービスをいつでも受けられるよう、医療機関の連携と機能分担を推進し、信頼される地域医療と救急体制の充実を図ります。

【主要事業】

- 医務薬務指導事業
- ★第二次救急医療事業

在宅当番医制事業
夜間急患診療所管理運営事業

小施策 V 健康保険制度の健全運営

国保財政の健全化のために、収納体制を強化して、収納率の向上を図ります。また、国保被保険者への保険給付などを円滑に実施するとともに、生活習慣病予防など、保健事業を強化して、医療費適正化を総合的に進めます。

【主要事業】

後期高齢者医療事業
国民健康保険事業

【一般事業】

保健所管理運営事業、余熱利用健康増進センター管理運営事業、保健活動事業、被災者健康支援事業、食育事業、成人歯科保健事業、健康相談事業、機能訓練事業、訪問指導事業、在宅難病支援事業、栄養改善事業、患者輸送事業、衛生統計調査事業、試験検査事業、医師等養成事業、国民年金事務、食育推進計画推進事業、もりおか健康 21 プラン推進事業

●平成 27 年度～29 年度に実施する主要事業

事業名	★各種健康診査事業		健康推進課，健康福祉課
概 要	健康増進や生活習慣病の早期発見・予防のために、各種がん検診や骨粗しょう症予防検診などを行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	476 百万円	476 百万円	476 百万円
	各種がん検診，健康診査，骨粗しょう症予防検診，女性健康診査，物忘れ検診，肝炎ウイルス検診の実施	⇒	⇒
事業名	★健康教育事業		健康推進課，健康福祉課
概 要	生活習慣病の予防と健康増進を図るために、健康教室や禁煙チャレンジ教室などを行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	2 百万円	2 百万円	2 百万円
	健康教室，禁煙教育事業の実施	⇒	⇒

事業名	精神保健福祉事業		保健予防課
概 要	こころの病気や休養の必要性に関する正しい理解を図るため、精神保健相談やこころの健康づくり講演会などを行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	4 百万円	4 百万円	4 百万円
	こころの健康についての保健相談、講演会など	⇒	⇒
事業名	予防接種事業		保健予防課
概 要	予防接種法に基づき、各種の予防接種を行うほか、任意接種の幼児インフルエンザ予防接種に対して助成します。		
取組内容	H27	H28	H29
	761 百万円	761 百万円	761 百万円
	ヒブ、BCG、水痘、ジフテリア、日本脳炎等の各種定期予防接種の実施	⇒	⇒
事業名	感染症対策事業		保健予防課、税務住民課
概 要	結核やエイズなど、感染症の拡大を防ぐために、予防対策の周知や検診を行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	26 百万円	26 百万円	26 百万円
	感染症予防対策の周知や検診の実施など	⇒	⇒
事業名	食品衛生指導事業		生活衛生課
概 要	食品等営業施設の衛生環境が良好に保たれるように、監視指導を行うとともに、食品営業許可に伴う審査などを行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	8 百万円	8 百万円	8 百万円
	食品営業施設の監視指導や食品営業許可など	⇒	⇒
事業名	生活衛生指導事業		生活衛生課
概 要	公衆浴場、旅館、理容美容所及びクリーニング所などの衛生環境が良好に保たれるように、監視指導を行うとともに、営業許可に伴う審査などを行います。また、井戸水、温泉などの衛生状況などについて監視指導を行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	1 百万円	1 百万円	1 百万円
	公衆浴場などに対する営業許可や監視指導、井戸水などの検査	⇒	⇒

事業名	医務薬務指導事業		企画総務課（保健所）
概 要	診療所や薬局などの許可・届出などの受理を行います。また、医療法・薬事法などにに基づき監視指導を行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	4 百万円	4 百万円	4 百万円
	診療所などの開設許可や 既設の病院などの立入検査	⇒	⇒
事業名	★第二次救急医療事業		企画総務課（保健所）
概 要	休日、夜間などにおける入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するために、輪番制で診療にあたる 12 病院を支援し、うち 10 病院に対して運営費を助成します。		
取組内容	H27	H28	H29
	125 百万円	125 百万円	125 百万円
	休日、夜間等に入院治療を必要とする重症救急患者を輪番制で診療する病院などへの運営費補助	⇒	⇒
事業名	在宅当番医制事業		企画総務課（保健所）
概 要	休日における初期救急医療を確保するため、内科、小児科、外科・整形外科、歯科の在宅当番医制を、盛岡市医師会及び盛岡市歯科医師会に委託して実施します。		
取組内容	H27	H28	H29
	8 百万円	8 百万円	8 百万円
	休日等に関院する内科、小児科、外科・整形外科、歯科の在宅当番医制の委託	⇒	⇒
事業名	夜間急患診療所管理運営事業		企画総務課（保健所）
概 要	夜間の初期救急患者の医療を確保するために、内科、小児科の診療を年中無休で行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	67 百万円	67 百万円	67 百万円
	夜間の初期救急患者のための内科、小児科の年中無休診療	⇒	⇒

事業名	後期高齢者医療事業		健康保険課
概 要	後期高齢者医療の被保険者を対象に、県内全市町村が加入する広域連合が運営主体となり、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、療養の給付及び健康診査などを行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	(一般会計) 3,151 百万円	3,151 百万円	3,151 百万円
	後期高齢者医療給付費負担金、後期高齢者医療費特別会計への一般会計繰出金など	⇒	⇒
	(後期高齢者医療費特別会計) 2,864 百万円	2,864 百万円	2,864 百万円
	申請受付、保険料の徴収など	⇒	⇒
事業名	国民健康保険事業		健康保険課
概 要	口座振替の推進やコンビニ納付など、国民健康保険税の納税環境を整備し、収納率向上対策を強化するとともに、「特定健康診査・特定保健指導」などの保健事業の実施率の向上を図り、医療費の適正化に取り組みます。		
取組内容	H27	H28	H29
	(一般会計) 1,959 百万円	1,959 百万円	1,959 百万円
	国民健康保険費特別会計への一般会計繰出金	⇒	⇒
	(国民健康保険費特別会計) 31,626 百万円	31,626 百万円	31,626 百万円
	国民健康保険の被保険者への保険給付、特定健康診査などの保健事業など	⇒	⇒

●この施策に対する市民の実感

「健康診断や予防接種、健康相談がしやすい」と感じる市民の割合



●各主体に期待される役割

	市民	☐ スポーツなどによる健康づくりに関心をもち、積極的に生活習慣の改善に取り組みましょう。 ☐ 検診を積極的に受診し、病気の早期発見、早期治療に努めましょう。
	地域・NPO 等	☐ 地域のボランティアと協力し、生活習慣病の予防に取り組みましょう。
	事業者	☐ 職場や飲食店など、受動喫煙防止対策に取り組みましょう。 ☐ メンタルヘルスなど、職場における健康づくり活動に取り組みましょう。

●まちづくり指標

まちづくり指標	現状値	目標値	
	H25	5年後(H31)	10年後(H36)
3大死因 ^{*3} の死亡率（人口10万対年齢調整死亡率 ^{*4} ）	225.6	223.3	221.1
まちづくり評価アンケート調査「身近に健康について相談できる人がいる」と答えた市民の割合	90.8%	90.8%	90.8%
まちづくり評価アンケート調査「いつでも受診できる医療機関がある」と答えた市民の割合	90.9%	90.9%	90.9%

*3 3大死因
悪性新生物，心疾患，脳血管疾患のことです。

*4 年齢調整死亡率
人口構成の異なる集団間で比較するために，死亡率を一定の基準人口にあてはめて算出した指標です。

●関連個別計画

- ・第2次もりおか健康21プラン（平成27～36年度）
- ・保健所健康危機管理方針
- ・第2次食育推進計画（平成25～29年度）

●平成36年度までに想定される事業展開

施策5 障がい者福祉の充実



障がい者が地域の一員として安心して暮らすことができるように、障がいや障がい者への市民の理解と交流を促進するとともに、障がい者福祉サービスの充実を図ります。

まちづくりの合言葉

思いやり 助け合いからはじめる 共生社会

●現状と課題

- I** 障がいのある人もない人も地域の中で自立した社会生活を送ることができるような条件を整え、共に生きる社会の実現が求められています。
- II-1** 今後においても、障がい者の障がいの特性などに応じた必要なサービスを提供し、障がい者の自立と社会参加の実現を図っていく必要があります。

- II-2** 現在、国において進められている「障害者制度改革」の中で、「障害者総合支援法」に基づき、制度の谷間のない支援の提供など、支援体制の整備に向けて、適切に対応していく必要があります。

●施策の体系

施策5
障がい者福祉の充実

小施策 I 障がい者への理解と交流の促進

市民一人ひとりが障がいや障がい者に対して十分な理解をし、配慮していくための啓発広報を行うなど、障がい者が地域の一員として安心して生活でき、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。

【主要事業】

地域生活支援事業

小施策 II 障がい者福祉サービスの充実

障がい者の自己選択・自己決定を促進するために、相談支援体制を強化するとともに、障がいの特性などに応じた質の高いサービスを受けることができるように、障がい者福祉サービスの充実を図ります。

【主要事業】

障がい者相談支援事業

障がい者福祉施設整備助成事業

介護給付等給付事業

訓練等給付事業

医療費給付事業（重度心身，中度身体障がい者）

地域生活支援事業（再掲）

【一般事業】

障がい者福祉団体助成事業，手話講座等開催事業，福祉タクシー助成事業，障がい者等住宅改造支援事業，特別障害者手当等給付事業，リフト付福祉バス運行事業，しらたき工房管理運営事業，★ひまわり学園管理運営事業，在宅重度障がい者家族介護慰労手当給付事業，障がい者等施設訓練等支援事業，身体障がい者施設管理運営事業，障がい給付認定審査事務，身体障害者手帳交付事業，障がい者相談員設置事業，緊急通報システム設置事業，福祉サービス事業所等指定事務，障がい児通所給付費等給付事業，難聴児補聴器購入費助成事業，在日外国人障がい者福祉給付金支給事業，相談支援専門員育成事業

●平成 27 年度～29 年度に実施する主要事業

事業名	地域生活支援事業		障がい福祉課， 保健予防課，健康福祉課
概要	障害者総合支援法に基づき，障がい者の社会参加と自立を促進するため，地域活動支援センター，移動支援，日中一時支援，日常生活用具給付，コミュニケーション支援，重度障害者（児）入院時コミュニケーション支援，障がい者スポーツの振興などの事業を行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	244 百万円	244 百万円	244 百万円
	地域活動支援センター事業，移動支援，日中一時支援，日常生活用具給付，障がい者スポーツ振興など	⇒	⇒
事業名	障がい者相談支援事業		障がい福祉課
概要	身体・知的・精神に係るピアカウンセリング*などの相談事業や在宅福祉サービス，社会資源の活用などに関する情報提供及び助言について，盛岡広域圏で 4 事業所に委託して実施します。		
取組内容	H27	H28	H29
	34 百万円	34 百万円	34 百万円
	身体・知的・精神に係る相談事業，福祉サービス・社会資源に係る情報提供など	⇒	⇒

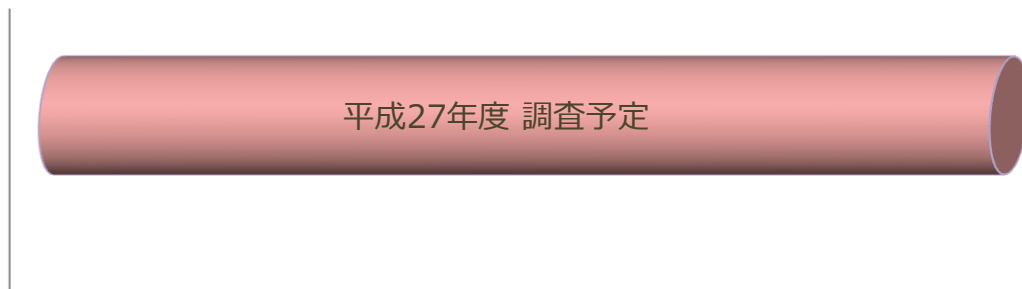
事業名	障がい者福祉施設整備助成事業		障がい福祉課
概 要	障がい者の福祉施設整備に当たり、事業費の一部を助成します。		
取組内容	H 27	H 28	H 29
	116 百万円	5 百万円	5 百万円
	障がい者福祉施設整備に対する補助	⇒	⇒
事業名	介護給付等給付事業		障がい福祉課
概 要	障害者総合支援法に基づき、障がい者が自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護、短期入所、生活介護、施設入所などの支援を行います。		
取組内容	H 27	H 28	H 29
	2,531 百万円	2,531 百万円	2,531 百万円
	居宅介護、短期入所、生活介護、施設入所支援等のサービス給付	⇒	⇒
事業名	訓練等給付事業		障がい福祉課
概 要	障害者総合支援法に基づき、障がい者が地域で生活できるよう、社会参加、就労支援、訓練などに係る支援を行います。		
取組内容	H 27	H 28	H 29
	1,809 百万円	1,809 百万円	1,809 百万円
	障がい者の社会参加、就労支援、訓練等の支援	⇒	⇒
事業名	医療費給付事業（重度心身、中度身体障がい者）		医療助成年金課
概 要	重度心身障がい者などに対し、安心して医療が受けられるように、医療費を助成します。		
取組内容	H 27	H 28	H 29
	960 百万円	960 百万円	960 百万円
	重度心身障がい者、中度身体障がい者への医療費の助成	⇒	⇒

* ピアカウンセリング

障がい者や高齢者が自らの体験に基づいて、同じ仲間（ピア）である他の者の相談に応じ、問題の解決を図ること。

●この施策に対する市民の実感

「障がい者が安心して暮らすことができるまちづくりや障がい福祉サービスが充実している」と感じる市民の割合



●各主体に期待される役割

 市民	□障がいのある人もない人も、町内会活動やボランティア活動、スポーツ活動などに積極的に参加し、交流しましょう。
 地域・NPO 等	□NPOや地域住民によるボランティアなど、積極的なサポートを進めましょう。
 事業者	□障がい者が働きやすいような仕事の切り分けや職場環境の整備を推進しましょう。 □障がい者の雇用促進に取り組みましょう。

●まちづくり指標

まちづくり指標		現状値	目標値	
		H25	5年後(H31)	10年後(H36)
障がい福祉サービス受給者数	↗	2,460人	3,300人	4,100人
施設、病院から地域への移行	↗	96人	150人	195人
施設から一般就労への移行	↗	18人	19人	19人
管内事業所の障がい者雇用率	↗	1.74%	2.00%	2.00%

●関連個別計画

- ・障がい者福祉計画（平成 27～36 年度）

●平成 3 6 年度までに想定される事業展開

施策6 生活困窮者への支援



生活困窮者が自立し安定した暮らしができるように、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度などによる支援を推進します。

まちづくりの合言葉

助け合い 支え合う地域社会

●現状と課題

I 生活困窮者の多くは、多様な問題を抱え、現行の福祉制度や支援システムでは十分に対応できず、ますます孤立していく状況が見られます。本市の生活保護受給者は、一昨年までの増加傾向から高止まりの状況で推移していますが、経済構造の変化や社会的孤立の拡大、貧困の連鎖といった状況に対応し、生活保護受給

者以外の生活困窮者への支援を強化する必要があります。

II 著しく所得の低い世帯など、居住の安定確保が必要な世帯に市営住宅を提供するとともに、適正な管理や建て替えなどを行い、居住環境の向上を図る必要があります。

●施策の体系

施策6
生活困窮者への支援

小施策 I 生活困窮者の自立支援

生活保護など、市民生活を守る制度の適正かつ公平な執行により、市民の心身の健康の保持と生活の安定を図り、経済的自立を助長します。また、新たに生活保護受給者以外の生活困窮者に対する包括的な支援を実施します。

【主要事業】

生活保護事業

◆生活困窮者自立支援事業

医療費給付事業（ひとり親家庭、寡婦・寡夫）

小施策 II 安定した生活の確保

市営住宅の入居者が健康的で文化的な生活を維持できるように、市営住宅の建て替えやリフォームなど適正な維持管理を行います。

【主要事業】

公営住宅整備事業

【一般事業】

診療報酬明細書点検事務，生活保護受給者就労支援事業，面接相談員設置事業，外来窮民救護等事業，市営住宅維持管理事務，指定医療機関等指導監査事業，住宅手当緊急特別措置事業

●平成 27 年度～29 年度に実施する主要事業

事業名	生活保護事業		生活福祉第一課 生活福祉第二課
概 要	生活に困窮するすべての市民に対して，困窮の程度に応じた必要な保護を行い，最低限度の生活を保障するとともに，その自立を助長します。		
取組内容	H27	H28	H29
	7,976 百万円	7,976 百万円	7,976 百万円
	生活扶助費，住宅扶助費，教育扶助費，医療扶助費などの支給	⇒	⇒
事業名	◆生活困窮者自立支援事業		生活福祉第一課
概 要	多様な問題を抱え生活に困窮するすべての市民に対する相談窓口を設置し，生活保護に至る前の第 2 のセーフティネットとして，包括的な支援を行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	43 百万円	43 百万円	43 百万円
	自立相談支援事業 住居確保給付金 学習相談支援事業	⇒	⇒
事業名	医療費給付事業（ひとり親家庭，寡婦・寡夫）		医療助成年金課
概 要	ひとり親家庭などに対し，安心して医療が受けられるように，医療費を助成します。		
取組内容	H27	H28	H29
	198 百万円	198 百万円	198 百万円
	ひとり親家庭，寡婦・寡夫への医療費の助成	⇒	⇒

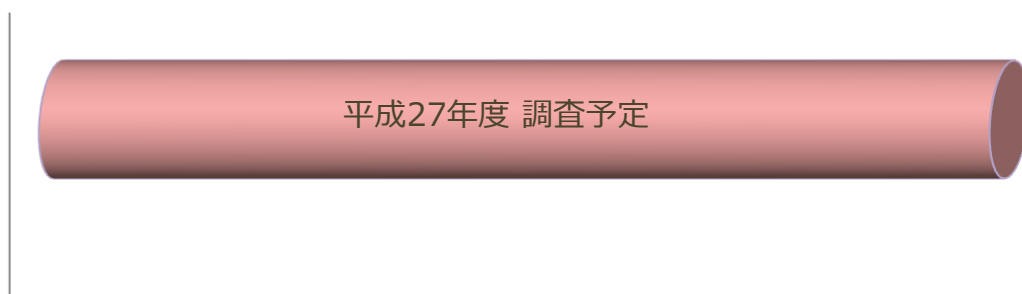
事業名	公営住宅整備事業		建築住宅課
概 要	老朽化した市営アパート（青山二丁目，青山三丁目）の建て替えを進めます。 また，市営アパートの機能改善などを計画的に実施し，ライフサイクルコスト* ¹ の最適化を図ります。		
取組内容	H27	H28	H29
	1,129 百万円	1,154 百万円	1,007 百万円
	実施設計・建設工事（青山三丁目新 3 号館建設ほか），改善工事など	実施設計・建設工事（青山三丁目新 4 号館建設ほか），改善工事など	実施設計・建設工事（青山二丁目新 2 号館建設ほか），改善工事など

^{*1} ライフサイクルコスト

建設費などの初期投資費用，保全，修繕などの運営管理費用及び処分費用を含めた総費用（トータルコスト）

●この施策に対する市民の実感

「生活保護や医療助成などの生活の自立を支援する取組が行われている」と感じる市民の割合



●各主体に期待される役割



市民

- ☐ 心身の健康の保持と生活の安定を図りましょう。
- ☐ 自立し安定した暮らしを目指しましょう。



地域・NPO 等

- ☐ 声かけや見守りなどに取り組みましょう。



事業者

- ☐ 雇用促進に取り組みましょう。

●まちづくり指標

まちづくり指標	現状値	目標値	
	H25	5年後(H31)	10年後(H36)
生活保護受給世帯から自立した世帯の割合（死亡・移管・失踪などを除く） ↗	5.7%	6.0%	6.0%
生活困窮者の自立支援相談の解決率 ^{*2} →	—	30.0%	30.0%

^{*2} 生活困窮者の自立支援相談の解決率の現状値

新しく設定した指標です。生活困窮者自立支援法の施行（27年4月）に伴い実施する事業において実績を把握するため、現状値は表示していません。目標値については、類似事業の実績値を基に設定しております。

●関連個別計画

- ・市営住宅長寿命化計画（平成 25～34 年度）

●平成 36 年度までに想定される事業展開

施策 7 人権尊重・男女共同参画の推進



お互いを理解しながら個人が尊重される社会を実現するため、人権尊重の精神と平和の尊さの意識啓発に取り組むとともに、男女が、均等に利益を享受し、責任も分かち合いながら、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画を推進します。

まちづくりの合言葉

一人ひとりの個性と能力を認め合おう

●現状と課題

- I 平和・人権啓発の推進に関しては、市民アンケート調査において、「人権擁護委員を知っている」と答えた市民の割合が減少してきており、人権相談や啓発活動を行う盛岡人権擁護委員協議会などの関係団体との連携を強化する必要があります。
- II 男女共同参画意識の高揚と活動支援に関しては、企業、地域など、社会全般において指導的地位における女性の登用が少ないことから、庁内の審議会などにお

ける女性委員就任率も目標を下回っており、女性の参画機会の更なる拡大が望まれています。また、配偶者などからの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス*）は、基本的人権の重大な侵害であり、その防止や被害者保護のためさまざまな法整備がなされてきましたが、相談件数は増加傾向にあります。DV防止のための啓発や被害者支援の充実を一層推進する必要があります。

* DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者（離別した配偶者を含む。）、内縁関係、生活の本拠を共にする交際相手などから受ける暴力のこと。

●施策の体系

施策 7
人権尊重・男女共同参画の推進

小施策 I 平和・人権啓発の推進

性別などにかかわらず、お互いを理解しながら個人を尊重し合う平和な社会を実現するために、人権尊重の精神や平和の尊さなどの意識啓発活動を推進します。

【主要事業】

人権擁護事業

小施策 II 男女共同参画の推進

性別などにかかわらず、お互いを理解しながら個人を尊重し合う男女共同参画社会を実現するために、意識啓発や支援、女性の参画機会の拡大を図ります。

【主要事業】

男女共同参画意識啓発事業

配偶者等暴力防止事業

【一般事業】

男女共同参画推進事務，女性センター管理運営事業，非核平和都市宣言事業，戦没者追悼式開催事業

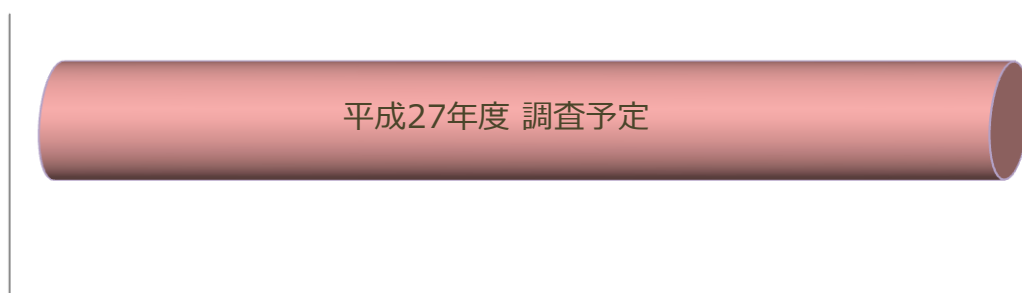
●平成 27 年度～29 年度に実施する主要事業

事業名	人権擁護事務		総務課
概 要	人権擁護活動と人権擁護思想の普及活動を行う盛岡人権擁護委員協議会の運営費を助成するとともに、連携して人権啓発事業を実施します。		
取組内容	H27	H28	H29
	1 百万円	1 百万円	1 百万円
	盛岡人権擁護委員協議会の運営費補助及び啓発等の活動の支援	⇒	⇒

事業名	男女共同参画意識啓発事業		男女共同参画青少年課
概 要	男女共同参画意識を高めるために、女性センターにおいて講座などを開催し啓発を行います。また、男女共同参画に資する人材を育成するための講座の開催や、県主催の講座へ市民を派遣し、学んだ女性が社会参画できる機会の拡大を図ります。		
取組内容	H27	H28	H29
	1 百万円	1 百万円	1 百万円
	男女共同参画情報紙の発行、人材の育成講座、女性人材バンクへの登録など	⇒	⇒
事業名	配偶者等暴力防止事業		男女共同参画青少年課
概 要	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護などに関する法律（平成 13 年法律第 31 号）」に基づく盛岡市配偶者暴力相談支援センターの業務を実施します。		
取組内容	H27	H28	H29
	3 百万円	3 百万円	3 百万円
	配偶者等暴力に関する相談、法律相談、同行支援、緊急避難、予防啓発のための出前講座など	⇒	⇒

●この施策に対する市民の実感

「男女共同参画社会の推進や人権問題への取組が行われている」と感じる市民の割合



●各主体に期待される役割

	市民	☐ 相手の気持ちを思いやる習慣を持ちましょう。 ☐ 平和の大切さを次の世代に伝えましょう。
	地域・NPO 等	☐ 平和・人権尊重の意識の醸成にみんなで取り組みましょう。 ☐ 地域社会の一員として、男女ともに地域活動に積極的に参画しましょう。
	事業者	☐ 人権尊重の職場環境づくりに努めましょう。 ☐ 決定方針過程への女性の参画を進め、多様な働き方に対応した職場環境づくりに努めましょう。

●まちづくり指標

まちづくり指標	現状値	目標値	
	H25	5年後(H31)	10年後(H36)
人権相談件数（女性センター女性相談，子ども未来課家庭・婦人相談） →	4,345件	4,350件	4,350件

●関連個別計画

- ・第2次男女共同参画推進計画～なはんプラン 2025～（平成 27～36 年度）
- ・第2次配偶者暴力防止対策推進計画（平成 27～36 年度）

●平成36年度までに想定される事業展開

施策8 安全・安心な暮らしの確保



市民の安全・安心な暮らしを確保するため、自然災害や火災、健康被害など、あらゆる危機に対し強いまちを目指し、防災や防犯対策、消防力の充実などに取り組みます。

まちづくりの合言葉

支え合い 地域でつくろう 強いまち

●現状と課題

I 盛岡南地区都市開発に伴い、平成5年度から南川の改良事業を進めているところですが、25年度末の事業の進捗率は29.5%であり、流域の浸水被害を防ぐためにも事業を進める必要があります。

II-1 自然災害による被害・影響を軽減するため、「自助」、「共助」、「公助」*による防災・減災への取組を強化する必要があります。

II-2 自然災害をはじめとする住民の安全・安心を脅かす事案が続いていることを踏まえ、あらゆる危機に対応できる危機管理体制の充実を図る必要があります。

II-3 市における自主防災組織の組織率は、17年度末の18.0%から25年度末には78.5%と上がってきていますが、すべての町内会、自治会等において自主防災組織が結成されるよう、更に促進するとともに、災害時に効果的な活動ができるよう、結成後の継続した訓練などの実施が必要です。

III-1 複雑多様化、また高齢化が進む現代社会において、火災をはじめとする各種災害に迅速かつ的確に対応し、市民の生命、身体及び財産を守るため、消防機能と消防体制の充実・強化を図る必要があります。

III-2 火災から市民の生命を守るため、住宅防火対策の啓発や事業所の防火管理体制の徹底などにより、防火意識の高揚を図る必要があります。

III-3 災害応急対策の拠点機能が求められる盛岡中央消防署庁舎の移転建設、その移転により生じる消防体制の空白地域解消のための出張所新設及び消防・救急無線のアナログ方式からデジタル方式への移行（28年5月31日が移行期限）を推進する必要があります。

III-4 地域に精通し、大きな防災の力として活躍する消防団員が、年々高齢化や減少傾向にあることから、地域や関係団体と連携しながら、団員の確保を図る必要があります。

- Ⅳ** 市の交通事故発生件数は、15年以降、減少傾向が続いていますが、高齢者が関係する交通事故が増加傾向にあります。25年は交通事故死者6人中4人を高齢者が占めており、高齢者を交通事故から守る取組が重要となります。
- Ⅴ** 市の刑法犯認知件数は、13年以降、減少傾向が続いていますが、子どもへの声かけなどの不審者情報が後を絶たない状況にあります。犯罪の被害に遭わないよう、安全で住みよいまちづくりを進めるためには、「地域の安全は地域で守る」という観点から、地域ぐるみでの取組が推進されるよう支援していく必要があります。
- Ⅵ** 適正に管理されていない空き家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることが問題となっており、市に寄せられる相談件数も年々増加しています。

盛岡市空き家等の適正管理に関する条例（27年4月施行）に基づき、適正に管理されていない空き家等の所有者等に対し、必要に応じて助言・指導、勧告及び命令を行うことにより、空き家等の適正な管理を促進することが課題となっています。

- Ⅶ** 悪質商法や振り込め詐欺などの被害が多いことから、消費者被害の救済やその予防など、消費者の保護と自立支援への取組を進める必要があります。そのため、消費者教育の総合的・一体的な推進や消費生活の安定・向上を目指す施策の推進など、市民や関係機関を巻き込んだ取組が重要となります。また、消費者安全の確保のため地域ネットワークをより持続可能なものとするのが急務となっています。

* 自助・共助・公助

災害時には、まず「自助」として自分の身を守ることが第一です。次に、隣近所の人たちと協力し合う「共助」が重要です。公的な支援活動（「公助」）が開始されるまでは、自助及び共助で活動をしていくことが大切です。

● 施策の体系

施策8
安全・安心な暮らしの確保

小施策Ⅰ 危険箇所の解消

地震や水害などの自然災害に備えて、被害が最小限になるように、危険箇所の解消を進めます。

【主要事業】

急傾斜地崩壊対策事業

★都市基盤河川改良事業

小施策Ⅱ 地域防災力の強化

市民の防災意識を高めるために情報の提供を充実させるなど、地域における防災体制を強化します。また、自然災害をはじめ、あらゆる危機に対応できる危機管理体制の充実を図ります。

【主要事業】

自主防災組織育成事業

危機管理防災事業

防災施設整備事業

小施策 Ⅲ 消防・救急の充実

火災の発生を防ぐため、市民の防火意識の向上を図るとともに、常備消防及び消防団の消防力を充実します。また、救命率向上のため、救急救助体制の充実を図ります。

【主要事業】

盛岡地区広域消防組合負担金事務

消防団管理事務

★消防施設整備事業

小施策 Ⅳ 交通安全の推進

警察や交通安全協会と連携しながら、子どもから高齢者まですべての人が交通事故から守られるよう、特に高齢者に重点を置きながら効果的な交通安全教育・啓発事業に取り組みます。

【主要事業】

交通安全教育事業

交通指導員活動事業

小施策 Ⅴ 防犯対策の推進

市民が犯罪の被害を受けることがなく安全に安心して暮らせるように、防犯協会や警察、町内会など、関係機関が一体となった防犯活動を推進します。

【主要事業】

防犯活動事業

小施策 Ⅵ 空き家等対策の推進

市民の良好な生活環境を保全するため、そのまま放置すれば保安上危険となり、又は衛生上有害となるような空き家・空き地の所有者・管理者に対し適正な管理を促します。

【主要事業】

◆空き家等適正管理対策事業

小施策 Ⅶ 消費者の自立支援

年々増加する複雑な消費生活相談や苦情に対応するため、地域や関係機関と連携した相談体制の整備と消費者の自立支援に向けた啓発活動の充実を図ります。

【主要事業】

消費者行政推進事業

【一般事業】

コミュニティ防災センター管理運営事業，防災行政無線管理事務，総合防災訓練実施事業，準用河川改良事業，普通河川改良事業，河川等維持管理事業，水防事務，国民保護法制事務，交通安全都市推進事業，交通安全啓発事業，交通災害共済事務，臨時運行許可事務，暴力団追放運動事業，消費者救済資金貸付事業，計量行政推進事業，消火栓整備等負担金事業，紫波地区地域安全推進協議会支援事業

●平成 27 年度～29 年度に実施する主要事業

事業名	急傾斜地崩壊対策事業		河川課
概要	急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護するために，県が施工する防災工事に要する経費の一部を負担します。		
取組内容	H27	H28	H29
	5 百万円	5 百万円	5 百万円
	県営事業負担金	⇒	⇒
事業名	★都市基盤河川改良事業		河川課
概要	盛岡南地区都市開発整備事業など，沿川の市街地化による雨水流出量の増加に対応するため，一級河川南川の改修を進めます。		
取組内容	H27	H28	H29
	294 百万円	429 百万円	429 百万円
	南川整備	⇒	⇒
事業名	自主防災組織育成事業		消防対策室
概要	災害に伴う被害の防止，軽減，予防の活動を行うための地域住民による自主防災組織の結成促進と育成を図ります。		
取組内容	H27	H28	H29
	9 百万円	8 百万円	8 百万円
	周知啓発，防災資機材の交付	⇒	⇒
事業名	危機管理防災事業		危機管理防災課
概要	盛岡市危機管理指針，盛岡市業務継続計画等に基づき，自然災害をはじめとするあらゆる危機に対する迅速・的確な対応体制を構築し，推進することにより，被害の防止及び軽減を図ります。		
取組内容	H27	H28	H29
	19 百万円	19 百万円	19 百万円
	危機管理及び防災体制の構築・推進，危機管理指針の運用	⇒	⇒

事業名	防災施設整備事業		危機管理防災課
概 要	玉山区に配備している防災行政無線の更新・デジタル化をはじめ、災害等の緊急情報を市民に迅速かつ的確に伝達するための施設・設備の整備を進めるとともに、災害時に開設する収容避難場所の備蓄や設備の充実を図るなど、防災施設の整備を行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	2 百万円	64 百万円	112 百万円
	避難場所の環境整備（備蓄物品の購入等）、防災行政無線の更新（デジタル化）など緊急情報伝達手段の検討	避難場所の環境整備（備蓄物品の購入等）、防災行政無線の更新（デジタル化）など緊急情報伝達手段の検討・整備	⇒
事業名	盛岡地区広域消防組合負担金事務		消防対策室
概 要	盛岡地区広域消防組合の運営や中央消防署庁舎建設事業、消防・救急無線設備のデジタル化移行事業など、消防施設整備に要する経費について負担します。		
取組内容	H27	H28	H29
	2,928 百万円	3,341 百万円	3,255 百万円
	消防署等の運営、消防施設整備、中央消防署庁舎建設に係る設計及び建設工事	⇒	消防署等の運営、消防施設整備
事業名	消防団管理事務		消防対策室
概 要	消防団の管理運営や装備品等の整備を行い、災害対応力の向上を図ります。		
取組内容	H27	H28	H29
	184 百万円	184 百万円	184 百万円
	消防団員報酬，出動手当，コミュニティ消防センター維持管理，装備品等整備	⇒	⇒
事業名	★消防施設整備事業		消防対策室
概 要	消防屯所の改築や消防団に配備している消防ポンプ自動車を更新するなど、消防施設の整備を行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	64 百万円	82 百万円	77 百万円
	消防車両購入，消防団屯所建設（町村）・設計（築川），消防・救急デジタル無線整備	消防車両購入，消防団屯所建設（築川），消防・救急デジタル無線整備	消防車両購入，消防団屯所建設

事業名	交通安全教育事業		くらしの安全課
概 要	正しい交通ルール知識の習得と定着のために、幼稚園・保育園及び小中学校を中心に交通安全教室を開催します。また、高齢者及び幼児の交通事故被害者の減少に向けて、地域や家庭での交通安全意識の高揚を図るために、交通安全シルバー推進員・父親母親推進員を育成するとともに、高齢者安全教室を開催します。		
取組内容	H 27	H 28	H 29
	9 百万円	9 百万円	9 百万円
	幼稚園・保育園及び小中学校等での交通安全教室の開催、交通安全推進員の育成及び高齢者安全教室の開催等	⇒	⇒
事業名	交通指導員活動事業		くらしの安全課
概 要	児童生徒などの歩行者及び自転車乗用車の安全確保のために、交通指導員が街頭指導を行います。		
取組内容	H 27	H 28	H 29
	45 百万円	45 百万円	45 百万円
	通学路などにおける街頭指導、各種イベントにおける交通指導等	⇒	⇒
事業名	防犯活動事業		くらしの安全課
概 要	犯罪被害の予防のため防犯活動を推進している盛岡市防犯協会の運営費を助成します。また、盛岡市防犯活動推進計画に基づき、市民協働の防犯活動を更に推進します。		
取組内容	H 27	H 28	H 29
	6 百万円	6 百万円	6 百万円
	盛岡市防犯協会の運営費に対する助成、盛岡市防犯活動推進計画に基づく防犯パトロール用品の補助等市民協働による防犯活動の推進	⇒	⇒

事業名	◆空き家等適正管理対策事業		くらしの安全課
概 要	周辺の生活環境に影響を及ぼしている空き家・空き地の所有者等に対して、適正管理に係る助言、指導、勧告等を行い、所有者等の責任において是正措置がとられるよう働きかけるとともに、人の生命、財産等に著しい危険が切迫していると認められる場合は、応急措置等必要最小限度の措置をとります。		
取組内容	H27	H28	H29
	5 百万円	3 百万円	3 百万円
	空き家等実態調査、適正に管理されていない空き家等に係る市民からの相談対応・現地調査、空き家所有者等への助言・指導など	⇒	⇒
事業名	消費者行政推進事業		消費生活センター
概 要	消費生活上の契約トラブルの苦情相談に応じ、被害回復の支援を行うとともに、消費者安全確保のための地域ネットワークの整備を進めます。また、悪質商法の被害等を未然に防ぐため、消費者講座を開催するなど、消費生活の情報提供を行うほか、「多重債務者包括的支援プログラム」に基づき、多重債務相談及び生活困窮者の自立支援を関係部署と連携して行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	40 百万円	40 百万円	40 百万円
	消費生活相談員設置,弁護士等による法律相談,地域・学校・職場・団体などを対象にした消費者講座,地域や住民に対する情報提供,生活困窮者の自立支援	⇒	⇒

●この施策に対する市民の実感

「安全・安心な暮らしを確保するための防災対策や防犯、交通安全、消費者相談などの取組が行われている」と感じる市民の割合



●各主体に期待される役割



市民

□「自らの安全は自ら守る」という意識を高め、安全・安心な暮らしに結びつく行動を心がけましょう



地域・NPO 等

□「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感を持ち、地域住民が協力して安全・安心なまちづくりを推進しましょう。



事業者

□事業活動における安全及び公正の確保に取り組むとともに、地域と一体となって安全・安心なまちづくりを推進しましょう。

●まちづくり指標

まちづくり指標	現状値			目標値		
	H25			5年後(H31)	10年後(H36)	
まちづくり評価アンケート調査「避難場所を知っている」と答えた市民の割合	↗	69.0%		75.0%		80.0%
まちづくり評価アンケート調査「防災対策をしている」と答えた市民の割合	↗	60.7%		70.0%		80.0%
人口1万人当たりの火災発生件数	→	1.7件		1.7件		1.7件
人口1万人当たりの刑法犯発生件数	→	68.4件		68.4件		68.4件
不適正な管理状態にある空き家等の相談件数	↗	60件		85件		85件
消費生活相談の解決率（解決した件数／消費生活相談件数）	↗	98.5%		99.0%		99.0%

● 関連個別計画

- ・ 危機管理指針
- ・ 地域防災計画
- ・ 国民保護計画
- ・ 業務継続計画（災害編）
- ・ 防犯活動推進計画（平成 25～29 年度）
- ・ 第 9 次交通安全計画（平成 23～27 年度）

● 平成 36 年度までに想定される事業展開

施策9 地域コミュニティの維持・活性化



LINK

重点3 いわて国体おもてなしプロジェクト

地域コミュニティがこれまで担ってきた多岐にわたる役割を維持し、活動を活性化するため、地縁又は目的を共にする団体などへの支援に取り組みます。

まちづくりの合言葉

地域の力を盛岡のまちづくりにつなげよう

●現状と課題

I 町内会・自治会においては地域の安全・安心を守る活動や住民同士の親睦を深める活動が自主的に行われており、また市の施策に対しても理解と協力をいただきながら、連携してまちづくりを進めています。

また、コミュニティ推進地区組織^{*1}においては、地域の連帯を深める活動が行われており、地区にあるさまざまな主体と一緒にあって、地域の課題解決・将来像の実現に

向けた、地域協働^{*2}による取組が現在 12 の地区で進められています。

しかし、少子高齢化の進行により活動の担い手が不足している、活動への参加者が少ないといった、地縁団体^{*3}の持続的な活動に対する不安が生じてきており、これらの課題を市と地域が一緒になって解決する必要があります。

^{*1} コミュニティ推進地区組織

地域の連帯を深めるため、市は町内会・自治会や学区などを考慮して区域を定めており、現在は市内を 30 地区に分けたコミュニティ推進地区組織が結成されています。

^{*2} 地域協働

町内会・自治会、NPO、企業といった地域にあるさまざまな主体で構成される地域づくり組織と市が、相互に連携・役割分担してまちづくりを進める取組をいいます。

^{*3} 地縁団体

町内会・自治会及びコミュニティ推進地区組織などの地域組織をいいます。

●施策の体系

施策 9
地域コミュニティの維持・活性化

小施策 I コミュニティ活動の支援

町内会・自治会が、住みよいまちづくりのための活動を将来にわたって持続的に展開できるよう、「盛岡市町内会・自治会協働推進計画」に基づき、補助金申請の事務負担軽減や、市と地域とのパイプ役を担う体制の整備などの支援策を進めていきます。

コミュニティ推進地区組織においては、地域の特性に合わせた主体的な活動や地域協働による取組の更なる促進を図ります。

【主要事業】

コミュニティ推進事業

公衆街路灯電気料・街灯設置費補助事業

市民運動総括事業

地域協働推進事業

コミュニティ施設建設事業

【一般事業】

地区行政事務，盛岡市町内会連合会等運営費補助事業，せきれい関係事業，コミュニティ施設管理運営事業，自治公民館整備事業，★自治公民館活動等補助事業，通信対策事業，盛岡市自治会運営費補助事業

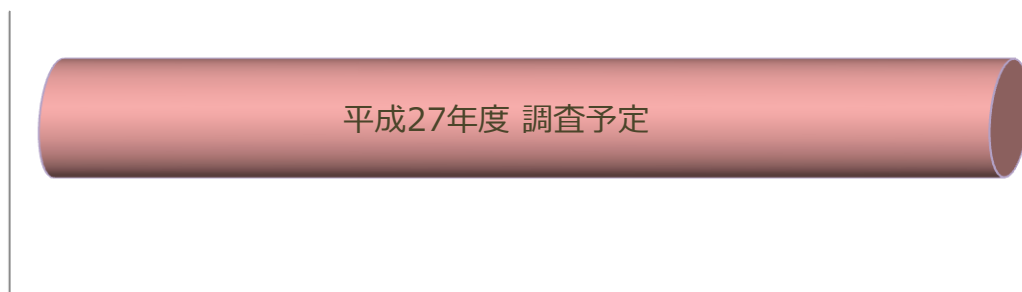
●平成 27 年度～29 年度に実施する主要事業

事業名	コミュニティ推進事業		市民協働推進課
概要	地域特性を生かした主体的なまちづくりが推進されるよう，コミュニティ推進地区組織に対する活動助成を行います。また，協働による取組を推進するため，モデル試行を経て，公民館に「市民協働推進センター」を順次整備するほか，地域課題の解決につながるよう，先進的な取組事例の紹介や，事例発表，コミュニティリーダー研修会を通じた情報交換の場を設けます。		
取組内容	H27	H28	H29
	8 百万円	8 百万円	8 百万円
	コミュニティ推進地区組織に対する活動費補助，市民協働推進センターの整備及びモデル試行	コミュニティ推進地区組織に対する活動費補助，市民協働推進センターにおける支援等	⇒

事業名	公衆街路灯電気料・街灯設置費補助事業		市民協働推進課
概 要	町内会などの経済的負担を軽減して、自主的な活動を促進するために、公衆街路灯の電気料及び設置費を助成します。		
取組内容	H27	H28	H29
	117 百万円	107 百万円	107 百万円
	町内会等に対する公衆街路灯の電気料及び設置費補助	⇒	⇒
事業名	市民運動総括事業		市民協働推進課
概 要	市民運動の育成・推進の中心的役割を担う「あすを築く盛岡市民運動実践協議会」の運営費を助成します。		
取組内容	H27	H28	H29
	1 百万円	1 百万円	1 百万円
	あすを築く盛岡市民運動実践協議会の運営費補助	⇒	⇒
事業名	地域協働推進事業		市民協働推進課
概 要	地区にあるさまざまな主体が一体となり、相互に連携・役割分担して地域の課題解決を図る地域協働の取組を推進します。		
取組内容	H27	H28	H29
	16 百万円	31 百万円	31 百万円
	地域協働推進計画にもとづく、地域協働の取組推進	第二次地域協働推進計画にもとづく、地域協働の取組推進	⇒
事業名	コミュニティ施設建設事業		市民協働推進課
概 要	コミュニティ活動の拠点であり、災害時には避難所の役割を担うコミュニティ施設に、太陽光発電設備などを導入します。		
取組内容	H27	H28	H29
	29 百万円	—	—
	再生可能エネルギーの設備の導入	—	—

●この施策に対する市民の実感

「町内会などの地域活動を支援する取組が行われている」と感じる市民の割合



●各主体に期待される役割

	市民	☐ 町内会・自治会などの活動に積極的に参加しましょう。
	地域・NPO 等	☐ 多くの住民が、町内会・自治会などの活動に参加して交流や親睦を深めることにより、環境保全や防災などのまちづくり活動への参加のきっかけや、地域自ら課題を解決する主体的な取組につなげていきましょう。 ☐ NPO などは、専門的知識や情報・ノウハウを活用してまちづくりに積極的に参画し、地域社会に貢献しましょう。
	事業者	☐ 専門的知識や情報・人材などを活用し、地域社会を構成する一員として積極的に社会貢献活動を行い、まちづくりに参加しましょう。

●まちづくり指標

まちづくり指標	現状値	目標値	
	H25	5年後(H31)	10年後(H36)
コミュニティ活動に参加した市民の割合	46.5%	51.5%	56.5%

● 関連個別計画

- ・ 市民協働推進指針
- ・ 町内会・自治会協働推進計画（平成 27～32 年度）
- ・ 地域協働推進計画（平成 23～27 年度）

● 平成 36 年度までに想定される事業展開

施策 10 生活環境の保全



大気汚染，水質汚濁，騒音などの監視の継続や廃棄物の適正処理などを図り，良好で快適な生活環境の保全に取り組みます。

まちづくりの合言葉

水・風・緑 変わらない宝物

●現状と課題

- I - 1 ごみの焼却量は市全域で減少傾向にあるものの，平成 23 年度以降はわずかに増加しています。24 年 3 月の一般廃棄物処理基本計画の改定により設定された目標達成のため，更に計画的にごみ減量に取り組む必要があります。
- I - 2 不法投棄の確認件数は，近年減少の傾向にあるものの，農道，林道などの道路沿いや山間部などでの不法投棄が依然見られ，また，タバコなどのポイ捨ても依然続いている状況から，引き続き監視やモラル向上への周知，啓発に取り組む必要があります。
- I - 3 クリーンセンターが施設稼働後 17 年を経過しており，ごみ処理広域化の動きを踏まえ，公害防止協定の遵守及び長期稼働に向けて計画的な改修が必要です。
- I - 4 廃止後長期間が経過した三ツ割・門の旧清掃工場や老朽化が著しい粗大ごみ処理施設など，廃棄物関係施設の計画的な解体・整備を進める必要があります。
- I - 5 岩手・玉山環境組合で処理された焼却灰などの最終処分を行う玉山廃棄物処分場を 25 年度から再開しており，適正管理に努める必要があります。
- II 本市の生活環境は，概ね良好な状況にありますが，身近な生活環境を良好に保ち続けるために，大気，水質，騒音，振動などの監視を継続して行い，公害発生を未然に防止する必要があります。

●施策の体系

施策
10
生活環境の保全

小施策 I 環境衛生の確保

環境に配慮した暮らしや活動についての理解が進み，環境衛生が守られるように，家庭や事業所から排出される廃棄物の適正処理を図るなど，生活環境を保全します。

【主要事業】

クリーンセンター設備改修事業

小施策 II 公害の防止

身近な生活環境が良好に保たれ、環境への負荷が取り除かれるように、大気、水質、騒音、振動などの環境監視を行い、公害を防止します。

【主要事業】

公害防止対策事業

【一般事業】

火葬場管理運営事業、墓園管理運営事業、動物愛護事業、東部山間地域し尿収集運搬補助事業、塵芥収集運搬委託事業、塵芥処理事業、ごみ焼却事業、不法投棄防止事業、産業廃棄物等対策事業、自動車リサイクル推進事務、安全衛生管理事業、廃棄物処分場管理運営事業、盛岡地区衛生処理組合^{*1}事務事業、盛岡・紫波地区環境施設組合^{*2}事務事業、紫波、稗貫衛生処理組合^{*3}事務事業、岩手・玉山環境組合^{*4}事務事業、盛岡北部行政事務組合^{*5}事務事業、リサイクルセンター施設整備事業、塵芥収集車更新事業

●平成 27 年度～29 年度に実施する主要事業

事業名	クリーンセンター設備改修事業		クリーンセンター
概要	公害防止協定を遵守し、ごみの安定燃焼を確保するとともに施設の安全性を維持するために、クリーンセンターの各種設備の計画的な改修工事を行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	217 百万円	300 百万円	300 百万円
	設備改修	⇒	⇒
事業名	公害防止対策事業		環境企画課
概要	盛岡市の良好な生活環境を維持するために、各種法令に基づいて、大気、水質、騒音、振動などの環境監視を行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	24 百万円	24 百万円	24 百万円
	大気の常時監視及び水質、騒音、振動などの測定	⇒	⇒

*1 盛岡地区衛生処理組合

盛岡地域のし尿及び浄化槽汚泥は、盛岡市・滝沢市・雫石町で組織する一部事務組合で共同処理しています。

*2 盛岡・紫波地区環境施設組合

都南地域のごみは、盛岡市・紫波町・矢巾町で組織する一部事務組合で共同処理しています。

その他プラスチック容器包装などについては、盛岡地域も含めて共同処理しています。

*3 紫波、稗貫衛生処理組合

都南地域のし尿及び浄化槽汚泥は、盛岡市・紫波町・矢巾町・花巻市で組織する一部事務組合で共同処理しています。

*4 岩手・玉山環境組合

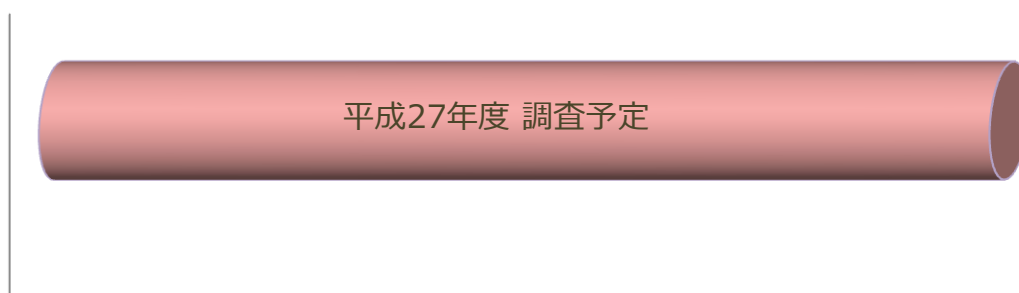
玉山区のごみは、盛岡市・岩手町で組織する一部事務組合で共同処理しています。

*5 盛岡北部行政事務組合

玉山区のし尿及び浄化槽汚泥は、盛岡市・八幡平市・岩手町・葛巻町で組織する一部事務組合で共同処理しています。

●この施策に対する市民の実感

「身近な生活環境が保全されている」と感じる市民の割合



●各主体に期待される役割



市民

- ☐ 清掃活動や資源集団回収など，積極的に取り組みましょう。
- ☐ 環境に配慮した暮らしを心がけましょう。



地域・NPO 等

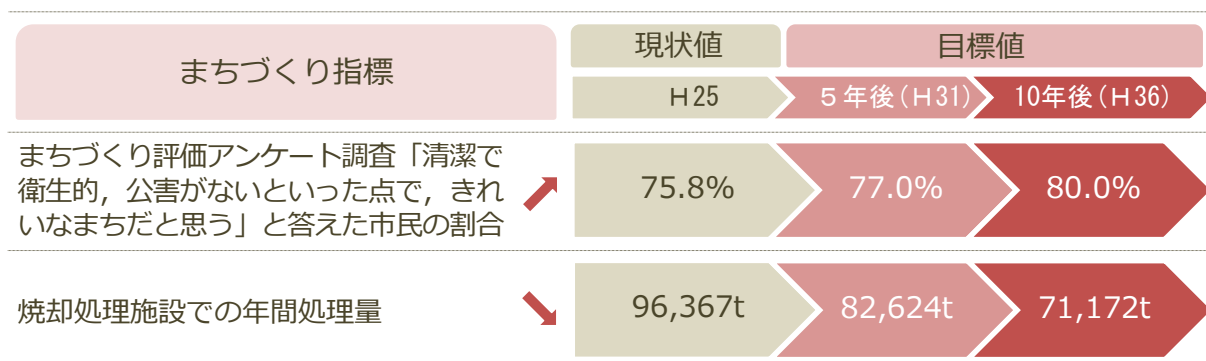
- ☐ まちの美化活動にみんなで取り組みましょう。
- ☐ 清掃活動や環境学習活動などの自発的な環境保全活動に取り組む人の輪を広げましょう。



事業者

- ☐ 清掃活動の実施など，美化活動に積極的に取り組みましょう。
- ☐ 公害の防止に向け，環境汚染物質の排出抑制など，環境負荷の低減に取り組みましょう。

●まちづくり指標



●関連個別計画

- ・環境基本計画（第二次）（平成 23～32 年度）
- ・グリーンオフィス行動計画（平成 27～32 年度）
- ・一般廃棄物処理基本計画（平成 24～28 年度）
- ・もりおか 30 万人のごみ減量化行動計画

●平成 36 年度までに想定される事業展開

施策 11 歴史・文化の継承



地域に受け継がれている歴史や文化に誇りを持ち、次世代に伝えていくため、文化財の保護に取り組むとともに、市民が歴史や文化に理解を深め、身近に感じることができるよう、文化財の幅広い活用を図ります。

まちづくりの合言葉

文化財 みんなで学び 伝えよう

●現状と課題

I - 1 市内に所在する有形文化財や天然記念物などは、後世に引き継いでいくため、収集、記録保存及び周辺環境を含めた維持管理に努める必要があります。また、地域に受け継がれている有形民俗などの文化財については、市民の歴史学習や地域学習のほか、世代間交流やまちの活性化のため幅広い活用を図る必要があります。

I - 2 無形民俗文化財は、伝承基盤が確立している保存団体がある一方で、深刻な後継者不足に直面している団体もあり、保存団体の特性に応じた対策が求められています。

I - 3 遺跡などの埋蔵文化財については、各種の開発事業との調整を図るとともに、出土した埋蔵文化財の適切な管理や保存、調査を進め、その成果の公開に努める必要があります。

I - 4 志波城跡や盛岡城跡などの史跡については、基礎調査や整備・活用を計画的に進める必要があります。

II 博物館等施設は、その適切な管理運営と計画的な保全、整備に努める必要があります。

● 施策の体系

施策
11
歴史・文化の継承

小施策 I 文化財の保護と活用

文化財指定の有無にかかわらず、有形文化財や無形文化財、民俗文化財、記念物、埋蔵文化財などの保護を適切に進めるとともに、市民がより歴史や文化に興味を持てるように、文化財の幅広い活用を図ります。

【主要事業】

盛岡城跡保存整備事業

志波城跡保存整備事業

★遺跡の広場整備事業

小施策 II 博物館等施設の整備・充実

各施設の老朽化対策を進め、必要な施設整備を行います。また、各施設では、その施設の特色を生かした事業を展開し、市民へ学習機会を提供し、歴史や文化に対する理解が深まるような運営を行います。

【一般事業】

★文化財保護事業、志波城跡管理運営事業、歴史民俗資料館管理運営事業、玉山歴史民俗資料館管理運営事業、遺跡の学び館管理運営事業、遺跡の学び館学芸事業、盛岡遺跡群発掘調査事業、埋蔵文化財調査事業、盛南開発地区埋蔵文化財発掘調査活用事業、歴史的環境保全事業、盛岡てがみ館管理運営事業

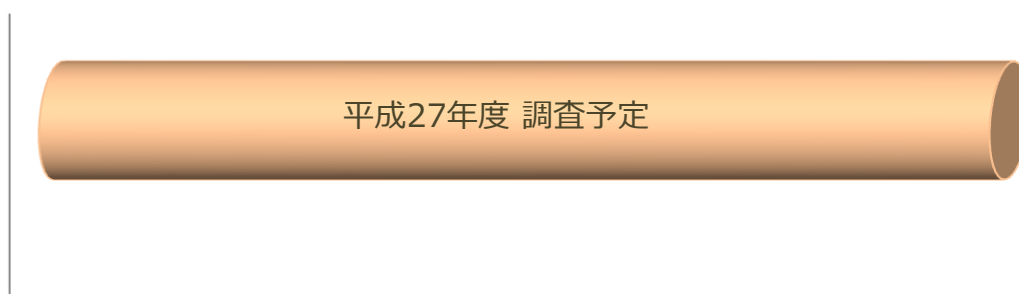
● 平成 27 年度～29 年度に実施する主要事業

事業名	盛岡城跡保存整備事業		歴史文化課
概要	国指定史跡盛岡城跡の石垣変位調査及び石垣基礎調査を進めます。		
取組内容	H27	H28	H29
	2 百万円	2 百万円	2 百万円
	石垣変位調査、石垣基礎調査	⇒	⇒
事業名	志波城跡保存整備事業		歴史文化課
概要	国指定史跡志波城跡の保存整備及び用地取得を進めます。		
取組内容	H27	H28	H29
	66 百万円	66 百万円	67 百万円
	復元整備・用地取得	環境整備・用地取得	環境整備・用地取得・保存管理計画策定

事業名	★遺跡の広場整備事業		歴史文化課
概要	安倍館遺跡の史跡指定及び保存整備を検討するとともに、県指定史跡などの環境整備に努めます。		
取組内容	H27	H28	H29
	1 百万円	1 百万円	1 百万円
	史跡環境整備	⇒	⇒

●この施策に対する市民の実感

「文化財の保護や活用が図られている」と感じる市民の割合



●各主体に期待される役割

 市民	☐ 地域に受け継がれている歴史や文化，郷土が輩出した先人について学び，歴史や文化への理解を深め，次世代のために保存・継承しましょう。
 地域・NPO 等	☐ 地域に受け継がれている歴史や文化を積極的に次世代に伝えましょう。 ☐ 文化財の保護・継承の活動の輪を広げましょう。
 事業者	☐ さまざまな活動を通して，市民，地域・NPO などと共に文化財の保護・継承に取り組みましょう。

●まちづくり指標

まちづくり指標	現状値			目標値	
	H25			5年後(H31)	10年後(H36)
文化財数（国・県・市指定）	271件	↑		276件	281件
まちづくり評価アンケート調査「盛岡の歴史・文化財に興味関心がある」と答えた市民の割合	58.6%	↑		61.8%	65.0%

●関連個別計画

- ・教育振興基本計画（平成 27～36 年度）
- ・歴史文化基本構想
- ・お城を中心としたまちづくり（平成 21～30 年度）
- ・史跡盛岡城跡保存管理計画

●平成 36 年度までに想定される事業展開

- ・★歴史民俗資料館の整備

施策 12 芸術文化の振興



誰もが芸術文化に親しみ、豊かな生活が送れるように、優れた芸術を鑑賞する機会を提供するとともに、市民の自主的、創造的な芸術文化活動を支援します。

まちづくりの合言葉

暮らしたい 身近に芸術（アート）があるまちに

●現状と課題

I - 1 市民の価値観が多様化していることから、コンサートや演劇、美術展などの芸術鑑賞事業や各種講座など、芸術文化に親しむ機会を提供する事業については、市民ニーズの把握に努めるとともに、それぞれの文化会館の特色を生かしながら、魅力ある事業展開を図る必要があります。

I - 2 芸術文化活動の振興を図るため、活動発表の機会を設けているほか、優れた公演や事業などに対して共催や後援を行い支援していますが、市民の自主的な活動を促進するため、更に効果的な支援、育成に取り組む必要があります。

II - 1 文化会館は各施設とも建設から15年以上経過しており、設備も老朽化してきていることから、安全・快適で機能的な活動環境の提供に当たっては、適正な管理運営と計画的な施設設備の修繕や更新に努める必要があります。また、寄贈を受けた多数の市所蔵美術品の管理や有効活用を図る必要があります。

II - 2 芸術文化活動の振興は、長期的かつ継続的な視点に立った展開が求められることから、目標に向けて計画的に事業を展開する必要があります。

●施策の体系

施策
12
芸術
文化
の
振
興

小施策 I 芸術・文化活動の充実

優れた芸術を鑑賞する機会を提供するとともに、市民自らが表現する場や芸術団体が相互に交流する場の創設と芸術文化団体の活動を支援します。

【主要事業】

★芸術文化活動振興事業
文化会館活動事業

小施策 II 文化施設の整備と活用

文化施設利用者へのサービス向上のため、計画的に設備の更新、修繕を実施します。また、市民の自主的・創造的な芸術文化活動が活発に行われるように、文化施設の活用を図ります。

【一般事業】

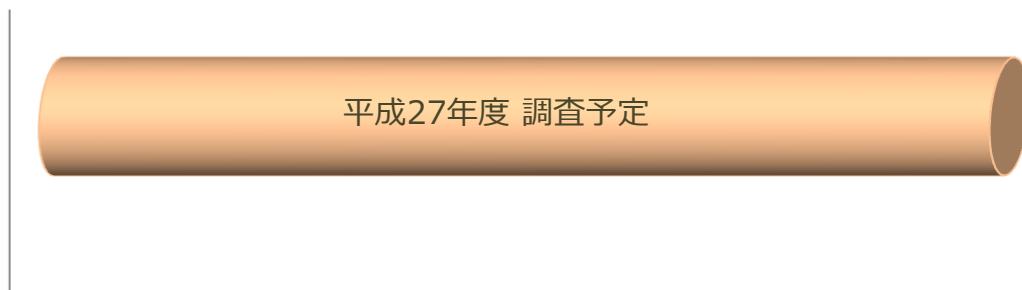
文化会館管理運営事業

●平成 27 年度～29 年度に実施する主要事業

事業名	★芸術文化活動振興事業		文化国際室
概 要	市所蔵作品展を開催し優れた芸術を鑑賞する機会を提供するとともに、盛岡芸術祭を共催し、創作活動の奨励、発表展示機会の提供を行います。		
取組内容	H 27	H 28	H 29
	3 百万円	3 百万円	3 百万円
	盛岡芸術祭の共催、芸術団体への支援、市所蔵作品展の開催	⇒	⇒
事業名	文化会館活動事業		文化国際室
概 要	市民文化ホール、盛岡劇場、都南文化会館及び渋民文化会館の施設や地域の特色を生かし、パイプオルガン関連講座、演劇関連講座、合唱などの音楽関連講座を開設します。また、国内外で活躍する表現団体（者）の舞台公演や展示会を開催し、優れた芸術を鑑賞する機会を提供します。		
取組内容	H 27	H 28	H 29
	25 百万円	25 百万円	25 百万円
	パイプオルガン・演劇・合唱等関連講座等の開催、舞台公演・美術展等芸術鑑賞機会の提供	⇒	⇒

●この施策に対する市民の実感

「芸術文化に親しむ機会が身近にある」と感じる市民の割合



●各主体に期待される役割



市民

☐ 芸術文化にふれあいましょう。



地域・NPO 等

☐ 芸術文化活動に参加しましょう。
☐ それぞれの特性を生かしながら連携し芸術文化活動を活発にしましょう。



事業者

☐ 芸術文化活動の支援に取り組みましょう。

●まちづくり指標

まちづくり指標	現状値	目標値	
	H25	5年後(H31)	10年後(H36)
まちづくり評価アンケート調査「この1年間に何らかの芸術文化活動に参加した」と答えた市民の割合	41.6%	45.0%	50.0%

●関連個別計画

●平成36年度までに想定される事業展開

施策 13 スポーツの推進



誰もがスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康でいきいきと暮らすことができるように、スポーツをする環境やスポーツを支える環境づくりを進めるとともに、スポーツを通じたまちの魅力の創出などに取り組みます。

まちづくりの合言葉

スポーツの力が盛岡の未来を創る

●現状と課題

I－1 市民一人ひとりが、生涯にわたりスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康でいきいきと暮らすためには、スポーツや健康づくりに関する推進体制の充実やスポーツ指導者の発掘・養成、さらには、魅力ある企画や情報提供など、多面的な環境づくりを進める必要があります。

また、平成 28 年希望郷いわて国体・希望郷いわて大会は、市民のスポーツに対する関心を高める好機であり、大会終了後においても、市民が継続してスポーツに親しむ環境づくりを進める必要があります。

I－2 競技スポーツは、ジュニア期からの一貫した指導による選手の育成・強化が大切であり、指導者の確保や各種大会への参加支援のほか、競技スポーツに対する市民の関心を高め理解を深める必要があります。

I－3 学校体育やスポーツ少年団活動の充実などによる子どもたちの健全育成に努める必要があります。

II－1 市民がスポーツを継続するためには、スポーツ施設を適正に配置するほか、効果的・効率的な運営と施設の充実を図る必要があります。

II－2 希望郷いわて国体・希望郷いわて大会の開催に向けて、施設の整備を進める必要があります。

III スポーツ大会などの企画運営や競技力向上のためには、指導にあたる組織や人材が必要となるため、スポーツを支えるための組織・人材などとの連携を強化する必要があります。

IV 本市をホームタウンとするプロスポーツのチームの活躍は、まちの活性化、スポーツ人口の拡大など、さまざまな効果が期待できるため、市民の関心を高めるさまざまな施策を講じる必要があります。

LINK

重点3
いわて国体おもてなしプロジェクト

● 施策の体系

施策
13
スポーツの
推進

小施策 I ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進

すべての市民がスポーツに参画する機会が確保できるようにソフト面での充実を図り、各世代のニーズに応じてスポーツに親しみ、楽しめるスポーツ活動などを推進します。

【主要事業】

- ★生涯スポーツ推進事業
- 国民体育大会開催事業

小施策 II スポーツ施設の整備充実

市民ニーズに対応した新たな施設の整備や老朽化やユニバーサルデザインに対応する改修など、アセットマネジメント*の考え方を踏まえながら、適切なスポーツ施設の配置及び整備・改修を行います。

【主要事業】

- ★国民体育大会開催関連スポーツ施設整備事業
- ★◆市民運動公園整備事業

小施策 III スポーツ団体等との連携強化

市民へのスポーツの普及・定着化と競技力の向上を目指すとともに、スポーツツーリズムを推進するため、広域市町、関係機関・団体などとの連携を強化します。

小施策 IV プロスポーツ等との連携

市民のスポーツへの関心を高めるとともに、スポーツを通じた地域活性化を目指して、プロやプロを目指すチームとの連携を図ります。

* アセットマネジメント

施設や設備を資産と捉え、その損傷、劣化などを将来にわたり予測すると同時に、管理運営における費用対効果を詳細に把握することにより、効果的かつ効率的な維持管理を行うこと。

【一般事業】

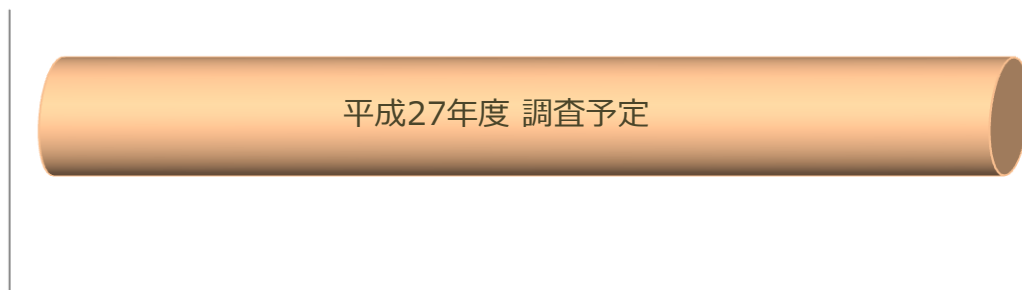
盛岡広域連携スポーツツーリズム推進事業、体育施設管理運営事業、サイクリングターミナル管理運営事業、玉山健康増進センター管理運営事業、体育施設修繕事業、スポーツ・パル制度事業

●平成 27 年度～29 年度に実施する主要事業

事業名	★生涯スポーツ推進事業		スポーツ推進課
概 要	指導者養成，スポーツ教室開催，体育団体育成，市民体力づくり，体育の日記念行事，学校体育施設開放事業などを行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	63 百万円	55 百万円	55 百万円
	指導者養成，スポーツ教室開催，体育団体育成，市民体力づくり，体育の日記念行事，学校体育施設開放事業など	⇒	⇒
事業名	国民体育大会開催事業		企画総務課（国体）
概 要	平成 28 年に開催する国民体育大会の円滑な運営に向けた準備を進めます。		
取組内容	H27	H28	H29
	645 百万円	1,504 百万円	—
	競技別リハーサル大会及び冬季大会開催に向けた準備及び円滑な運営を担う実行委員会への補助	大会及び全国障害者スポーツ大会開催に向けた準備及び円滑な運営を担う実行委員会への補助	—
事業名	★国民体育大会開催関連スポーツ施設整備事業		スポーツ推進課
概 要	国民体育大会に向けた選手強化並びに競技開催施設などの整備及び改修を行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	1,329 百万円	115 百万円	—
	アイスアリーナ改修，アイスリンク整備，総合プール改修	アイスアリーナ改修	—
事業名	★◆市民運動公園整備事業		スポーツ推進課
概 要	設置から約 30 年が経過し，老朽化が進んだ市民運動公園の各施設の改修工事を行い，快適な利用環境を確保します。		
取組内容	H27	H28	H29
	187 百万円	516 百万円	—
	陸上競技場，芝生広場整備	夜間照明，体育館，野球場，プール上屋，相撲場整備	—

●この施策に対する市民の実感

「スポーツ・レクリエーションを楽しむ機会の確保や施設の整備が整っている」と感じる市民の割合



●各主体に期待される役割

	市民	☐ 市民一人ひとりが、それぞれのライフスタイルに合わせ、スポーツに親しみ、楽しみ、支え（育て）ましょう。
	地域・NPO 等	☐ すべての市民がスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康でいきいきと暮らすことができるよう連携・協働しましょう。
	事業者	☐ すべての市民がスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康でいきいきと暮らすことができるよう連携・協働しましょう。

●まちづくり指標

まちづくり指標	現状値	目標値	
	H25	5年後(H31)	10年後(H36)
まちづくり評価アンケート調査「週1回以上スポーツをしている」と答えた市民の割合	31.1%	56.0%	71.0%

●関連個別計画

- ・スポーツ推進計画（平成 25～34 年度）
- ・スポーツ施設適正配置方針（平成 26～35 年度）

●平成 36 年度までに想定される事業展開

- ・◎都南東部地区スポーツ施設の整備に向けた検討

施策 14 「盛岡ブランド」の展開



LINK

重点2 きらり盛岡おでんせプロジェクト

盛岡が住みたいまち、住んでみたいまち、訪ねてみたいまちとなるため、盛岡ならではの魅力や価値である「盛岡ブランド」を市民と共に磨き、育み、都市ブランド^{*1}の確立を目指します。さらに、効果的に市内外に発信することにより「盛岡ブランド」を展開します。

まちづくりの合言葉

みんなで伝えよう 盛岡の魅力

^{*1} 都市ブランド

観光地や地場産業、文化・暮らしなどの個別のブランドにより生み出される都市の価値観やイメージのこと。

●現状と課題

- I 盛岡らしい有形・無形の価値や魅力を「盛岡ブランド」として整理・体系化し、発信してきましたが、市民や事業者への浸透が十分ではなく、盛岡ブランドをよく理解してもらう必要があります。
- II 特産品や観光イベントなど個々のブランドの全国的な知名度は向上していますが、市外、特に首都圏に対する情報発信を十分に行う必要があります。

●施策の体系

施策
14
「盛岡
ブランド」
の展開

小施策 I 市民・事業者との意識共有

市民や事業者が盛岡ブランドをよく理解してもらい、意識共有を図るための取組を充実・強化することにより、市民一人ひとりが盛岡に対する誇りや愛着を抱くシビックプライド^{*2}の醸成を図ります。

【主要事業】

★盛岡ブランド確立事業

小施策 II 情報発信の強化

発信に当たっては、シティプロモーション^{*3}の視点から、ソーシャルメディア等の新たな広報・情報媒体の積極的な活用を図るほか、転出者や首都圏等に在住する盛岡出身者等、盛岡に関わりがある人をキーパーソンとする、人と人との繋がりによる盛岡の魅力の発信に取り組みます。

【主要事業】

★盛岡ブランド確立事業（再掲）

^{*2} シビックプライド

まちに住む人が自らのまちに対して抱く誇りや愛着のこと。

^{*3} シティプロモーション

資源・歴史・文化伝統などを生かしたさまざまな「都市の魅力」や「都市ブランド」を効果的に市内外に発信する方策のこと。

●平成 27 年度～29 年度に実施する主要事業

事業名	★盛岡ブランド確立事業			都市戦略室
概 要	市民一人ひとりが自分たちのまちに対する誇りや愛着を抱く「シビックプライド」の醸成と、盛岡の価値や魅力を積極的に市内外に発信する「シティプロモーション」の推進により、盛岡ブランドの市内外への一層の浸透を図る取組を展開する。			
取組内容	H 27	H 28	H 29	
	3 百万円	3 百万円	3 百万円	
	市民・事業者との意識共有や市内外に向けた情報発信の強化のための取組	⇒	⇒	

●この施策に対する市民の実感

「盛岡の価値や魅力を育み、市内外へ発信している」と感じる市民の割合

平成27年度 調査予定

●各主体に期待される役割

	市民	☐ 盛岡ならではの価値や魅力を共に磨き、育みましょう。 ☐ 盛岡の良さを SNS ^{*4} などで市内外に積極的に発信しましょう。
	地域・NPO 等	☐ 盛岡の価値や魅力を育む市民の取組を支援しましょう。 ☐ 地域のイベントや活動を通して、盛岡の価値や魅力を共有、発信する機会をつくりましょう。
	事業者	☐ 盛岡ならではの魅力ある新しい特産品の開発や、ブランド認証商品の積極的な P R、販路拡大などを通じて、盛岡の価値や魅力を市内外に発信しましょう。

*4 SNS

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。インターネット上での交流を通じた社会的ネットワークの構築を支援するサービスやサイト。

●まちづくり指標

まちづくり指標	目標値		
	現状値 H25	5年後(H31)	10年後(H36)
まちづくり評価アンケート調査「盛岡が好き」と答えた市民の割合	78.0%	80.0%	80.0%
地域ブランド調査「魅力度における盛岡市の順位」 ^{*5}	58位	50位	50位
観光客入込数	472 万人回	500 万人回	520 万人回

*5 「魅力度における盛岡市の順位」の現状値

新しく設定した指標です。現状値は、26年度の実績値としております。

●関連個別計画

- ・第二次盛岡ブランド推進計画（平成 27～31 年度）
- ・広報戦略指針（平成 26～28 年度）

●平成 36 年度までに想定される事業展開

- ・「盛岡ブランド」を全国（首都圏だけではなく）及び海外へ向けて P R する取組の展開

施策 15 良好な景観の形成



市民と共に、自然環境と歴史的環境とが調和した盛岡らしい魅力ある景観を保持するなど、良好な景観の形成を図ります。

まちづくりの合言葉

潤いと彩のある まちの風景づくり

●現状と課題

- I - 1** 盛岡らしい都市景観形成の実現のため、各地域の景観特性が生かされた景観形成を図る必要があります。
- I - 2** 盛岡固有の佇まいを残す盛岡町家などの歴史的景観を保全・継承する必要があります。
- I - 3** 優れた自然環境と歴史的環境とが調和する個性豊かな都市環境を次世代に継承していく必要があります。
- II - 1** 景観計画の目標を実現するために、景観計画の内容や景観法に基づく届出制度等について、引き続き、広く市民や事業者等に周知していくほか、景観に関する意識の高揚を図る必要があります。
- II - 2** 景観への影響が大きい屋外広告物の適正化のために、許可制度などの周知・啓発を推進する必要があります。

●施策の体系

施策 15
良好な景観の形成

小施策 I 景観保存対策の充実

景観計画に基づき、地域の特徴を生かした景観形成促進地区などの指定を行うとともに、優れた景観や建造物などの保全・活用について、市民との協働による取組を進め、景観に配慮した快適で美しく活気ある街並み形成を進めます。

【主要事業】

- ★都市景観形成指導事業
- 景観計画推進事業

小施策 II 良好な景観形成の誘導

これまで取り組んできた景観施策の実績を踏まえ、次世代に継承できる「美しいまち盛岡」を実現するため、更なる景観施策の充実と向上を図り、良好な景観の形成を推進します。

【主要事業】

屋外広告物事務

景観計画推進事業（再掲）

【一般事業】

保存建造物等管理整備事業、大慈寺地区の歴史的街並み整備事業

●平成 27 年度～29 年度に実施する主要事業

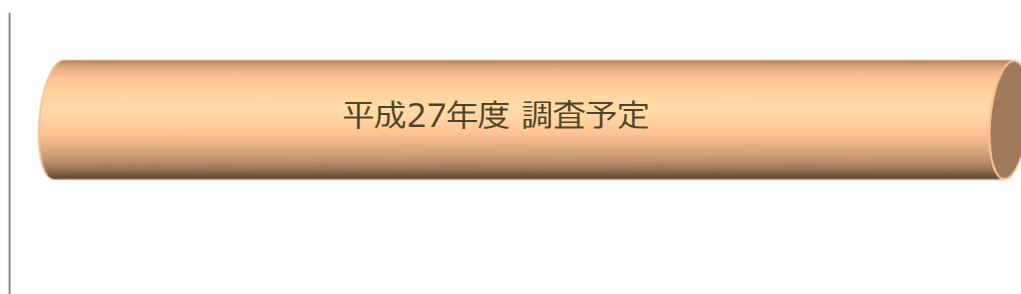
事業名	★都市景観形成指導事業			景観政策課
概 要	景観法及び景観条例に基づく届出などに係る審査・指導並びにさまざまな機会やイベントを通じての景観施策などの啓発、広報活動及び情報提供を行います。			
取組内容	H 27	H 28	H 29	
	1 百万円	1 百万円	1 百万円	
	景観法に基づく届出審査事務、都市景観シンポジウム・都市景観賞の実施	⇒	⇒	
事業名	景観計画推進事業			景観政策課
概 要	景観行政団体*として、景観計画の方針に基づき、景観形成促進地区、景観重要建造物などの指定を進め、盛岡らしい良好な景観形成の誘導を図ります。			
取組内容	H 27	H 28	H 29	
	1 百万円	1 百万円	1 百万円	
	景観形成促進地区及び景観重要建造物等の指定など	⇒	⇒	
事業名	屋外広告物事務			景観政策課
概 要	屋外広告物の許可や屋外広告業の登録などを行います。また、良好な景観を形成するため、屋外広告物景観形成地区の指定などに取り組みます。			
取組内容	H 27	H 28	H 29	
	5 百万円	5 百万円	5 百万円	
	屋外広告物の許可事務、屋外広告業の登録事務など	⇒	⇒	

* 景観行政団体

景観法では、景観行政に取り組む主体を景観行政団体とし、施策の大部分を景観行政団体が行うこととしています。なお、岩手県内では、岩手県、盛岡市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、平泉町及び一戸町が景観行政団体となっています。

●この施策に対する市民の実感

「盛岡らしい景観が形成されている」と感じる市民の割合



●各主体に期待される役割



市民

□都市景観に関心を持ち、さまざまな景観形成の取組に進んで参加しましょう。



地域・NPO 等

□地域の景観形成に関する取組に積極的に参加しましょう。
□緑化や花壇の整備などの景観形成活動に参加しましょう。



事業者

□周辺環境に配慮した市街地の整備や地域住民との調整に努めましょう。
□景観計画に沿った建築物や工作物の設置・改修に努めましょう。

●まちづくり指標

まちづくり指標	現状値 H25	目標値	
		5年後(H31)	10年後(H36)
まちづくり評価アンケート調査「誇れる市街地の景観があると思う」と答えた市民の割合	70.1%	74.7%	79.3%
まちづくり評価アンケート調査「誇れる田園や丘陵地の景観があると思う」と答えた市民の割合	59.6%	69.4%	79.3%
まちづくり評価アンケート調査「誇れる山間地の景観があると思う」と答えた市民の割合	69.9%	74.6%	79.3%
まちづくり評価アンケート調査「屋外広告物（屋外に表示されているはり紙や看板など）は、景観に配慮して表示・設置されていると思う」と答えた市民の割合	28.1%	31.1%	33.6%
まちづくり評価アンケート調査「盛岡市の景観について、改善したい景観がある」と答えた市民の割合	20.6%	17.4%	14.8%

● 関連個別計画

- ・ 歴史的街並み保存活用基本計画（平成 19～28 年度）
- ・ 景観計画
- ・ 大慈寺地区まちづくり計画

● 平成 36 年度までに想定される事業展開

施策 16 計画的な 土地利用の推進



地域の特性をいかし、機能的で魅力的な都市を形成するため、自然環境の保全と人々の営みとの調和を考慮しながら、コンパクトで効率的な市街地を形成するなど、計画的で適正な土地利用を推進します。

まちづくりの合言葉

盛岡をみがこう みどり にぎわい なつかしさ

●現状と課題

- I - 1 持続可能な土地利用を推進するため、国土利用計画盛岡市計画を踏まえ、総合的で計画的な市土の利用を継続する必要があります。
- I - 2 都市計画（土地利用、道路・公園、下水道、市街地開発事業等）については、都市計画マスタープランに即して、諸施策を総合的かつ体系的に展開していく必要があります。
- I - 3 無秩序な市街地の拡大を防ぎ、計画的なまちづくりを進める必要があるため、
- I - 4 市街地における空き家等の発生が課題となっているため、空き家バンク制度を活用するなど、利活用の推進に取り組んでいく必要があります。
- II 市街化区域内の未利用地の土地利用を進めるとともに、市街化調整区域における既存集落のコミュニティ維持や地域の活性化を図る必要があります。

● 施策の体系

施策
16
計
画
的
な
土
地
利
用
の
推
進

小施策 I 土地利用に関する計画の策定・見直し

藩政時代から形成された既成市街地の充実と新市街地の形成による機能的で活力あるコンパクトなまちづくりを推進するとともに、これら市街地を取り囲む農用地や森林を生産機能の場として、また、豊かな自然景観や水源涵養資源として、保全・活用するよう、総合的で計画的な土地利用を進めます。

【主要事業】

都市計画区域区分*¹変更事業

小施策 II 土地利用の管理・指導

良好な宅地水準を確保するとともに、都市計画に定める土地の利用目的に沿った開発行為が行われ、立地の適正性が確保されるように、管理・指導します。

【主要事業】

開発許可事務事業

*¹ 都市計画区域区分
都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分すること。

【一般事業】

都市計画審議会運営事業，都市計画制度等に関する調査研究事業，盛岡広域都市圏としての良好な都市計画の推進事業，宅地造成工事許可事務，宅地耐震化推進事業，開発審査会運営事業，都市計画調査事業，都市計画マスタープラン事業，地域地区計画見直し事務，地区計画の決定及び見直し事務，郊外住宅地活性化事業，都市計画法第 53 条建築許可事務事業，地区計画の区域内における建築規制事務事業，都市計画図更新事業，まちづくりアドバイザー事業，土地取引規制事務

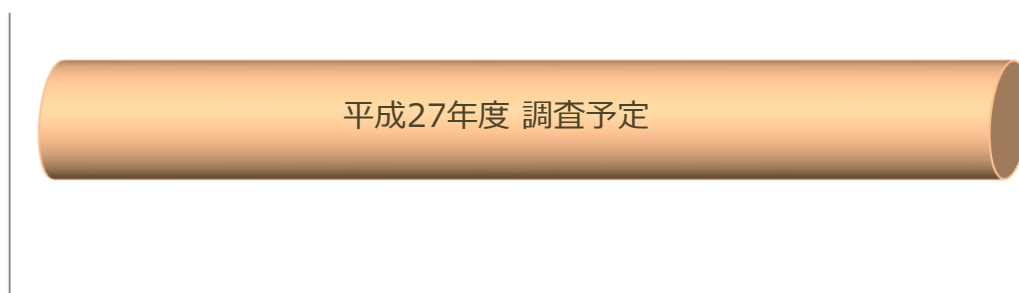
● 平成 27 年度～29 年度に実施する主要事業

事業名	都市計画区域区分変更事業		都市計画課
概 要	平成 27 年度及び 28 年度に都市計画基礎調査を実施し，県及び広域市町（滝沢市及び矢巾町）と共に，適切な区域区分の見直しに取り組みます。		
取組内容	H27	H28	H29
	10 百万円	10 百万円	1 百万円
	都市計画基礎調査	都市計画基礎調査，区域区分随時編入手続	都市計画基礎調査結果の分析，区域区分定期見直し準備

事業名	開発許可事務事業		都市計画課
概 要	コンパクトなまちづくりの形成や既存集落の維持などに対応するために、都市計画法に基づく開発許可及び建築許可業務を行います。		
取組内容	H 27	H 28	H 29
	6 百万円	4 百万円	1 百万円
	都市計画法に基づく開発・建築の許可事務	⇒	⇒

●この施策に対する市民の実感

「地域の特性を生かした土地利用の計画、管理などが行われている」と感じる市民の割合



●各主体に期待される役割



市民

☐ まちづくりに関心を持ち、まちづくり活動に進んで参加しましょう。



地域・NPO 等

☐ まちづくりの計画策定・見直し及び管理と一緒に取り組みましょう。



事業者

☐ 地域や行政が実施するまちづくりに積極的に協力しましょう。

●まちづくり指標

まちづくり指標	現状値	目標値	
	H25	5年後(H31)	10年後(H36)
都市として計画的に整備し、開発し、保全する必要がある区域を指定する割合 (市域における都市計画区域の割合) ^{*2}	50.3%	50.3%	50.3%
農用地として保全し土地利用する割合 (市域における農用地区域の割合) ^{*3}	8.4%	8.4%	8.4%
森林として保全し土地利用する割合 (市域における森林区域の割合)	73.2%	73.2%	73.2%

^{*2} 都市計画区域内の市街化調整区域と農用地区域、森林区域とが重複している区域があるため、3区域の割合の合計は100.0%を超えます。

^{*3} 「農用地として保全し土地利用する割合」の現状値
現状値は、26年度の速報値としております。

●関連個別計画

- ・国土利用計画盛岡市計画（平成21～28年度）
- ・都市計画マスタープラン

●平成36年度までに想定される事業展開

施策 17 子どもの教育の充実



子ども一人ひとりの個性をいかし、学力を定着させ、生きる力を育むことができるように、学校や家庭、地域などが連携しながら、子どもの教育の充実と健全な育成を図ります。

まちづくりの合言葉

個性をいかし 生きる力を 育もう

●現状と課題

- I - 1** 学力検査において、小学校の国語、算数及び中学校の国語、数学、英語とも全国水準を上回っていますが、中学校の数学、英語は一層の向上を図る必要があります。また、義務教育9年間の系統性のある指導の充実を図る必要があります。
- I - 2** いじめやスマートフォンの使用に係る問題が発生していることから、生命を尊重する心や他人を思いやる心など、道徳的価値の自覚を促し、豊かな人間性を育む必要があります。
- I - 3** 体力運動能力検査において、小中学校ともに走力、瞬発力などに課題が見られることから、体力向上の取組の充実・改善を図る必要があります。また、学校給食については、老朽化した施設・設備の整備などを進める必要があります。
- I - 4** 子どもを取り巻く環境が大きく変化してきていることから、児童生徒・家庭・地域社会・学校・行政が連携を図り、それぞれの役割と責任を明確にしながら、地域の子どもは地域で育てるという市民協働の教育を推進する必要があります。
- II** 子育て相談などの子育て支援、小学校及び地域との連携、保護者のニーズに対応した保育サービスの一層の充実を図る必要があります。
- III** 生徒一人ひとりの進路目標を達成するため、ソフト・ハード両面からの教育環境の整備充実を図る必要があります。
- IV** 学校の教育課題は年々複雑・多様化していることから、職能・経験年数や教育課題に応じた幅広い研修を実施し、教職員の資質や指導力の向上を図る必要があります。
- V** 施設の老朽化・劣化が進んでいることから、計画的・効率的な施設の整備や適切な維持保全による施設・設備の長寿命化を図る必要があります。また、バリアフリー化などの学習環境の整備や災害時の地域の避難所としての機能の充実も必要となっています。

● 施策の体系

施策
17
子
ど
も
の
教
育
の
充
実

小施策 I 小中学校教育の充実

児童生徒の学力の実態を的確に把握しながら、基礎的・基本的な学力の向上を図ります。また、各中学校区の実状に応じて、これまでの連続した教育活動をより一層強化するものとした小中一貫教育や勤労観・職業観を育むキャリア教育、情報化社会に対応した情報モラル教育を進めます。

学校の教育活動全体を通じた道德教育の充実のほか、いじめを「つくらない」「みのがさない」「のこさない」取組や不登校対策の充実を図ります。また、小中学校児童生徒を対象に、盛岡の先人や風土・文化を盛り込んだ先人教育を進めます。

学校保健事業や体育振興事業の充実に努めながら、児童生徒の健康の保持と体力・運動能力の向上を図ります。また、学校給食については、都南学校給食センターをはじめとする老朽化した各調理場の適正な規模、配置などを検討し、計画的に改築等を進めます。

地域の教育課題を明確にしながら、学校と家庭、地域が一層連携を深め、地域に根ざした教育振興運動を展開します。

【主要事業】

教育振興事業（小学校・中学校）

先人教育推進事業

生徒指導強化推進事業

教育活動推進事業

小施策 II 幼稚園教育の充実

生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、望ましい幼児教育や教育環境を提供するとともに、保護者への支援に取り組みます。また、幼稚園と小学校、地域との連携を深めます。

小施策 III 高等学校教育の充実

学力の向上と部活動・特別活動の充実を図るとともに、規律のある生活習慣の確立と保健衛生・安全指導を推進するほか、一人ひとりの個性や希望を生かした進路指導の充実を図ります。

小施策 IV 教職員研修の充実

日々の教育実践に必要な教職専門職としての研修を行い、教職員の資質や指導力の向上に努め、教育の質的向上を図ります。

小施策 V 学校施設の整備・充実

予防保全型の計画的な修繕を行うことにより、学校施設の適切な維持管理と長寿命化の視点に立った施設・設備の保全を計画的に推進します。また、大規模改造を行う際は、ユニバーサルデザインの導入により安全性を確保するとともに、災害時の地域の避難場所としての機能を確保します。

【主要事業】

- ★小学校整備事業
- ★中学校整備事業
- ★学校プール整備事業
- ★小中学校耐震診断・改修事業

【一般事業】

委員会事務，教育委員会グループウェア運営事業，学校情報化推進事業，小中学校・幼稚園管理事務，小中学校・幼稚園配分事務，私学振興補助事業，岩手育英会助成事業，小中学校給食運営事業，就学援助事業，幼稚園就園奨励補助事業，学校給食関係事業，学校訪問指導事業，研究指定校事業，特別支援教育事業，教育振興運動事業，外国人英語指導講師招へい事業，善行表彰事業，復興教育支援事業，小中学校プール管理事務，小中学校保健事業，地域や学校の特色を生かした教育活動推進事業，学校保健関係事業，学校体育振興事業，教育研究事業，適応指導教室事業，学校給食センター管理運営事業，高等学校教育振興事業，教育研修事業，一般研修事業，小中学校管理用備品等購入事務，義務教育教材教具購入事業，小中学校校舎等維持補修事業，再生可能エネルギー等導入事業，小中学校施設等整備事業，小中学校コンピュータ教育設備整備事業，園舎等維持補修事業，平和教育推進事業

●平成 27 年度～29 年度に実施する主要事業

事業名	教育振興事業（小学校・中学校）		学校教育課
概要	児童生徒の学力などの実態を把握するための学力検査，知能検査など，諸検査を行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	99 百万円	43 百万円	11 百万円
	児童生徒の学力検査，知能検査の実施，教師用教科書・指導書の購入	⇒	児童生徒の学力検査，知能検査の実施
事業名	先人教育推進事業		学校教育課
概要	教職員への啓発資料として実践事例集や研修資料を作成するほか，先人の業績や生涯を盛り込んだ「先人カレンダー」を作成するなど，先人教育を推進します。		
取組内容	H27	H28	H29
	1 百万円	1 百万円	1 百万円
	先人教育委託研究，先人教育研修会の実施，実践事例集，先人カレンダーの作成	⇒	⇒

事業名	生徒指導強化推進事業		学校教育課
概 要	児童生徒の健全育成や安全確保に関する取組を行うとともに、個別に配慮が必要な児童生徒への支援のため、非常勤職員を配置します。		
取組内容	H27	H28	H29
	48 百万円	48 百万円	48 百万円
	生徒指導研究推進協議会への支援，スクールガード* ¹ の配置，スクールアシスタント* ² の配置，不登校等対策相談員の配置，学校司書の配置など	⇒	⇒
事業名	教育活動推進事業		学務教職員課，学校教育課
概 要	小学校において，図書館に非常勤職員を配置し，児童の読書活動を推進します。また，担任の補助としてきめ細かな指導を行うため，非常勤講師を配置し，基礎学力の向上を図ります。		
取組内容	H27	H28	H29
	12 百万円	12 百万円	12 百万円
	担任補助としての非常勤講師の配置	⇒	⇒
事業名	★小学校整備事業		総務課（教育）
概 要	土淵小学校及び土淵中学校の施設整備並びに向中野小学校の校舎増築を行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	925 百万円	457 百万円	—
	土淵小中（校舎建設工事，用地取得），向中野小（校舎増築設計，既存校舎改修工事）	土淵小中（グラウンド造成），向中野小（校舎増築工事，既存校舎改修工事）	—
事業名	★中学校整備事業		総務課（教育）
概 要	巻堀中学校の校舎大規模改造や仙北中学校の校舎増築などを行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	772 百万円	1,128 百万円	1,124 百万円
	巻堀中（校舎大規模改造工事，体育館設計），仙北中（校舎増築等設計）	巻堀中（校舎大規模改造工事，体育館建設工事），仙北中（校舎増築工事，既存校舎解体工事）	仙北中（校舎増築工事，既存校舎解体，既存校舎改修）

事業名	★学校プール整備事業		総務課（教育）
概 要	土淵小学校、緑が丘小学校などのプール改修を行うほか、小・中学校のプール改修を計画的に行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	70 百万円	102 百万円	179 百万円
	土淵小（プール等改修工事）	緑が丘小（プール等改修工事）、大宮中・黒石野中（プール等改修設計）	大宮中・黒石野中（プール等改修工事）、見前小（プール等改修設計）
事業名	★小中学校耐震診断・改修事業		総務課（教育）
概 要	第2次耐震診断結果を踏まえ、計画的に校舎などの耐震改修を実施します。		
取組内容	H27	H28	H29
	1,538 百万円	362 百万円	55 百万円
	改修工事（仁王小、下小路中ほか）、城西中（新体育館建設設計）	城西中（新体育館建設工事）	城西中（既存体育館解体、グラウンド整備工事）

*1 スクールガード

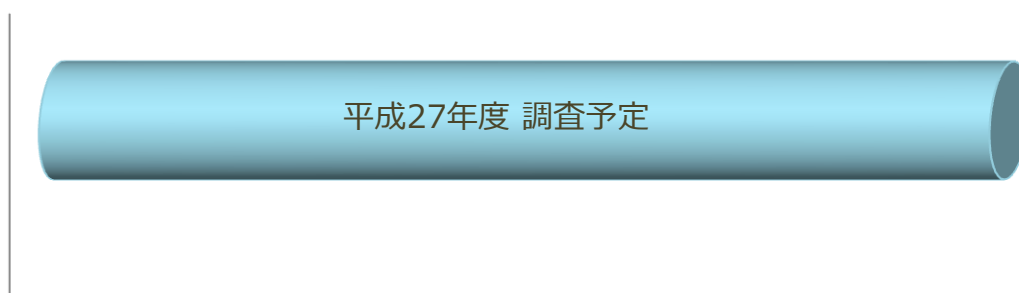
子どもたちの登下校時間に合わせ通学路の巡回パトロールなどを行う学校安全ボランティアのこと。

*2 スクールアシスタント

個別に配慮が必要な児童生徒に対して、担任とともに支援を行う非常勤講師のこと。

●この施策に対する市民の実感

「将来を担う子どもたちを育てる小中学校の教育内容や施設の整備が充実している」と感じる市民の割合



●各主体に期待される役割

	市民	☐ 家庭で、子どもの生活習慣や学習習慣づくりに取り組みましょう。 ☐ 学校との連携を密にし、情報を共有するとともに、学校行事などに積極的に参加しましょう。
	地域・NPO 等	☐ 学校や家庭、地域が連携しながら子どもの健全な育成を図りましょう。 ☐ 地域活動などを通じ、子どもを見守り育てる環境づくりに努めましょう。 ☐ 地域の子どもは、地域で育てましょう。
	事業者	☐ 専門分野を生かして学校の教育活動に積極的に協力しましょう。

●まちづくり指標

まちづくり指標	現状値	目標値	
	H25	5 年後 (H31)	10 年後 (H36)
小中学校学力検査の全国水準 (100) との比較【小学校 4 年生：国語】	110.6 ポイント	113.0 ポイント	113.0 ポイント
小中学校学力検査の全国水準 (100) との比較【小学校 4 年生：算数】	108.4 ポイント	110.0 ポイント	110.0 ポイント
小中学校学力検査の全国水準 (100) との比較【中学校 2 年生：国語】	103.8 ポイント	107.0 ポイント	107.0 ポイント
小中学校学力検査の全国水準 (100) との比較【中学校 2 年生：数学】	102.2 ポイント	105.0 ポイント	105.0 ポイント
小中学校学力検査の全国水準 (100) との比較【中学校 2 年生：英語】	103.2 ポイント	105.0 ポイント	105.0 ポイント
体力運動能力調査の全国水準 (100) との比較【小学校 5 年生：男】	97.8 ポイント	101.0 ポイント	101.0 ポイント
体力運動能力調査の全国水準 (100) との比較【小学校 5 年生：女】	100.5 ポイント	101.0 ポイント	101.0 ポイント
体力運動能力調査の全国水準 (100) との比較【中学校 2 年生：男】	100.4 ポイント	102.0 ポイント	102.0 ポイント
体力運動能力調査の全国水準 (100) との比較【中学校 2 年生：女】	100.2 ポイント	102.0 ポイント	102.0 ポイント

●関連個別計画

- ・教育振興基本計画（平成 27～36 年度）
- ・「盛岡の先人教育」推進計画（平成 27～31 年度）
- ・教育振興運動第 10 次 5 か年計画（平成 23～27 年度）
- ・小中学校適正配置基本方針
- ・小中学校適正配置基本計画

●平成 36 年度までに想定される事業展開

施策 18 生涯学習の推進

誰もが楽しみや生きがいを持ち、豊かに暮らすことができるように、いつでもどこでも学ぶことができる環境の構築を図ります。



まちづくりの合言葉

楽しみや生きがいを見つけ 人生を充実させよう

●現状と課題

- I 市民一人ひとりが、生涯にわたり生きがいを持って充実した生活を営み、学んだ成果を社会に還元することができるように、社会的な課題と市民ニーズを把握した学習機会の拡充を図るとともに、生涯学習に関する相談に的確に対応していく必要があります。
- II 生涯学習の推進のためには、活動場所となる社会教育施設の利便性・安全性の確保が必要であり、老朽化した施設・設備の改修・修繕や新築などの要望に適切に対応する必要があります。

●施策の体系

施策
18
生涯
学習
の
推進

小施策 I 社会教育の充実

学習情報の提供や学習相談への対応を適切に行うとともに、社会の変化に対応した課題に関する学習機会を提供するほか、地域や家庭における教育力の充実を図るための支援を行います。

【主要事業】

★社会教育促進事業

小施策 II 社会教育施設の整備・充実

社会教育施設の老朽化対策を進め、必要な施設整備を行うとともに、公民館、図書館などの社会教育施設で行う事業を充実させます。

【主要事業】

◎社会教育施設整備事業

【一般事業】

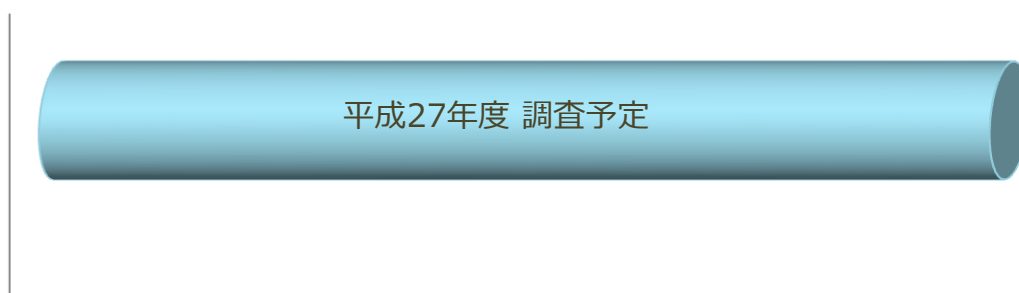
公民館管理運営事業，公民館活動事業，図書館管理運営事業，図書館資料整備事業，少年自然の家管理運営事業，少年自然の家活動事業，子ども科学館管理運営事業，憲法記念事務，社会教育施設修善事業

●平成 27 年度～29 年度に実施する主要事業

事業名	★社会教育促進事業		生涯学習課
概要	多様な学習機会を提供するとともに，現代的な課題に対応する学習機会や情報の提供を行います。また，社会教育関係団体の支援や学校・家庭・地域の連携協力推進，大学開放講座などの事業を行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	17 百万円	17 百万円	17 百万円
	学校・家庭・地域の連携協力推進，学びの循環推進，中学生社会参加活動促進など	⇒	⇒
事業名	◎社会教育施設整備事業		生涯学習課
概要	（仮称）見前南地区公民館の整備や薮川地区公民館の移転に向けた検討などの事業を行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	28 百万円	378 百万円	－
	見前南（実施設計，造成工事）	見前南（基礎工事，建設工事など）	－

●この施策に対する市民の実感

「いつでもどこでも学ぶことができる各種講座の開設や生涯学習環境が整っている」と感じる市民の割合



●各主体に期待される役割

	市民	☐ 生涯学習に積極的に取り組み、楽しみや生きがいを見つけましょう。
	地域・NPO 等	☐ 地域の特色を生かしたさまざまな催しや学びの機会を提供しましょう。
	事業者	☐ 社会や地域の一員として、催しや学びの機会の創出に積極的に関わしましょう。

●まちづくり指標

まちづくり指標	現状値	目標値	
	H25	5年後(H31)	10年後(H36)
まちづくり評価アンケート調査「この1年間に何らかの生涯学習をした」と答えた市民の割合 	40.6%	43.9%	47.2%

●関連個別計画

- ・教育振興基本計画（平成 27～36 年度）

●平成 36 年度までに想定される事業展開

施策 19 社会を担う人材の育成・支援

将来を担う若い世代や女性がライフスタイルに合わせ、社会のさまざまな場面で活動できるように、人材の育成や情報の提供などの支援に取り組みます。



まちづくりの合言葉

“まちづくり”は“ひとづくり”

●現状と課題

I-1 若者を取り巻く労働環境は、非正規雇用などの不安定な雇用、求職側と求人側のニーズが一致しないミスマッチ、県外に就職先を求める若者が多いことなどの課題があります。また、教育や職業訓練などを受けない無業者となっている、いわゆるニートと呼ばれる若者が存在するなどの課題もあります。

このため、在学中からキャリア教育などによる就労観の育成や地場企業を知る

機会を設けるなど、若者が社会で活躍できるためのさまざまな支援を行う必要があります。

I-2 女性の労働力率は、子育て期に当たる 30 歳代で低下するものの、就業希望者は多く、非常に大きな潜在力となっている一方で、さまざまな課題があることから、就業や社会参加など個々に支援が必要となっています。

●施策の体系

施策
19
社会を担う
人材の育成・支援

—— 小施策 I 若い世代の活躍支援

若い世代に対して、就業や職場定着などに係る情報提供や各種支援を行い、就学等から就業へ円滑に移行できる環境を整えます。

【主要事業】

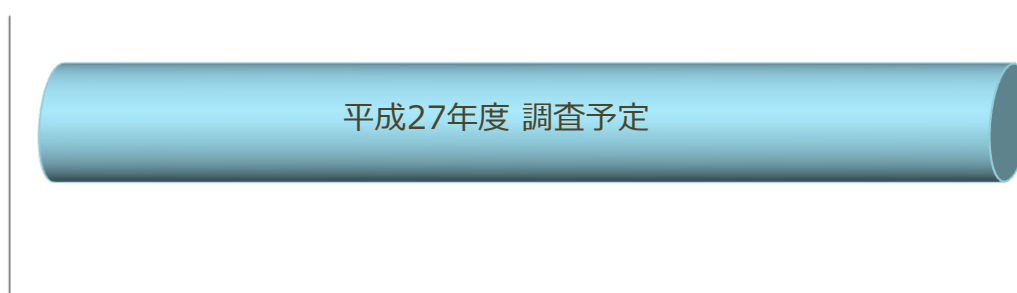
若者の就業支援事業

●平成 27 年度～29 年度に実施する主要事業

事業名	若者の就業支援事業		企業立地雇用課
概 要	新規学卒者・若年未就職者に対して、就業に関する専門的な相談受付などを行うとともに、高校生などを対象としたインターシップ受入や若手社員の職場定着に関する取組などを通じて若者のキャリア形成に向けた取組を進めます。		
取組内容	H 27	H 28	H 29
	17 百万円	17 百万円	17 百万円
	ジョブカフェいわて運営業務委託，若者サポートステーション事業，新社会人就職定着支援事業など	⇒	⇒

●この施策に対する市民の実感

「ライフスタイルに合わせた、若い世代や女性の活躍を支援する取組が行われている」と感じる市民の割合



●各主体に期待される役割



市民

- ☐ 共に協力し子育てに取り組みましょう。
- ☐ ボランティア活動など多様な体験活動に参加しましょう。



地域・NPO 等

- ☐ 地域の活動に若い世代や女性が活躍できる場を創造しましょう。



事業者

- ☐ ワーク・ライフ・バランスの実現や女性活躍の重要性などに関する教育・啓発活動の推進を図りましょう。

●まちづくり指標

まちづくり指標	現状値	目標値	
	H25	5年後(H31)	10年後(H36)
地域若者サポートステーションの支援を受けて進路を決定した人数	151人	170人	170人
ジョブカフェいわての利用者数	29,529人	30,000人	30,000人

●関連個別計画

- ・第2次男女共同参画推進計画（平成27～36年度）
- ・子ども・若者育成支援計画（平成27～36年度）

●平成36年度までに想定される事業展開

- ・ワーク・ライフ・バランス意識の浸透と実現に向けた企業への啓発
- ・若者の自立と活躍を社会全体で支える環境整備

施策 20 地球環境の保全と自然との共生



地球環境や豊かな自然を次世代に引き継ぐため、地球温暖化対策やごみの減量化・資源化の推進、水や緑の保全などに取り組み、地球環境の保全と自然との共生を推進します。

まちづくりの合言葉

水と緑の都 “もりおか” を未来につなぐ

●現状と課題

I－1 自然環境及び歴史的環境保全計画については、平成 23 年度に策定した盛岡市自然環境保全指針を踏まえた改訂を行う必要があります。

また、玉山区を中心に、自然環境及び歴史的環境保全条例に基づく環境保護地区などの新たな指定について検討する必要があります。

I－2 自然環境及び歴史的環境保全条例に基づき指定している環境保護地区、保護庭園及び環境緑化地区について、所有者・管理者や地域の理解を得ながら管理していく必要があります。

I－3 近郊自然歩道 9 路線について、ガイドマップを配布するとともに、環境部ホームページ上に詳細なコースマップや花暦、鳥暦などを掲載しています。今後も適切な維持管理を行い、利用者の利便及び安全確保に努めるとともに、盛岡の豊かな自然環境を広く発信する必要があります。

I－4 近年、ツキノワグマやニホンジカなどの野生動物が市街地にも出没するケースが増えており、市民の安全・安心の観点からも関係機関が連携して野生動物の適正な

保護・管理を図り、生物の多様性を確保する必要があります。

II 市民一人ひとりの節電・省エネへの取組やライフスタイルの変革などが求められていることから、将来を担う子どもたちから大人まで、すべての市民が身近な環境から地球規模の環境問題まで関心を持ち、理解を深め、環境を大切にする意識を高める必要があります。

III ごみ総排出量は、22 年度と比較すると、ほぼ横ばいの状況です。資源を大切に、地球環境の保全に貢献するため、一般廃棄物の減量に向けて取り組む必要があります。

IV 市域における温室効果ガス排出量は、17 年度をピークに減少傾向にありましたが、東日本大震災後の 23 年度は増加傾向に転じました。地球温暖化対策実行計画の目標年度である 32 年度における温室効果ガス排出量の 7 % 削減(平成 2 年度比)に向け、地域経済の好循環にもつながる再生可能エネルギーの普及拡大やエネルギーの地産地消を促進するとともに、市民の省エネ行動の啓発などを効果的に進めていく必要があります。

● 施策の体系

施策
20
地球環境の保全と自然との共生

小施策 I 自然の保護と活用

盛岡が誇るうるおいや安らぎをもたらす里山の緑，きれいな水や空気を生み出す森林，河川の清らかな水辺など，かけがえのない自然や多様な生物が生息する環境を適切に守り，次世代に引き継ぐとともに，自然に親しむ機会を増やし，より多くの人々が身近に自然を感じられるような環境づくりを進めます。

小施策 II 環境を大切にする心の育成

市民や事業者などが利用しやすいように，環境情報の発信やさまざまな環境啓発事業を通じて，市民の環境を大切にする心の育成を図り，環境に配慮した行動を促進します。

【主要事業】

地球環境啓発事業

小施策 III 資源循環型社会の形成

市民・事業者・行政の三者が協働して，廃棄物の発生抑制，資源の再利用・再生利用などに取り組むとともに，廃棄物処理の広域化を推進し，ごみの減量や廃棄物のリサイクルを図り，限りある資源の循環的利用を推進します。

【主要事業】

資源集団回収報奨金交付事業

地域循環型生ごみ処理推進事業

小施策 IV 地球温暖化対策の推進

温室効果ガスの排出削減のため，太陽光，風力，木質バイオマスなど，再生可能エネルギーの普及促進や，省エネ機器の導入などによるエネルギーの効率的な利用を促進します。

【主要事業】

地球温暖化対策実行計画推進事業

★生出地域エコタウン事業

【一般事業】

環境整備推進事業，自然環境等保全事業，環境保全地区等整備事業，環境基本計画管理事務，容器包装リサイクル推進事業，ごみ減量等市民運動支援事業，ごみ減量等啓発事業，事業系ごみ減量等推進事業，家電リサイクル推進事業，きれいなまち推進事業，清掃思想啓発事業，使用済蛍光灯処理事業，使用済乾電池処理

事業、資源ごみ分別作業所管理運営事業、環境マネジメントシステム運用事業、自然環境等保全計画策定事務

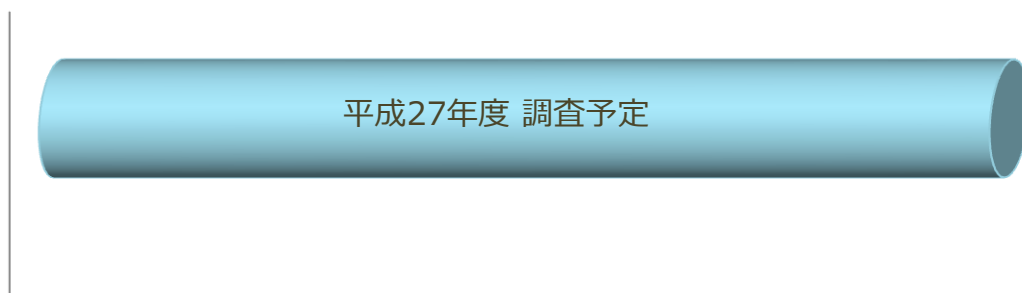
●平成 27 年度～29 年度に実施する主要事業

事業名	地球環境啓発事業		環境企画課
概 要	盛岡の豊かな自然を次世代に引き継ぐため、環境保全に対する理解を深め、率先して行動できる人材を育みます。		
取組内容	H 27	H 28	H 29
	6 百万円	6 百万円	6 百万円
	環境啓発イベント及び環境学習講座の開催	⇒	⇒
事業名	資源集団回収報奨金交付事業		資源循環推進課
概 要	ごみの減量・再生利用を進めるために、町内会・子ども会などによる資源集団回収に報奨金を交付します。		
取組内容	H 27	H 28	H 29
	39 百万円	39 百万円	39 百万円
	資源集団回収を行う団体に対する報奨金の交付	⇒	⇒
事業名	地域循環型生ごみ処理推進事業		資源循環推進課
概 要	生ごみの減量・再生利用を進めるために、生ごみを地域で循環する仕組みづくりを進めます。		
取組内容	H 27	H 28	H 29
	2 百万円	2 百万円	2 百万円
	地域循環型モデル地区の推進	⇒	⇒
事業名	地球温暖化対策実行計画推進事業		環境企画課
概 要	市民と事業者、行政が協働して地球温暖化対策に取り組むための実行計画の進行管理を行うとともに、市が率先して温室効果ガスの排出を削減するため、市の施設への再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入を進めます。		
取組内容	H 27	H 28	H 29
	41 百万円	46 百万円	46 百万円
	住宅用太陽光発電システム等設置経費に対する補助、公共施設への再生可能エネルギー設備の導入	⇒	⇒

事業名	★生出地域エコタウン事業		環境企画課，産業振興課
概要	「ユートランド姫神」を中心とした生出地域において，再生可能エネルギーを活用した環境関連施設の整備や環境啓発事業を展開するなど，「エコタウン」の創生を進めます。		
取組内容	H27	H28	H29
	8 百万円	77 百万円	26 百万円
	生出地域における再生可能エネルギー・省エネ設備等の整備	⇒	⇒

●この施策に対する市民の実感

「エネルギーの有効利用や廃棄物の発生抑制など，環境への負荷を軽減する取組が行われている」と感じる市民の割合

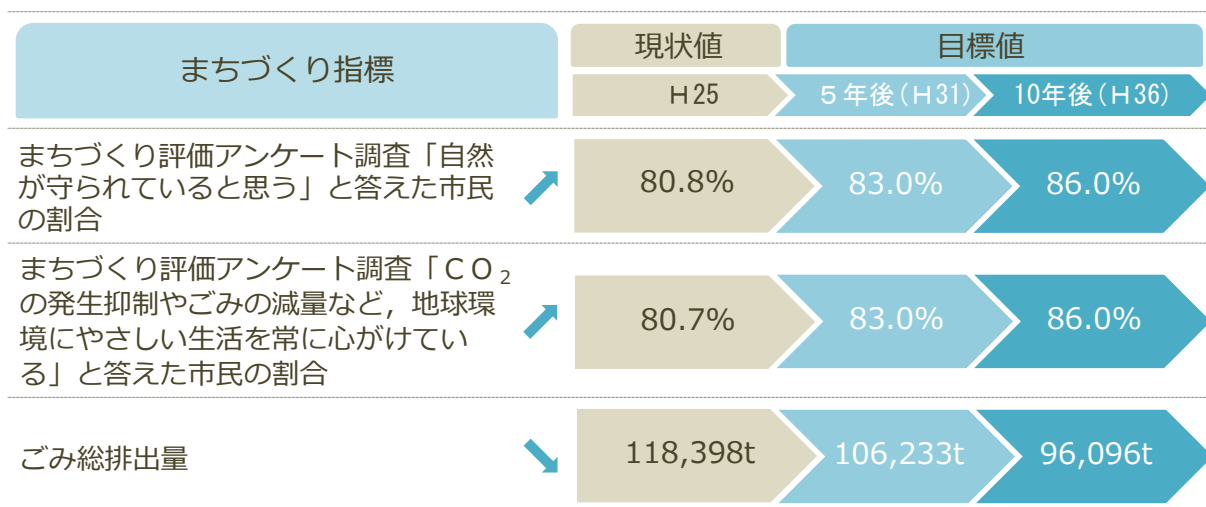


●各主体に期待される役割

 市民	☐ 盛岡の豊かな自然を守り，次世代に引き継ぎましょう。 ☐ 環境の現状を理解し，環境に配慮した行動を実践しましょう。 ☐ 3 R *活動に取り組みましょう。 ☐ 日常生活における省エネ・省資源に取り組みましょう。
 地域・NPO 等	☐ 地域活動の中で，資源物回収活動に積極的に取り組みましょう。 ☐ 地域の公園や緑をみんなで守りましょう。 ☐ 地域での地球温暖化防止活動に参加・協力しましょう。
 事業者	☐ 自然環境に配慮した事業活動に取り組みましょう。 ☐ 過剰包装の抑制や資源化の推進に取り組みましょう。 ☐ 事業活動における省エネ・省資源に取り組みましょう。

* 3 R
REDUCE（リデュース：廃棄物等の発生抑制），REUSE（リユース：再使用），RECYCLE（リサイクル：再生利用）の3つのRの総称。

●まちづくり指標



●関連個別計画

- ・環境基本計画（第二次）（平成 23～32 年度）
- ・地球温暖化対策実行計画（区域施策篇）（平成 23～32 年度）
- ・もりおか 30 万人のごみ減量化行動計画
- ・一般廃棄物処理基本計画
- ・グリーンオフィス行動計画（平成 27～32 年度）

●平成 36 年度までに想定される事業展開

LINK

重点3

いわて国体おもてなしプロジェクト

施策 21 農林業の振興



生産地であり、かつ消費地である地域特性をいかし、都市部との交流を図りながら、地産地消をベースとした付加価値の増大につながる農林業を推進するとともに、山林農地の有する国土保全・水源かん養などの多面的機能を維持・発揮するため、農林業者の経営力の向上や後継者の育成などの支援に取り組みます。

まちづくりの合言葉

地産地消 未来につなごう 盛岡の農林業

●現状と課題

- I－1** 高齢化や後継者不足とともに、耕作放棄地の増加が懸念されることから、地域における「人と農地の問題」に取り組む必要があります。
- I－2** 営農活動における地球温暖化防止や生物多様性の保全などが求められていることから、減農薬、減化学肥料による特別栽培など、環境保全型農業に取り組む必要があります。
- I－3** 県内最大の消費地である地域特性を生かした農林業の展開を図るため、農商工連携や6次産業化^{*1}、ブランド化による農畜産物の高付加価値化と販路拡大及び産直施設の経営強化への支援が必要です。
- I－4** シカなど、新たな有害鳥獣被害が発生していることから、対策を強化する必要があります。
- I－5** 市民の食の安心・安全を確保するため、東京電力福島第一原発事故に伴う放射性物質拡散への対策も引き続き行う必要があります。
- I－6** 地域林業を活性化するため、健全な森林の育成と市産材の利用を拡大する必要があります。
- II－1** 農地や森林の生産性の向上や公益的機能の維持向上が求められていることから、生産基盤施設の整備促進及び長寿命化など、適正な維持管理を行う必要があります。
- II－2** 有機物資源活用施設を有効に利用し、耕畜連携による資源循環型農業生産に努める必要があります。
- II－3** 松くい虫被害地域が拡大していることから、拡大防止に取り組む必要があります。

^{*1} 6次産業化

農業などの第一次産業が、食品加工などの第二次産業や流通販売、小売などの第三次産業にも主体的に関わって業務を総合的に展開する経営への取組。

● 施策の体系

施策
21
農
林
業
の
振
興

小施策 I 経営力・生産意欲の向上と後継者の育成

農業者・林業者の生産意欲が高まるような振興施策を展開するとともに、地域の特性を生かした多様な農畜産物の高品質・ブランド化により生産性が高く競争力のある産地の形成を図ります。

【主要事業】

水田農業構造改革事業
いわて地域農業マスタープラン実践支援事業
果樹産地化事業
◆盛岡の食材プロモーション事業
中山間地域等直接支払事業
環境保全型農業直接支払交付金事業
畜産振興事業
有害鳥獣対策事業
★市産材利用拡大推進事業

小施策 II 生産基盤の整備

農道や林道，農業用水，林地の地籍調査などの生産基盤の整備により，農地や林地の生産性の向上や森林の公益的機能の維持向上を図ります。また，耕作放棄地などの再生や農業用施設の維持管理を地域ぐるみで進めるとともに，有機物資源の有効利用による環境にやさしい農業生産を推進します。

【主要事業】

多面的機能支払交付金事業
★農業基盤整備事業
★森林適正管理推進事業
★市有林造成事業
地籍調査事業

【一般事業】

農政推進員事務，農業振興地域整備計画管理事業，農業経営基盤強化促進対策事業，新規就農・経営継承総合支援事業，経営体育成支援事業，農地中間管理事業，河川魚族育成対策事業，グリーン・ツーリズム*²推進事業，市民農園開設事業，農業生産対策事業，盛岡市農業まつり開催事業，農業改良普及事業，農業近代化資金等利子補給事業，食育推進事業，家畜貸付事業，家畜衛生対策事業，畜産経営環境保全対策事業，へい獣保冷库運営事業，有機物資源活用施設管理運営事業，農業施設維持管理事業，構造改善センター管理運営事業，地区振興センター等管理運営事業，生活改善センター管理運営事業，川目地区憩いの広場施設管理運営事業，牧野管理運営事業，活性化センター管理運営事業，岩洞体験農園管理運営事業，総合交流ターミナル管理事業，林業活性化対策事業，林業関係団体育成強化事業，森林保全事業，森林整備計画樹立事務，林道管理事業，林道事業債償還

基金管理事務，林道橋りょう補修事業，林業後継者活動活性化対策事業，市民植樹祭事業，外山森林公園管理事業，都南つどいの森管理事業，カモシカ食害対策事業，マツクイムシ被害防止対策事業，平成市民の森整備事業，森林整備地域活動支援事業，木材需要拡大推進事業，公庫資金造林支援事業，地域材流通加工関連人材育成事業，農地調整事務，農業者年金事務，農政・農業振興関係事務

*² グリーン・ツーリズム

農山村地域において，農林業を体験したり，自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動をいいます。

●平成 27 年度～29 年度に実施する主要事業

事業名	水田農業構造改革事業		農政課，産業振興課
概 要	水田を有効に活用した麦，大豆，飼料用米等の生産の定着と拡大を支援し，水田を中心とした土地利用型農業の振興を図ります。		
取組内容	H27	H28	H29
	14 百万円	14 百万円	14 百万円
	米の計画的生産と水田を有効に活用した麦，大豆，新規需要米* ³ などの生産の定着と拡大に係る支援	⇒	⇒
事業名	いわて地域農業マスタープラン実践支援事業		農政課，産業振興課
概 要	園芸・畜産等の産地拡大，6 次産業化の促進など，生産から流通までの条件整備を推進するため，農業機械の導入や施設の整備を促進します。		
取組内容	H27	H28	H29
	10 百万円	10 百万円	10 百万円
	農業者が組織する団体等に対する機械購入費及び施設整備費の補助	⇒	⇒
事業名	果樹産地化事業		農政課
概 要	バランスの取れた品種構成への転換を図るために，早期多収，省力化に優れたりんごのわい化樹への新植及び改植を進め，生産・販売を通じた産地ブランド化を促進します。		
取組内容	H27	H28	H29
	1 百万円	1 百万円	1 百万円
	りんごのわい化樹への新植，改植に係る苗木等の購入経費の補助	⇒	⇒

事業名	◆盛岡の食材プロモーション事業		農政課
概要	希望郷いわて国体・希望郷いわて大会の開催を契機として、「盛岡の食の魅力」の全国発信と市内の食産業と食材のビジネスマッチングによる地産地消の推進を図ります。		
取組内容	H27	H28	H29
	2 百万円	2 百万円	2 百万円
	盛岡の優れた「食材」の魅力発信と、飲食店等他産業とのビジネスマッチングによる地産地消の推進	⇒	⇒
事業名	中山間地域等直接支払事業		農政課，産業振興課
概要	農業生産条件が不利な中山間地域における耕作放棄地の発生を防止して，国土保全・水源涵養などの多面的機能の確保を図るために，農業生産活動などを行う農業者を支援します。		
取組内容	H27	H28	H29
	59 百万円	59 百万円	59 百万円
	田の沢集落協定 他 40 集落協定，3 個人協定	⇒	⇒
事業名	環境保全型農業直接支払交付金事業		農政課，産業振興課
概要	地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者を支援します。		
取組内容	H27	H28	H29
	16 百万円	16 百万円	16 百万円
	農事組合法人となん 他 24 名	⇒	⇒
事業名	畜産振興事業		農政課，産業振興課
概要	高能力素牛(もとうし)* ⁴ の導入や畜産技術の指導・普及，日本短角牛の消費拡大への取組により畜産農家を支援します。		
取組内容	H27	H28	H29
	28 百万円	28 百万円	9 百万円
	畜産技術の指導・普及に対する支援	⇒	⇒
事業名	有害鳥獣対策事業		農政課
概要	農作物被害を軽減するため，対象鳥獣の捕獲及び被害防止を推進します。		
取組内容	H27	H28	H29
	4 百万円	4 百万円	4 百万円
	有害鳥獣の捕獲及び被害防止による農作物被害の軽減	⇒	⇒

事業名	★市産材利用拡大推進事業		林政課
概 要	市産材の流通促進により森林・林業を活性化するため、市産材利用住宅への支援、町内会等への市産材の支給、公共建築物等における市産材利用の徹底や木質バイオマス* ⁵ 利用の推進、市民への積極的な働きかけなど、利用拡大に向けた取組を推進します。		
取組内容	H27	H28	H29
	3 百万円	3 百万円	3 百万円
	市産材利用の住宅建築への補助や町内会等による公共的な施設整備への市産材支給など	⇒	⇒
事業名	多面的機能支払交付金事業		農政課、産業振興課
概 要	地域共同による農地・農業用水等の保安全管理や施設の長寿命化のための活動等を支援します。		
取組内容	H27	H28	H29
	267 百万円	267 百万円	267 百万円
	農地維持支払 38 組織, 資源向上支払(共同活動) 37 組織, 資源向上支払(長寿命化) 35 組織	⇒	⇒
事業名	★農業基盤整備事業		農政課
概 要	県及び農業者等が組織する団体が行う農道整備や土地改良への助成や負担を行い、農業生産基盤の整備を進めます。		
取組内容	H27	H28	H29
	118 百万円	119 百万円	87 百万円
	用排水整備(太田第一地区, 鹿妻新堰地区, 太田堰地区, 岩手山麓地区, 好摩地区), ほ場整備(武道地区), 道路整備(巻堀 2 期地区, 手代森 3 期地区) 他	用排水整備(太田第一地区, 鹿妻新堰地区, 太田堰地区, 岩手山麓地区, 好摩地区, 鴨助堰地区, 小岩井地区, 松川大堰地区), ほ場整備(武道地区, 寺林地区), 道路整備(巻堀 2 期地区, 手代森 3 期地区) 他	用排水整備(太田第一地区, 岩手山麓地区, 鴨助堰地区, 小岩井地区, 松川大堰地区, 手代森地区, 松ノ木地区), ほ場整備(武道地区, 寺林地区), 道路整備(巻堀 2 期地区) 他
事業名	★森林適正管理推進事業		林政課、産業振興課
概 要	林業の振興と森林の公益的機能の維持増進を図るため、森林境界の明確化に取り組むとともに、造林及び除間伐等の作業、間伐材の搬出及び林内作業道の開設等に要する経費に対して助成します。また、森林組合が受託する森林作業の円滑な推進を図るために、資金の貸付けを行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	18 百万円	18 百万円	18 百万円
	私有林における保育作業・再造林及び間伐材の搬出利用に対する補助	⇒	⇒

事業名	★市有林造成事業		林政課，産業振興課
概 要	市の基本財産の造成と森林の公益的機能の充実のために，保育や間伐などの手入れを行います。		
取組内容	H 27	H 28	H 29
	63 百万円	63 百万円	63 百万円
	市が管理する森林に係る 保育間伐など	⇒	⇒
事業名	地籍調査事業		林政課
概 要	公図地区の土地について，土地所有者等により境界の確認を行い，境界を測量して精度の高い地図を作成します。		
取組内容	H 27	H 28	H 29
	40 百万円	40 百万円	40 百万円
	山村部の地籍調査の実施	⇒	⇒

*3 新規需要米

米粉用や飼料用など，その用途が主食用米の需給に影響を及ぼさない米。

*4 高能力素牛(もとうし)

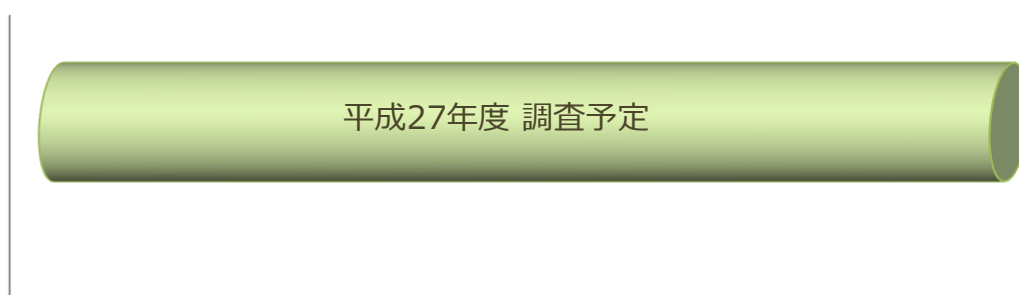
素牛とは，肉用牛として肥育するもの，子牛を産む繁殖用にするもの，乳牛とするものの，それぞれの素になる牛のことですが，血統などに優れ市場性が高いものを一般的に高能力と表現しています。

*5 木質バイオマス

木を利用したエネルギーのこと。薪，炭，チップ，ペレットなど，木を使った燃料はすべて含みます。

●この施策に対する市民の実感

「地域特性を生かした，地産地消の取組が進んでいる」と感じる市民の割合



●各主体に期待される役割

	市民	☐ 盛岡の農林水産物の魅力を理解し，多くの人に伝えましょう。 ☐ 盛岡の農林水産物の消費に努め，地域農業を支えましょう。
	地域・NPO 等	☐ 地域の課題について，話し合い活動を進めながら，解決につなげましょう。 ☐ 農林業の魅力を若い世代に広めましょう。
	事業者	☐ 消費者が求める安全安心かつ新鮮で良質な農林水産物の安定的な提供に努めましょう。 ☐ 減農薬栽培など，環境負荷の低減に努めましょう。

●まちづくり指標

まちづくり指標	現状値	目標値	
	H25	5年後(H31)	10年後(H36)
農業純生産額	 5,190 百万円	5,450 百万円	5,709 百万円
林業純生産額	 122 百万円	128 百万円	134 百万円
新規就農者数	 71人	121人	171人
農用地の利用集積面積	 2,476ha	4,230ha	4,581ha

●関連個別計画

- ・農業振興地域整備計画（平成 24～29 年度）
- ・鳥獣被害防止計画（平成 25～27 年度）
- ・都南地区活性化計画（平成 23～27 年度）
- ・森林整備計画（平成 23～32 年度）
- ・田園環境整備マスタープラン
- ・農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

●平成 36 年度までに想定される事業展開

施策 22 商業・サービス業の振興

商業の活発な事業活動を展開させるため、地域特性をいかしたにぎわいのある商店街の形成や、生産者、消費者、商業者等の連携の促進、多様なサービス業の育成・活性化の支援など、商業・サービス業の振興を図ります。



LINK

重点2 きらり盛岡おでんせプロジェクト

まちづくりの合言葉

地域で買い物 にぎわいつくるまちづくり

●現状と課題

I - 1 景気回復の兆しが見られるものの、「まちの顔」である中心市街地をはじめ、各商店街、市全体の卸・小売の年間販売額や従業員数などが減少傾向にあることから、大型店や量販店にはないサービスや地域の特性を生かした魅力ある商店街や個店づくりにより、商店街の集客力を維持向上させる必要があります。

また、岩手医科大学附属病院の移転後の跡地活用について、市民や商工関係者の関心が高まっていることから、中心市街地の活性化を検討する必要があります。

I - 2 高齢化の進展と相まって、地域によっては、徒歩で行くことができる距離に商店がない、あるいは、買い物に行くための

交通手段がないなど、買い物の利便性が低下している地域があることから、地域や事業者と連携して対応する必要があります。

II 生鮮食品などの出荷団体や小売店などのニーズに対応した市場の役割が求められており、品揃えの充実と集荷力の向上を図るとともに、公正かつ迅速な取引を確保し、消費生活の安定を図っていく必要があります。

III 第三次産業の割合が高い産業構成となっており、その中でも全事業所数に対し、約3割を占めるサービス業は、多様で市民生活への関連も深く、経済活動の重要な分野であることから、育成を支援する必要があります。

● 施策の体系

施策
22
商業・サービス業の振興

小施策 I 魅力ある商店街の形成支援

中心市街地の活性化に向けて、関係機関と連携しながら、来街者の増加などを図る取組を推進するほか、市域全体では郊外型大型店の進出や多様化する消費者ニーズに対応した、魅力にあふれた活気のある商店街づくりを推進します。

【主要事業】

★商店街活性化支援事業
商工団体育成事業
商店街等指導事業

小施策 II ロジスティクス^{*1}機能の充実

生鮮食料品などを安定的に供給するため、出荷団体や小売店などとの連携を強化しながら、品揃えの充実と集荷力の向上を図り、活発な市場取引を推進します。

【主要事業】

中央卸売市場活性化事業

小施策 III 多様なサービス業の振興

にぎわいと求心力のある商業と多様なサービス業の振興に向けて、情報・生活関連サービス業などの育成支援を推進します。

【主要事業】

商工団体育成事業（再掲）

^{*1} ロジスティクス

市場の動きに合わせて生産や仕入活動を行うマネジメントのこと。

【一般事業】

商業振興事務、タウンマネジメント機関^{*2}支援事業、市場施設管理事業、商業活性化事業、盛岡三大麺普及事業

^{*2} タウンマネジメント機関

中心市街地における商業集積を一体として捉えて、基盤整備や共通のソフト事業などを総合的に計画作成・推進調整する機関。

●平成 27 年度～29 年度に実施する主要事業

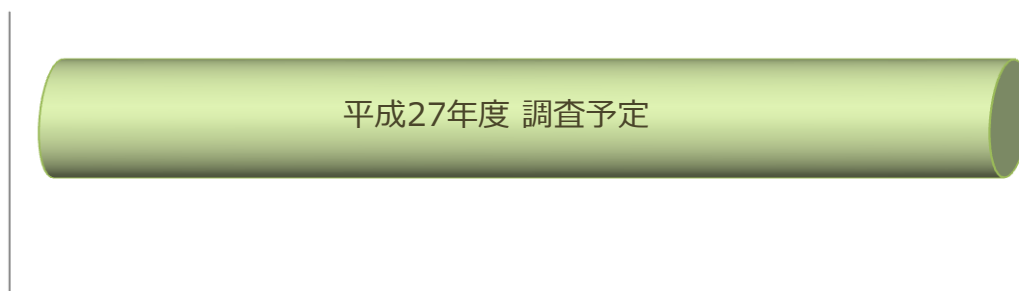
事業名	★商店街活性化支援事業		商工課
概 要	商店街の活性化のため、商店街が持つ特色を生かしたイベント開催を支援するほか、商店街の環境整備、個店の魅力アップのための助言や指導、映画などの地域資源を活用した事業、空き店舗対策などを行います。		
取組内容	H 27	H 28	H 29
	11 百万円	9 百万円	9 百万円
	商店街のイベント、商店街からの情報発信、個店の魅力アップ、空き店舗対策などの支援	⇒	⇒
事業名	商工団体育成事業		商工課
概 要	総合的な産業振興に向けて、中小規模の商業・工業・サービス業の指導や支援業務を行う盛岡商工会議所や岩手県中小企業団体中央会、盛岡市商店街連合会などを支援します。		
取組内容	H 27	H 28	H 29
	36 百万円	36 百万円	36 百万円
	商工団体に対する事業費補助などの活動支援	⇒	⇒
事業名	商店街等指導事業		商工課
概 要	経営の改善や人材の育成を図るために、商店街や各業界団体を対象とした、専門家による経営指導や研修会を実施します。		
取組内容	H 27	H 28	H 29
	1 百万円	1 百万円	1 百万円
	商店街や業界団体等に対する経営指導	⇒	⇒
事業名	中央卸売市場活性化事業		業務課（市場）
概 要	小売店などのニーズに対応した卸売市場としての役割を十分に発揮するため、これからの卸売市場の方向性や行動計画などを示した市場活性化ビジョン ^{*3} に基づく事業を実施します。		
取組内容	H 27	H 28	H 29
	(中央卸売市場費特別会計) 1 百万円	1 百万円	1 百万円
	市場活性化ビジョンの推進	⇒	⇒

*3 市場活性化ビジョン

市場内業者の連携、経営基盤の強化及び販売促進に向けた行動計画や、効率的な市場運営を目指すための取組などで構成されています。平成 24 年度に「市場活性化ビジョン 2012」として、取組内容の一部を見直しています。

●この施策に対する市民の実感

「商店街で買い物がしやすい」と感じる市民の割合



●各主体に期待される役割



市民

□地元の商店やサービスを積極的に利用しよう努めましょう。



地域・NPO 等

□地域のニーズに対応した，市民交流の場となる商店街づくりに努めましょう。



事業者

□消費者ニーズを満たした，持続可能な商店街づくりを進めましょう。
□地域住民や行政と連携し，にぎわいの創出に取り組みましょう。
□商工会議所や商店会などへ積極的に加入しよう努めましょう。

●まちづくり指標

まちづくり指標		現状値	目標値	
		H25	5年後(H31)	10年後(H36)
卸・小売の年間販売額	↑	10,724 億円	11,300 億円	11,800 億円
サービス業の事業所数	↑	4,639 事業所	4,900 事業所	5,100 事業所

● 関連個別計画

- ・ 第 2 期中心市街地活性化基本計画（平成 25～29 年度）

● 平成 36 年度までに想定される事業展開

- ・ ポータルサイトと連携した新地域カードシステム事業

施策 23 工業の振興



製造業等の活発な事業活動を展開させるため、大学や公的研究機関などとの連携を進めるとともに、企業の新技術や商品開発、海外展開を支援するほか、新事業創出や起業の支援、産業集積基盤の整備、ものづくり人材の育成など、工業の振興を図ります。

まちづくりの合言葉

受け継ごう 伝統の技 生み出そう 新技術

●現状と課題

- I 地場企業や伝統産業は、人口減少による市場の縮小、グローバル競争の激化、人材不足、後継者問題など、経営上の課題を抱えていることから、将来にわたり事業を継続し、拡大していくため、付加価値を高めた新商品・新技術の開発のほか、海外展開を視野に入れた新市場の開拓及び販路の拡大、ものづくり人材や後継者育成などの支援をする必要があります。
- II 産業の活力を高めるため、意欲ある企業のオンリーワン技術や新製品の開発のほか、産学官連携を一層推進して、大学などとの共同研究に対する支援が必要であり、さらに、地場 I T 企業が成長するために、人材育成などに対して支援する必要があります。
- III 地域の特性を生かした工業振興を実現するため、産学官連携研究センターなどの市の新技術・新製品開発拠点を活用する企業のほか、組込みソフト・I T 関連産業、食料品製造業などの企業が市内へ立地することが求められていることから、これら企業の立地を進めるため、安価で交通アクセスに恵まれた新たな工業用地の整備が求められています。
- IV 産業の新陳代謝を図るためには、起業促進も重要であることから、新たなサービスの提供、新ビジネスモデルによる創業など、起業をする者、創業間もない事業者への経営支援などを行う必要があります。

● 施策の体系

施策
23
工業
の
振
興

小施策 I 地場企業の経営力の強化

企業訪問を通じて個々の企業及び各業界団体の課題を把握し、その課題解決に向けた助言、指導を行うとともに、経営の安定化のための融資や経営指導、国内外の販路開拓に向けた支援を行うほか、地場産業のものづくり人材や後継者育成を行い経営力の強化を図ります。

【主要事業】

工業振興事業
産業支援事業

小施策 II 産学官金連携と新事業育成の支援

企業の新技术・新商品開発への需要と大学、公的研究機関の知的・技術的研究成果や他企業の技術を結びつけるなど、産学官金の連携を強化し、新たな産業や商品の創出を促進するとともに、地場 IT 企業の人材育成を支援します。

【主要事業】

工業振興事業（再掲）
産業支援事業（再掲）
産学官連携研究センター管理運営事業
新事業創出支援センター管理運営事業

小施策 III 企業集積と生産基盤の拡充促進

企業が操業しやすい環境を整備するとともに、市街化区域内の低・未利用地の利活用などにより新たな工業用地を確保し、企業誘致を推進します。

小施策 IV 創業・起業の支援

創業を目指す人や新事業を展開しようとする企業などを積極的に支援します。

【主要事業】

産業支援センター管理運営事業
産業支援事業（再掲）

【一般事業】

起業家支援事業、盛岡手づくり村振興事業、金融対策事業、地場・伝統産業振興事業、工場新設拡充等事業、★ものづくり産業推進事業

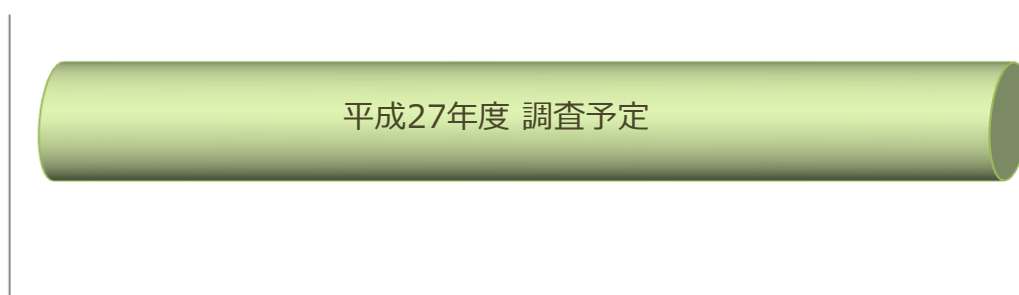
●平成 27 年度～29 年度に実施する主要事業

事業名	工業振興事業		商工課
概 要	企業訪問により、企業の抱えている多様化・複雑化する当面の課題や中長期的な課題・要望などを把握し、その解決に向けての支援を行います。また、人口減少・少子高齢化社会の進行に伴う国内市場の縮小が懸念されることから、企業の事業継続や事業拡大を促進するため、国内外の新たな市場の開拓や販路の拡大支援などを行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	15 百万円	5 百万円	5 百万円
	盛岡市工業振興ビジョンの推進、企業訪問による企業経営課題等への助言・指導支援、国内外の市場開拓に対する補助	⇒	⇒
事業名	産業支援事業		商工課、企業立地雇用課
概 要	企業が求める技術的課題と大学や公的研究機関の研究成果を組み合わせ、新しい技術、製品、事業を創出するために、産学官金の連携を強化するとともに、IT 関連企業に対し、新たな分野へ進出するための支援を行います。また、専門家による経営指導などにより、地場企業の経営力の強化を図ります。		
取組内容	H27	H28	H29
	14 百万円	3 百万円	3 百万円
	経営相談窓口の設置及び専門家派遣、新分野進出企業の支援	⇒	⇒
事業名	産学官連携研究センター管理運営事業		企業立地雇用課
概 要	大学の研究成果を基に新技術・新製品開発を行う企業などに廉価な研究スペースを提供するとともに、専任マネージャーによる経営指導や新製品の販路開拓支援などを行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	19 百万円	19 百万円	19 百万円
	市産学官連携研究センターの管理運営	⇒	⇒
事業名	新事業創出支援センター管理運営事業		企業立地雇用課
概 要	産学官連携研究センターでの成果を基に実用化に向けた研究開発や特色ある新事業の展開を目指す企業などに廉価な貸工場を提供するとともに、専任マネージャーによる総合的な経営指導や販路開拓支援などを行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	8 百万円	8 百万円	8 百万円
	市新事業創出支援センターの管理運営	⇒	⇒

事業名	産業支援センター管理運営事業		企業立地雇用課
概 要	新たに起業しようとする人や起業間もない人にスペースを提供して、専任マネージャーが幅広く経営指導を行うなど、事業が軌道に乗るための支援をします。		
取組内容	H27	H28	H29
	17 百万円	17 百万円	17 百万円
	市産業支援センターの管理運営	⇒	⇒

●この施策に対する市民の実感

「大学や公的研究機関などとの連携や、新事業創出や起業の支援など、工業の振興への取組が行われている」と感じる市民の割合



●各主体に期待される役割

	市民	☐ 地元の事業者や製品に対する理解を深め、地場企業を応援しましょう。
	地域・NPO 等	☐ 地域を支える企業への理解を深め、諸活動に参加、協力しましょう。 ☐ 地域の伝統産業を、次世代に継承しましょう。
	事業者	☐ 行政をはじめ、各種機関と連携して事業革新や新事業に取り組みましょう。 ☐ 自らの経営資源を最大限に生かし、技術力・マーケティング力の更なる向上、異業種・異分野交流、新製品開発、新事業展開、経営基盤の強化、経営革新などに積極的に取り組みましょう。

●まちづくり指標

まちづくり指標	現状値	目標値	
	H25	5年後(H31)	10年後(H36)
製造品出荷額等	9,148 千万円	9,605 千万円	10,062 千万円

●関連個別計画

- ・工業振興ビジョン（平成 25～34 年度）

●平成 36 年度までに想定される事業展開

施策 24 観光の振興



盛岡に多くの人々が訪れるようにするため、地域資源を活用した観光地域づくりと広域的な観光交流の促進に努め、積極的な情報発信により、国内外の旅行者やコンベンションの誘致を推進するとともに、祭り・イベントの充実や特産品などの物産の振興、おもてなしの心の醸成や受入態勢の整備など、観光の振興を図ります。

まちづくりの合言葉

世界に盛岡ファンを広げよう

LINK

重点2 きらり盛岡おでんせプロジェクト

●現状と課題

- I 旅行情報の取得手段が多様化しているほか、個人旅行の増加や本物志向など、旅行ニーズが変化する中で、多くの観光客に選ばれるよう、ターゲットを意識した効果的な情報発信や祭り・イベントの充実などの取組が必要です。また、教育旅行などで盛岡を訪れた方に再訪していただけるような仕組みづくりが必要です。
- II 北陸新幹線や北海道新幹線の開業を控え、観光交流の一層の活発化が期待される中、本市を訪れる多くの観光客に満足してもらえるよう、特産品や歴史文化などの地域資源を生かした観光地域づくりを行うとともに、世界遺産の「平泉の文化遺産」や三陸復興国立公園など、県内・広域の観光資源と連携した観光宣伝や滞在型・周遊型観光への取組を推進する必要があります。
- III 東日本大震災で落ち込んだ外国人観光客入込数は回復基調にあり、今後更なる増加が期待されることから、積極的な海外プロモーション活動を行うとともに、外国人観光客の受入環境の整備や日本文化などを体験できる仕組みづくりが必要です。

● 施策の体系

施策
24
観光の
振興

小施策 I 観光情報の発信と観光客誘致の推進

盛岡の魅力を多くの人に知ってもらえるよう、ホームページやSNSなど、多様な手段による観光情報の発信を強化するとともに、より多くの人に盛岡を訪れてもらえるよう、祭り・イベントの充実や盛岡デーなどを通じた誘客宣伝・特産品PRなどにより、観光客誘致活動を積極的に展開します。

【主要事業】

盛岡デー等観光PR事業
祭り・イベント振興事業

小施策 II 観光地域づくりと滞在型観光の推進

北東北の交通の結節点としての優位性を生かすとともに、盛岡の歴史、文化、先人、まち並みなど、地域資源を最大限に活用した観光地域づくりや特産品の販路拡大、おもてなしの向上を進めるほか、まちなか観光の充実やMICE（マيس）*誘致、広域連携による滞在型・周遊型観光など、盛岡ファンづくりに向けた取組を推進します。

【主要事業】

物産振興事業
◆MICE（マيس）誘致推進事業
広域観光推進事業

小施策 III 国際観光の推進

観光案内板などの多言語表記など、受入環境の整備を図るとともに、積極的な海外プロモーションを行うほか、外国人観光客や外国籍の市民が祭りや伝統芸能などを気軽に体験できる仕組みづくりを推進し、盛岡ファンを国内外に広げます。

【主要事業】

祭り・イベント振興事業（再掲）
広域観光推進事業（再掲）

* MICE

企業の会議・研修や報奨旅行、国際会議や学会・大会、展示会・イベントの総称（Meeting, Incentive tour, Convention/Conference, Exhibition/Event）。コンベンションを含みます。

【一般事業】

観光施設整備事業、★桜の里整備事業、観光団体育成強化事業、観光施設管理運営事業、いわて産業振興センター補助事業、盛岡市特産品振興協議会補助事業、東京事務所運営事務、歴史的街並み保存活用事業

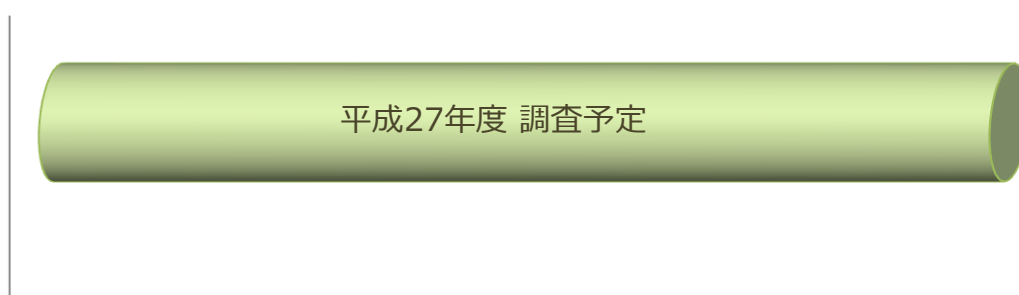
●平成 27 年度～29 年度に実施する主要事業

事業名	盛岡デー等観光 P R 事業		観光課
概 要	盛岡の観光・物産・祭り・文化などの魅力を総合的に発信し、知名度アップを図るとともに、より多くの人に盛岡を訪れてもらえるよう、首都圏などで P R イベントを開催します。		
取組内容	H27	H28	H29
	64 百万円	30 百万円	30 百万円
	盛岡デーなどの総合的な P R 活動や旅行エージェントへの説明会など	⇒	⇒
事業名	祭り・イベント振興事業		観光課，産業振興課
概 要	伝統的な祭り行事や観光イベントなどの更なる充実と魅力向上を図るとともに、観光客の誘致と観光交流の促進に向けて、祭り・イベントの開催や P R 活動の支援を行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	51 百万円	51 百万円	51 百万円
	伝統行事・祭り支援（盛岡さんさ踊り、チャグチャグ馬コなど）、イベント開催支援（盛岡花火の祭典など）	⇒	⇒
事業名	物産振興事業		観光課
概 要	地場産業の活性化と地場産品の販路拡大に向けて、市の特産品や産業、観光などを宣伝・紹介する物産展を開催するとともに、盛岡特産品ブランド認証制度による特産品の競争力強化を図ります。		
取組内容	H27	H28	H29
	9 百万円	9 百万円	9 百万円
	物産と観光展の開催、産業まつりの開催、盛岡特産品ブランド認証制度による特産品の競争力強化	⇒	⇒
事業名	◆ M I C E（マيس）誘致推進事業		観光課
概 要	観光や経済への波及効果が大きい全国規模の会議や学会、国際会議や大規模見本市・商談会などの M I C E（マيس）の開催助成や支援を行い、M I C E（マيس）の誘致活動を推進します。		
取組内容	H27	H28	H29
	24 百万円	24 百万円	24 百万円
	M I C E 開催助成等による誘致推進	⇒	⇒

事業名	広域観光推進事業		観光課
概要	地域としての観光推進に向けて、八幡平国立公園など、市町の枠を超えた広域的な取組とともに、盛岡市をはじめとする 12 市町の枠組みによる盛岡・八幡平広域観光圏の整備を推進します。		
取組内容	H27	H28	H29
	14 百万円	14 百万円	14 百万円
	関係団体（八幡平国立公園協会、盛岡・八幡平広域観光推進協議会、盛岡駅観光案内所等）との相互協力に基づく観光振興の取組	⇒	⇒

●この施策に対する市民の実感

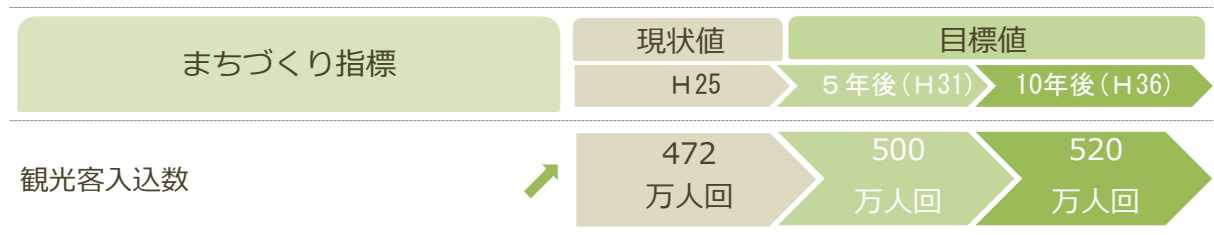
「観光地としての魅力が溢れている」と感じる市民の割合



●各主体に期待される役割

	市民	☐ 市民みんながおもてなしの心を持ちましょう。 ☐ 郷土の理解を深め、盛岡の良さを伝えましょう。
	地域・NPO 等	☐ 地域の環境美化などにより、市民や観光客に喜ばれるきれいなまちにしましょう。 ☐ ボランティア活動などを通じ、おもてなしの心で迎えましょう。
	事業者	☐ 外国の方々や観光客の受入態勢や観光地域づくりなどの取組を推進しましょう。 ☐ 地域やNPO、行政と連携し、広報宣伝や誘客活動などの取組を展開しましょう。

●まちづくり指標



●関連個別計画

- ・観光推進計画（平成 27～31 年度）

●平成 36 年度までに想定される事業展開

- ・★道の駅の整備に向けた検討

LINK

重点1 子育て応援プロジェクト

施策 25 雇用の創出



若い世代を中心とした市民の多様な働く場を確保するため、商工団体等との連携を図るとともに、積極的な企業誘致を展開するほか、創業支援などにより、多様な雇用の創出を図ります。

また、勤労者が安心して働くことができるように、労働環境の向上を促進します。

まちづくりの合言葉

未来へ踏み出す一歩を応援しよう

●現状と課題

I 市の工業振興ビジョンに基づく企業を積極的に誘致することによって雇用機会を拡大することが必要です。

II - 1 盛岡公共職業安定所管内の求人倍率は、平成 23 年 3 月の東日本大震災の被災により、23 年 5 月で 0.40 倍と悪化したものの、復興需要や各種政策の実施などにより 25 年 2 月には、東日本大震災以降最高の 1.04 倍まで回復しましたが、正規雇用の求人が少ないことや、求人側と求職側の雇用のミスマッチが課題となっています。このため、学校や盛岡公共職業安定所と連携した支援が必要となっています。

II - 2 新規高卒者の就職内定率は改善されてきましたが、新規大学・短大等卒の内定

率は改善の方向は見られるものの依然として厳しく、就職できないまま社会に出る若年者も多いことから、地元雇用の確保や既卒若年者でも就職が可能となる環境の整備が必要です。

II - 3 雇用環境の厳しい中で就職できたにも関わらず、短期間で離職する若者が多いことから、働くことの意義や職場定着への理解を深める支援を行う必要があります。

III 事業所数の減少や従業員数の縮減などにより、勤労者の生活が不安定になりつつあり、ワークライフバランスの実現や勤労者の福祉向上と生活の安定を図るため、勤労者に対する融資制度や中小企業勤労者への福利厚生事業などの支援が求められています。

● 施策の体系

施策
25
雇
用
の
創
出

小施策 I 企業の誘致

産業の各分野において、民間活力が十分に発揮され、雇用の創出が図られるように、企業活動の活性化を支援するとともに、企業誘致を積極的に推進することにより、雇用機会の拡大と就業しやすい環境づくりを推進します。

【主要事業】

盛岡広域企業誘致推進事業

小施策 II 雇用対策の推進

若者の就労が円滑に図られるように、地元企業の紹介や職場体験などにより、求職活動や職場定着を支援するとともに、地元雇用の場の拡大に向けた取組を推進します。

【主要事業】

雇用対策推進事業

小施策 III 勤労者福祉の充実

勤労者が安全かつ安心して働くことができるように、労働環境や勤労者福祉の向上を促進します。

【主要事業】

勤労者対策事業

【一般事業】

職業訓練対策事業、勤労者福祉施設管理運営事業

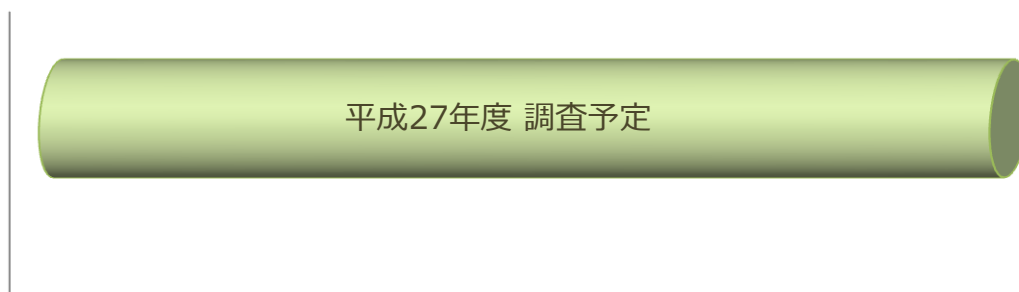
● 平成 27 年度～29 年度に実施する主要事業

事業名	盛岡広域企業誘致推進事業		商工課，企業立地雇用課
概 要	安定した雇用の拡大に向けて，地場産業の特色を生かしながら，盛岡広域の他市町と連携し，製造業，組込みソフト，ＩＴ・システム関連産業などの誘致を進めます。（★産業クラスター推進事業）		
取組内容	H27	H28	H29
	53 百万円	49 百万円	49 百万円
	情報関連・研究開発・食料品製造系企業などの誘致及び被災企業の支援	⇒	⇒

事業名	雇用対策推進事業		企業立地雇用課
概要	新規卒者・若年未就職者に対する職業意識の啓発、職業情報の提供などのほか、若手社員の職場定着に関する取組を行うとともに、関係団体への雇用の維持・確保などに係る要請など、就労の場の拡大に向けた取組を進めます。		
取組内容	H27	H28	H29
	2 百万円	2 百万円	2 百万円
	もりおか就職面接会の開催、正規雇用など雇用拡大に向けた取組	⇒	⇒
事業名	勤労者対策事業		企業立地雇用課
概要	勤労者の福祉向上と生活安定を図るために、勤労者に向けた融資制度を運用するとともに、労働環境の向上を目指す団体の事業費や運営費を助成します。		
取組内容	H27	H28	H29
	80 百万円	75 百万円	75 百万円
	勤労者福祉団体への補助、勤労者向け融資制度の預託	⇒	⇒

●この施策に対する市民の実感

「企業の誘致や雇用対策の取組が行われている」と感じる市民の割合



●各主体に期待される役割



市民

□さまざまな情報を集め、職業体験・職業訓練などを通じて、自分に向いている仕事を見つけましょう。



地域・NPO 等

□行政・企業と連携し、若年者の職業訓練や就職マッチングを推進しましょう。



事業者

□雇用の維持・確保のほか、若年者を中心とした新卒者採用、非正規労働者の正規雇用などに努めましょう。
□従業員が気持ちよく働ける環境をつくりましょう。

●まちづくり指標

まちづくり指標	現状値	目標値	
	H25	5年後(H31)	10年後(H36)
盛岡公共職業安定所管内の有効求人倍率 	0.94倍	1.00倍	1.00倍
盛岡公共職業安定所管内の就職率* 	37.4%	40.0%	42.5%

* 就職率

就職率 = 就職件数 ÷ 新規求職申込件数。

●関連個別計画

●平成36年度までに想定される事業展開

LINK

重点3

いわて国体おもてなしプロジェクト

施策 26 都市基盤施設の維持・強化

快適な市民生活と活発な産業活動を支えるため、道路や橋りょう、公園、上下水道施設などの都市基盤施設の適切な維持管理と機能強化を図ります。



まちづくりの合言葉

支えます みんなの暮らし 快適に

●現状と課題

- I 木造住宅の耐震化については、診断・改修とも応募者が減少しているため、周知及び掘り起こしを更に図る必要があります。
- II 道路については、老朽化による穴ぼこ等の事故が増加しており、舗装等の損傷箇所の早期発見・対応が課題となっています。また、橋りょうについては、今後老朽化が急速に進行することから、安全性が問題になるとともに補修費用の増加が懸念されます。一方、冬期間の安全な交通環境の確保も課題となっています。
通学路や市中心部等においては、歩道の未整備の区間や段差等も見られ、児童や高齢者、車いす利用者などの安全確保が課題となっています。
- III 快適で住み良い都市環境形成のため、都市公園や緑地等の整備を推進し、盛岡の緑に対する市民意識の高揚や公園等の利活用の向上に努める必要があります。特に盛岡城跡公園については、公園と史跡の整備やイベントの開催などにより内外に魅力を発信し、お城を中心としたにぎわいのあるまちづくりを進める必要があります。
- IV 花と緑のガーデン都市づくり事業におけるハングングバスケットについては、設置数日本一を継続するとともに、質の向上を図る必要があります。また、緑を創出するために公園と街路樹の適正な維持管理を行う必要があります。
- V 人口減少時代の到来などにより、水需要も長期的に減少することが予測されるなど、事業環境は大きく変化しています。一方、既存の水道施設は老朽化が進行していることから、その計画的な更新・改築を進めるとともに、災害に強い水道施設を構築していく必要があります。このような現状から、水道施設の再構築はダウンサイジング^{*1}も視野に入れた水道システム自体の見直しの必要性が高まっています。
- VI 公共下水道をはじめとした污水处理施設により污水处理未整備地区の解消を図る必要があります。また、一方で既存施設の耐震化を進めるとともに、老朽施設の大規模な改築・更新を行う必要があります。
- VII 近年の都市型集中豪雨による浸水防除のためにも、幹線水路の整備や面的整備を進める必要があります。
- VIII 土地区画整理事業については、事業の見直しを図り、土地区画整理事業と並行しながら、狭あい道路や上下水道等の住環境を早期に改善する必要があります。また、市街地再開発事業については、中心市街地活性化の観点から既存拠点施設の再整備が求められています。

*1 ダウンサイジング

規模の縮小（浄水施設の能力を減らしたり，施設の数減らしたりすること）です。

●施策の体系

施策
26
都市
基盤
施設
の
維持・
強化

小施策 I 良好な住宅地の誘導

建築基準法など，建築物を取り巻くさまざまな法律や条例の制定，改正等に迅速かつ的確に対応して，各種制度の積極的活用を図り，建築物が適正化された良好な住宅地の形成を推進します。

【主要事業】

建築指導事務
耐震診断・改修促進事業

小施策 II 安全・快適な道路環境の向上

緊急性，重要性，地域性などを十分に考慮しながら道路の新設や改良を行うとともに，効率的で適正な維持管理と橋りょうの計画的な修繕を進めます。また，冬期間における道路の除排雪の更なる充実を図るほか，歩行者の通行において特に危険な箇所や通学路を重点的に整備するなど，安全で快適な道路環境を確立します。

【主要事業】

道路橋りょう維持管理事業
橋りょう維持補修事業
道路除排雪事業
★市道舗装新設改良事業
★◎身近な暮らしを支える道路事業

小施策 III 都市公園の整備と利用促進

憩いや安らぎ，交流の場として，また，災害時の避難場所として公園整備を推進するとともに，利用の促進を図ります。

【主要事業】

都市公園整備事業
旧盛岡競馬場跡地（自由広場ゾーン）整備事業
お城を中心としたまちづくり事業

小施策 IV 都市緑化の推進

生活に緑とうるおいをもたらすために公園や街路等の公共空間の緑化を推進するとともに、適正な維持管理を行います。また、市民の緑化活動を支援するなど、私的空間の緑化を推進します。

【主要事業】

公園等維持管理事業
花と緑のまちづくり事業

小施策 V 安定給水の確保

災害等のリスクへの対応、環境対策への貢献及び中長期的視点に立った事業運営など、経営環境の変化に即した各種施策を実施することで、市民から信頼され続ける水道事業を推進し、安全でおいしい水の持続的安定供給を目指します。

【主要事業】

上水道安全対策事業
配水管整備事業
水道水源水質保全促進事業
浄配水場施設整備事業
鉛製給水管解消事業

小施策 VI 污水处理の充実

污水处理施設の整備により、公共用水域の水質を保全して衛生的な水環境を確保します。

【主要事業】

★公共下水道污水施設整備事業
流域下水道建設負担金事業
公共下水道改築更新事業
★浄化槽整備事業
★浄化槽設置整備推進事業

小施策 VII 雨水浸水対策の推進

浸水状況の把握を行い、緊急性のある雨水幹線整備を重点的に実施することにより、浸水被害を解消し、市民の生命・財産の保護及び都市機能の確保を図ります。

【主要事業】

★公共下水道雨水施設整備事業

小施策 VIII 既成市街地の再整備

既成市街地における公共施設等の整備改善を図るため土地区画整理事業や生活環境整備事業を実施するとともに、中心市街地における良好な市街地環境の創出や土地利用の適正化を図るため再開発事業を推進し、人がにぎわうまちづくりを進めます。

【主要事業】

太田地区整備事業

都南中央地区整備事業

道明・下飯岡地区整備事業

優良建築物等整備事業

【一般事業】

市道現況測量調査事業，市道路線認定促進事業，狭あい市道・私道等整備促進事業，市道用地取得事業，市道舗装二次改築事業，側溝整備事業，交通安全対策特別交付金事業，ひとにやさしいみちづくり事業，雪寒地域道路事業，トンネル維持補修事業，踏切拡幅対策事業，住居表示維持管理事務，住居表示整備事業，定期報告対象建築物改善指導事業，みなし道路調査事務，住環境形成建築指導事業，動物公園運営事業，漏水対策事業，配給水管施設維持管理整備事業，水管橋維持管理修繕事業，給水管整理統合事業，配水監視等機器整備点検事業，鉄道横断箇所整備事業，図面情報管理システム事業，水道メーター整備事業，飲料水供給施設管理運営事業，江柄地区飲雑用水供給施設維持管理事業，公共下水道施設管理事業，水洗化普及促進事業，流域下水道維持管理費負担事業，農業集落排水施設管理事業，浄化槽法監理事務，★合流式下水道緊急改善事業，市街地再開発等調査事業，盛岡駅西口地区施設維持管理事業，★盛岡南地区都市開発整備事業

●平成 27 年度～29 年度に実施する主要事業

事業名	建築指導事務		建築指導課
概 要	建築基準法その他建築物に係る法令を遵守して，建築確認手続等の適正な運用及び啓発活動を行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	6 百万円	6 百万円	6 百万円
	建築指導，確認審査，中間検査，完了検査に係る事務など	⇒	⇒

事業名	耐震診断・改修促進事業		建築指導課
概 要	震災に強く安全な生活環境を実現するため、木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事や大規模建築物の耐震診断を行う場合、市民や対象事業者に対して費用の一部を補助します。		
取組内容	H 27	H 28	H 29
	53 百万円	4 百万円	4 百万円
	大規模建築物の耐震診断への補助、木造住宅の耐震診断及び耐震改修への補助など	木造住宅の耐震診断及び耐震改修への補助など	⇒
事業名	道路橋りょう維持管理事業		道路管理課、 建設課（玉山）
概 要	道路機能を良好に保つために、道路パトロールを強化して、緊急を要する舗装補修、維持工事、施設保守点検などを行うとともに、橋りょう等の大型構造物については、法令等に基づく定期点検を計画的に実施します。		
取組内容	H 27	H 28	H 29
	664 百万円	664 百万円	664 百万円
	市道の補修、及び市道施設の維持管理	⇒	⇒
事業名	橋りょう維持補修事業		道路管理課、 建設課（玉山）
概 要	橋梁長寿命化修繕計画に位置づけられた橋りょうの修繕工事を計画的に実施します。		
取組内容	H 27	H 28	H 29
	242 百万円	292 百万円	292 百万円
	橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕	⇒	⇒
事業名	道路除排雪事業		道路管理課、 建設課（玉山）
概 要	冬期間の円滑で安全な通行を確保するために、市道の除排雪、坂道等の凍結防止剤散布を行います。さらに、市民協働による除排雪を推進するため、小型除雪機械の貸与などを行います。（★小型除雪機等購入事業）		
取組内容	H 27	H 28	H 29
	672 百万円	700 百万円	685 百万円
	バス路線及び通学路等の除排雪、主要交差点及び急坂部への凍結防止剤の散布など	⇒	⇒

事業名	★市道舗装新設改良事業		道路管理課, 建設課（玉山）
概 要	新規市道認定路線等未舗装道路の道路整備や狭あい市道の道路拡幅に伴う道路整備を行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	113 百万円	109 百万円	109 百万円
	未舗装道路等の道路整備	⇒	⇒
事業名	★◎身近な暮らしを支える道路事業		道路建設課
概 要	地域間を結ぶ広域的道路の幹線機能や生活道路の幹線道路へのアクセス機能を高めるとともに、通学路等の安全性を確保するため、道路拡幅、線形改良、歩道整備などを行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	1,998 百万円	2,209 百万円	2,539 百万円
	盛岡駅東口駅前広場工事、岩手公園開運橋線他の路線の道路改良、道路新設、歩道新設等の測量調査設計、用地買収、建物等補償、工事など	岩手公園開運橋線他の路線の道路改良、道路新設、歩道新設等の測量調査設計、用地買収、建物等補償、工事など	⇒
事業名	都市公園整備事業		公園みどり課
概 要	快適で住みよい都市環境形成のために、都市公園や緑地などの整備を進めます。		
取組内容	H27	H28	H29
	544 百万円	574 百万円	314 百万円
	中央公園、高松公園、岩山公園、盛岡南地区公園などの整備	⇒	⇒
事業名	旧盛岡競馬場跡地（自由広場ゾーン）整備事業		公園みどり課、企画調整課
概 要	旧盛岡競馬場跡地に、多目的広場などを整備し、ふれあい・にぎわいによる交流の空間を創出します。		
取組内容	H27	H28	H29
	295 百万円	274 百万円	663 百万円
	多目的広場整備工事	⇒	⇒
事業名	お城を中心としたまちづくり事業		公園みどり課
概 要	市のシンボリック公園である盛岡城跡公園について、史跡整備や、にぎわいと魅力のある公園づくりを進めます。		
取組内容	H27	H28	H29
	17 百万円	116 百万円	127 百万円
	史跡整備実施設計など	石垣修復工事・発掘調査など	⇒

事業名	公園等維持管理事業		公園みどり課
概 要	市民が安全・快適に公園を利用できるように、公園施設の維持管理を行うとともに、公共空間の緑化保全のために街路樹などの維持管理を行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	219 百万円	220 百万円	220 百万円
	街路樹・公園施設維持管理など	⇒	⇒
事業名	花と緑のまちづくり事業		公園みどり課
概 要	ハンギングバスケットを中心とした花と緑のガーデン都市づくりを進めるとともに、市民の緑化活動を支援するなど、緑化意識の高揚を図ります。（★花と緑のガーデン都市づくり事業）		
取組内容	H27	H28	H29
	21 百万円	21 百万円	21 百万円
	花と緑のガーデン都市づくり、地域緑化支援花苗配布など	⇒	⇒
事業名	上水道安全対策事業		水道建設課
概 要	地震等の自然災害時においても、基幹病院や避難場所等への安定給水を確保するため、配水管の耐震化を進めます。また、浄水場の相互応援ができるよう、浄水場水系間* ² を連絡する配水管の整備を行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	(水道会計) 607 百万円	797 百万円	458 百万円
	重要給水施設配水管整備事業、配水幹線整備事業	⇒	⇒
事業名	配水管整備事業		水道建設課、水道維持課
概 要	安定的・効率的に水を運用するために、配水管の能力不足を解消する配水能力増強事業や、耐用年数が過ぎた配水管の更新を進める経年管対策事業など、他の事業と調整を図りながら、配水管の計画的な整備を行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	(水道会計) 1,540 百万円	1,556 百万円	1,527 百万円
	配水能力増強事業、経年管対策事業、未給水地域解消事業、配水調整ブロック整備事業、配水管内水質管理事業など	⇒	⇒

事業名	水道水源水質保全促進事業		浄水課
概 要	安全・豊富な水道原水* ³ を安定的に確保するために、水源涵養林の保全など、水道水源流域の水道水質保全に係る事業に積極的に取り組みます。		
取組内容	H27	H28	H29
	(水道会計) 7 百万円	12 百万円	18 百万円
	水源涵養林の保全、水源の水質保全、近隣市町との水源保全活動など	⇒	⇒
事業名	浄配水場施設整備事業		浄水課
概 要	安心しておいしく飲める水道水を安定的に供給するために、老朽化してきている浄配水場など、設備の更新・整備を計画的に行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	(水道会計) 811 百万円	426 百万円	261 百万円
	浄水場整備（米内、中屋敷、沢田など）	⇒	⇒
事業名	鉛製給水管解消事業		給排水課
概 要	安全でおいしい水を安定的に供給するために、市民の行う鉛製給水管の布設替えに対し補助金を交付し、鉛製給水管の早期解消に積極的に取り組みます。		
取組内容	H27	H28	H29
	(水道会計) 3 百万円	3 百万円	3 百万円
	鉛製給水管布設替え工事費補助金交付	⇒	⇒
事業名	★公共下水道汚水施設整備事業		下水道整備課
概 要	未整備地区を対象に汚水管きよ等を順次整備し、公共用水域の水質を保全します。		
取組内容	H27	H28	H29
	(下水会計) 944 百万円	955 百万円	944 百万円
	管路等施設整備	⇒	⇒
事業名	流域下水道建設負担金事業		経営企画課
概 要	北上川上流流域下水道事業・都南処理区に係る建設事業に対して、関係市町の負担割合により、費用を負担します。		
取組内容	H27	H28	H29
	(下水会計) 332 百万円	268 百万円	275 百万円
	流域幹線、ポンプ場及び処理場施設整備	⇒	⇒

事業名	公共下水道改築更新事業		下水道整備課
概 要	下水道施設の正常な機能を維持するため、既存施設の耐震化を行うとともに、老朽化に伴う改築更新を進めます。		
取組内容	H27	H28	H29
	(下水会計) 395 百万円	428 百万円	378 百万円
	既存施設の改築・更新等	⇒	⇒
事業名	★浄化槽整備事業		給排水課
概 要	公共下水道事業計画区域外などに居住する市民を対象として、浄化槽設置費の一部を助成します。		
取組内容	H27	H28	H29
	12 百万円	16 百万円	16 百万円
	浄化槽設置工事費補助	⇒	⇒
事業名	★浄化槽設置整備推進事業		玉山事務所（上下水道）
概 要	玉山区の公共下水道基本計画及び農業集落排水事業の区域外の地域を対象に、市町設置型浄化槽の整備を進めます。		
取組内容	H27	H28	H29
	(公設浄化槽事業費特別会計) 24 百万円	—	—
	公設浄化槽整備	—	—
事業名	★公共下水道雨水施設整備事業		下水道整備課
概 要	浸水のおそれがある地区を対象に、雨水排水施設の整備を順次進めます。		
取組内容	H27	H28	H29
	(下水会計) 924 百万円	901 百万円	600 百万円
	管路等施設整備	⇒	⇒
事業名	太田地区整備事業		市街地整備課
概 要	盛岡南地区の外郭部、雫石川右岸において良好な住宅地の形成と道路・公園等公共施設の整備を一体的に行うため、太田地区土地区画整理事業を実施するほか、下太田地区の道路整備等の生活環境整備を実施します。		
取組内容	H27	H28	H29
	1,383 百万円	1,545 百万円	1,781 百万円
	仮換地指定、建物等移転補償、道路築造、宅地造成、道路拡幅など	⇒	⇒

事業名	都南中央地区整備事業		盛岡南整備課
概 要	盛岡市の南の玄関口にふさわしい良好な住宅地の形成と道路等公共施設の整備を一体的に行うため、土地区画整理事業を実施するほか、道路整備等の生活環境整備を実施します。		
取組内容	H27	H28	H29
	369 百万円	482 百万円	434 百万円
	仮換地指定，建物等移転補償，道路築造，宅地造成，道路拡幅など	⇒	⇒
事業名	道明・下飯岡地区整備事業		盛岡南整備課
概 要	新しい都心機能を担う盛岡南新都市と一体となった市街地の形成を図るもので、良好な住宅地の形成と道路等公共施設の整備を一体的に行うため、道明地区土地区画整理事業を実施するほか、道明・下飯岡地区の道路整備等の生活環境整備を実施します。		
取組内容	H27	H28	H29
	394 百万円	767 百万円	721 百万円
	仮換地指定，建物等移転補償，道路築造，宅地造成，道路拡幅など	⇒	⇒
事業名	優良建築物等整備事業		市街地整備課
概 要	中央通二丁目地区等において、土地利用の共同化・高度化などに寄与する優良な建築物の整備を行う事業者に、整備費の一部を補助します。		
取組内容	H27	H28	H29
	181 百万円	348 百万円	365 百万円
	優良建築物等整備事業への補助（中央通二丁目等：施設整備）	優良建築物等整備事業への補助	⇒

*2 浄水場水系間

市域にある浄水場のうち、米内浄水場、中屋敷浄水場、沢田浄水場、新庄浄水場の4浄水場が対象となります。

*3 水道原水

水道の水源のうち、河川表流水である米内川、雫石川、築川及び中津川を対象としています。

●この施策に対する市民の実感

「快適で暮らしやすい居住環境が整っている」と感じる市民の割合

平成27年度 調査予定

●各主体に期待される役割

	市民	□地震に備え、住宅の耐震性に配慮した、安全な住まいづくりに努めるとともに、災害時には適切な避難等を心がけましょう。 □美化活動や危険箇所の通報などに取り組み、身近な公園や道路等を大切にしましょう。
	地域・NPO 等	□地域みんなで協力して積雪時や災害時も含めた、安全性・機能性の高い快適なまちの形成に取り組みましょう。 □地域みんなで協力して、緑化活動を行い、美しい緑のあるまちを守り育てましょう。
	事業者	□良質な建物を供給し、安全で快適な住環境づくりに努めましょう。 □既存のストックの適正な管理で、有効活用と長寿命化に努めましょう。 □地域と協力しながら、安全性・機能性の高い快適なまちの形成に取り組みましょう。

●まちづくり指標

まちづくり指標	現状値	目標値	
	H25	5年後(H31)	10年後(H36)
まちづくり評価アンケート調査「公園や街路樹などの街の中の緑が多いと思う」と答えた市民の割合 	74.2%	80.0%	80.0%
管路の耐震化率 	23.3%	29.6%	34.6%
汚水処理人口普及率（処理区域内人口／行政区域内人口） 	95.0%	96.0%	97.8%
面的整備による生活環境整備率（整備済路線延長／整備計画路線延長） 	29.0%	63.0%	97.0%

● 関連個別計画

- ・ 住宅マスタープラン（平成 18～27 年度）
- ・ 第 2 期中心市街地活性化基本計画（平成 25～29 年度）
- ・ 耐震改修促進計画（平成 19～27 年度）
- ・ 緑の基本計画（平成 13～32 年度）
- ・ 史跡盛岡城整備基本計画
- ・ お城を中心としたまちづくり計画
- ・ 岩山公園整備基本計画
- ・ 都市計画道路整備プログラム（平成 23～32 年度）
- ・ 橋梁長寿命化修繕計画
- ・ 第三次水道事業基本計画（平成 27～36 年度）
- ・ 水道施設整備構想（平成 26 年 6 月改訂）
- ・ 公共下水道基本計画

● 平成 36 年度までに想定される事業展開

LINK

重点3

いわて国体おもてなしプロジェクト

施策 27 交通環境の構築



幹線道路の整備や公共交通機関の利便性の向上を図るほか、自転車走行環境や歩行環境の整備などに取り組むことにより、総合的な交通体系を確立するとともに、マイカー利用の抑制と公共交通や自転車利用の促進を図り、環境にやさしく快適な交通環境を構築します。

まちづくりの合言葉

みんなが快適に移動しやすいまちにしよう

●現状と課題

- I 公共交通や自転車は、交通渋滞の緩和や環境負荷の低減などにつながるとともに、高齢者をはじめとする交通弱者にとってなくてはならない身近な交通手段であることから、その役割を踏まえた交通環境の構築が課題となっています。
- II 公共交通の利用者数は、ピークの時に比べ少ない状況にあることから、公共交通を維持・確保していくためにも、引き続き、利用促進に向けた取組を推進する必要があります。
- III 歩行者・自転車・自動車が輻輳(ふくそう)している道路が多いことから、歩行者や自転車の安全確保が課題となっています。また、違法駐輪や自転車マナーの悪化が問題となっており、自転車利用の適正化に向けた取組が求められています。
- IV 都市部の主要な道路については、公共交通の利用促進や中心市街地の活性化、平成28年希望郷いわて国体・希望郷いわて大会の開催などに視点を絞りながら、より効率的で効果的に整備を行う必要があります。

● 施策の体系

施策
27
交通環境の構築

小施策 I 総合交通計画の推進

円滑な交通環境を構築するために、鉄道やバスなどの各交通手段と道路などの交通基盤を総合的に捉えた「ひと・まち・環境」にやさしい総合的な交通体系の構築を進めます。

小施策 II 公共交通機関の利便性向上と利用促進

快適で利用しやすい公共交通環境を構築し、マイカーからの転換を促進させるために、バスの走行環境・バス待ち環境の改善や利便性の向上を図るほか、鉄道の利用環境の整備を進めます。

【主要事業】

★公共交通利用促進対策事業

小施策 III 自転車、歩行者のための交通環境の充実

自転車の利用促進と歩行環境の向上を図るために、ブルーゾーン^{*1}や自転車駐車場などの整備や放置自転車対策のほか、通学路を中心とした交通安全施設の整備を進めます。

【主要事業】

自転車の安全と利用促進に関する事業

小施策 IV 都市活動を支える幹線道路の整備

バス・自動車・自転車などの車両の円滑な走行空間や、安全な歩行空間の確保など、交通環境の改善を図るための幹線道路の整備を進めます。

【主要事業】

★都市の骨格を形成する街路事業

*1 ブルーゾーン

市が整備を進めている車道路肩のカラー化などの自転車走行空間を総称してブルーゾーンと呼びます。

【一般事業】

盛岡広域都市計画道路変更事務，交通政策推進事務，まちなか・おでかけパス補助金事業，玉山区列車でおでかけきっぷ補助金事業，道路橋梁整備促進同盟会事務，県営街路事業負担金事業，放置自転車等対策事業，市営駐車場管理運営事業，土木工事費積算システム運用業務

●平成 27 年度～29 年度に実施する主要事業

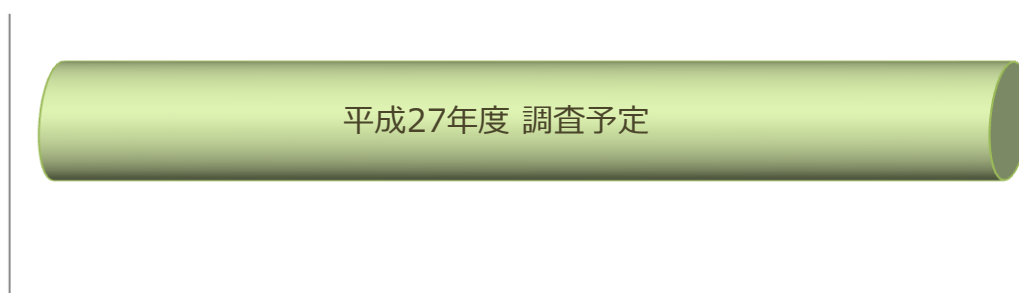
事業名	★公共交通利用促進対策事業		交通政策課，市街地整備課
概 要	公共交通の利用促進を図るため，鉄道とバスとのアクセス強化を図るとともに，モビリティ・マネジメント* ² などにより，マイカー利用者などへの公共交通利用の働きかけなどを行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	113 百万円	17 百万円	17 百万円
	モビリティ・マネジメント，バスの日イベント，ノンステップバス導入補助，盛岡駅西口バス乗場整備	モビリティ・マネジメント，バス停上屋整備，バスの日イベント，ノンステップバス導入補助	⇒
事業名	自転車の安全と利用促進に関する事業		交通政策課，道路建設課
概 要	交通マナー向上のための啓発活動を行うとともに，自転車走行空間のネットワーク計画を策定し，その関係事業を推進します。		
取組内容	H27	H28	H29
	—	—	—
	自転車走行空間のネットワーク計画の策定，自転車走行空間や自転車駐車場の整備に向けた検討，交通マナー向上のための啓発活動など	⇒	⇒
事業名	★都市の骨格を形成する街路事業		道路建設課
概 要	盛岡広域都市計画で定められた都心及び市街地環状道路などの幹線道路や地域幹線道路を整備します。		
取組内容	H27	H28	H29
	1,259 百万円	842 百万円	789 百万円
	梨木町上米内線等の街路事業における測量調査設計，用地買収，建物等補償，工事など	⇒	⇒

*² モビリティ・マネジメント

アンケートや，その結果を踏まえた情報提供によりマイカーから公共交通の利用へ自発的に促す取組。

●この施策に対する市民の実感

「幹線道路や公共交通機関が利用しやすい」と感じる市民の割合



●各主体に期待される役割



市民

□マイカーの利用を控え、環境にやさしい公共交通や自転車などでの移動を心がけましょう。



地域・NPO 等

□地域の日常生活になくてはならない公共交通を使うことで、地域のみんなで公共交通を支えましょう。



事業者

□自転車駐車場の整備や、公共交通利用のPRに努めましょう。
□公共交通関係事業を営む事業者は、バリアフリーや環境に配慮した車両の導入や施設の整備に努めましょう。

●まちづくり指標

まちづくり指標		現状値	目標値	
		H25	5年後(H31)	10年後(H36)
平日の主要幹線道路の混雑度	↓	1.11割合	1.09割合	1.08割合
交通の手段分担率の変化（自動車）	↓	59.3%	56%	53%
交通の手段分担率の変化（バス、鉄道）	↑	14.7%	17%	19%
交通の手段分担率の変化（徒歩、自転車など）	↑	26.0%	27%	28%
1日当たりのバス・鉄道利用者数	↑	71,962人	74,400人	74,600人

● 関連個別計画

- ・ 総合交通計画
- ・ 都市計画道路整備プログラム（平成 23～32 年度）
- ・ もりおか交通戦略（平成 21～30 年度）

● 平成 36 年度までに想定される事業展開

施策 28 国際化の推進



産業や教育，文化，スポーツなど幅広い分野において，諸外国との交流を促進し，市民の国際感覚の醸成を図るとともに，外国人が訪れやすく，暮らしやすい環境の整備を進めます。また，企業の国際競争力向上への支援や国際的に活躍できる人材の育成など，国際化の推進を図ります。

まちづくりの合言葉

わかりあい 支えあい 広い世界とつながろう

●現状と課題

I 国籍や文化などの違いに関わらず，すべての市民がお互いの文化的背景や考え方を理解し，共に暮らし支え合う地域社会の実現に向けて，（公財）盛岡国際交流協会をはじめとする民間団体と協働で国際相互理解と国際友好親善の促進を図っていく必要があります。

II 新しい在留管理制度の導入や外国人登録制度の廃止，住民基本台帳法の改正など，外国人を一時的な滞在者としてではなく，生活者として受け入れていくための仕組みが整ってきている中で，外国人の住民が地域社会で生活する上で必要となる環境整備を充実させる必要があります。また，国際リニアコライダー*の建設実現を目指し市民の機運を高める必要があります。

* 国際リニアコライダー

高エネルギー電子・陽電子加速器のことで，世界の素粒子物理学研究の頂点となる施設。

●施策の体系

施策
28
国際
化の
推進

小施策 I 国際交流の推進

市民の国際理解を深めて国際感覚を養うとともに、市民主体の国際交流活動の支援を行うことにより、国籍や文化の違いを超えた相互理解に対する市民意識の醸成を図りながら、地域社会で共に暮らす外国人の支援体制の充実につなげます。

【主要事業】

★姉妹都市等国際交流事業
国際交流関係事業

小施策 II 国際都市づくりの推進

外国人が地域社会の一員として安心して生活できる環境づくりを目指し、生活支援など、必要なサポートの充実に努めます。また、観光やビジネスで訪れた外国人が、新たな盛岡ファンの形成へとつながるよう、盛岡の魅力にふれながら快適に滞在できる環境づくりを進めます。

関係機関と連携しながら国際リニアコライダーの建設実現を目指した活動を進めます。

【一般事業】

国際リニアコライダー誘致推進事業

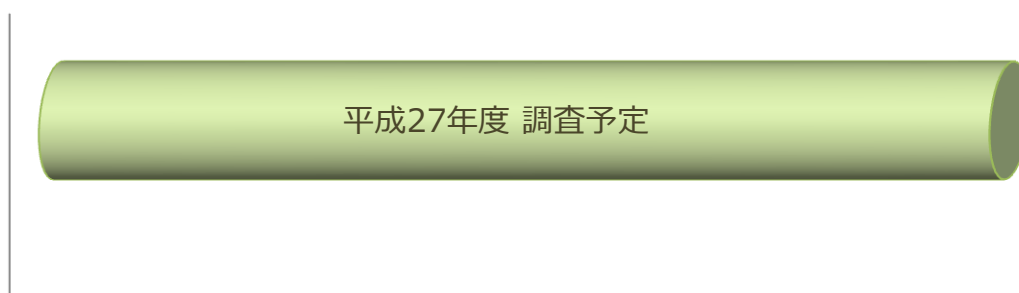
●平成 27 年度～29 年度に実施する主要事業

事業名	★姉妹都市等国際交流事業		文化国際室
概 要	姉妹都市カナダ・ビクトリア市やその他の諸外国との交流を推進するとともに、（公財）盛岡国際交流協会等関係団体と連携しながら、外国人が訪れやすく暮らしやすい環境づくりや市民の国際理解の促進，市民主体の国際交流活動の支援などを行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	18 百万円	9 百万円	9 百万円
	姉妹都市カナダ・ビクトリア市との交流や諸外国との各種交流,外国人が訪れやすく暮らしやすい環境づくりや市民の国際理解の促進	⇒	⇒

事業名	国際交流関係事業		学校教育課
概 要	英語のコミュニケーション能力を向上させるとともに、お互いの文化や生活習慣の違いについて理解を深めるために、米国への中学生・高校生の派遣や短期留学生の受入れを行います。		
取組内容	H27	H28	H29
	2 百万円	2 百万円	2 百万円
	市立中高生をインディアナ州へ派遣，アールム大学からの短期留学生の受入	⇒	⇒

●この施策に対する市民の実感

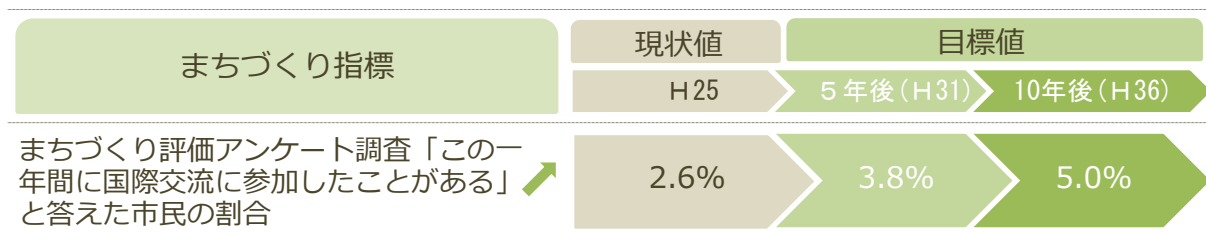
「異文化にふれ国際交流に参加する機会が充実している」と感じる市民の割合



●各主体に期待される役割

	市民	☐ 多くの国々の多様な文化の理解に努め、交流を進めましょう。
	地域・NPO 等	☐ 外国人が訪れやすく暮らしやすいサポート体制づくりを進めましょう。 ☐ 多くの国々の多様な文化を理解し交流する機会をつくりましょう。
	事業者	☐ 国際交流の推進への理解と、活動支援等社会的役割を担うことについて意識を深めましょう。 ☐ 外国の方々に対応できる受け入れ体制づくりを進めましょう。

●まちづくり指標



●関連個別計画

●平成36年度までに想定される事業展開

施策 29 都市間交流の促進

にぎわいのあるまちを創出するとともに、市民生活の質を高めるため、市民とさまざまな都市や地域の人々との交流を促進します。



まちづくりの合言葉

広める交流 広がるにぎわい

●現状と課題

I 経済・文化・歴史などの異なる都市や地域の人々との交流は、人々の生活の質の向上とともに、経済文化活動の活性化など、まちのにぎわいの創出にもつながることから、さまざまな都市との市民交流を促進していくことが必要です。

本市では、昭和 59 年に南部氏のゆかりの深い自治体により南部首長会議を発足するとともに、平成 24 年には沖縄県うるま市と友好都市提携の締結や東京都文京区と地域文化交流に関する協定の締結を行っており、それぞれ市民交流が広がっています。

本市では、これ以外のさまざまな都市や地域との市民交流も幅広く行われており、そ

の広がりや深まりを促進していくことが求められています。

II 住民の日常生活圏や産業活動の広域化とともに、全国的に地域間競争が激しくなっていることから、日常生活圏を共通する盛岡広域圏や歴史・経済的に関係の深い沿岸地域などとの連携を深めることによって、競争力のある産業の振興や生活の質の向上を図り、より住みよい地域を構築していく必要があります。

また、沿岸地域は東日本大震災からの復興が課題となっていることから、復興に向けて連携した取組を進める必要があります。

● 施策の体系

施策
29
都市間
交流の
促進

小施策 I 都市間交流の促進

市民の生活の質の向上やまちのにぎわいや魅力向上に資するため、友好都市等や経済・文化・歴史などの背景の異なるさまざまな都市・地域の人々との交流を促進します。

小施策 II 地域間連携の推進

日常生活圏を共有する盛岡広域圏の一体的な発展とともに、歴史・経済的な関係の深い沿岸被災地の復興に向けて、関係自治体との連携を図ります。

【主要事業】

地域連携交流事業

広域連携推進事業

【一般事業】

南部首長会議事務

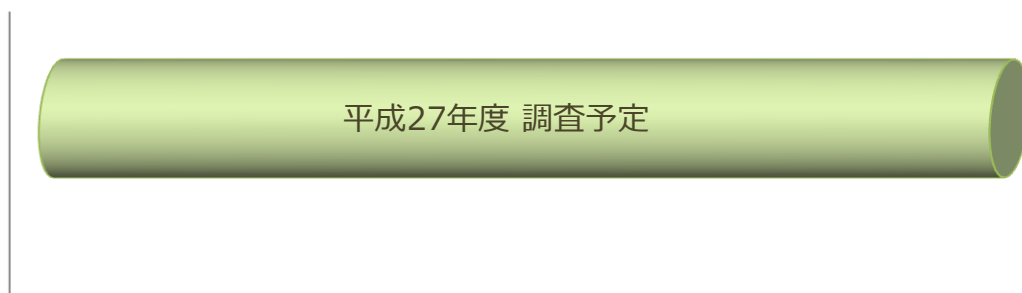
● 平成 27 年度～29 年度に実施する主要事業

事業名	地域連携交流事業		企画調整課
概 要	友好都市である沖縄県うるま市との産業，教育文化，スポーツなどを通じた市民交流を促進します。また，地域間交流の活性化に向けて，宮古市から潟上市までを結ぶ「秋田岩手地域連携軸」に参加するほか，地域づくり活動の交流促進に向けて，「地域づくりネットワーク」の活動を支援します。		
取組内容	H27	H28	H29
	1 百万円	1 百万円	1 百万円
	友好都市などとの交流の促進	⇒	⇒

事業名	広域連携推進事業		企画調整課
概 要	盛岡広域圏の一体的な発展と住民福祉の一層の向上を目指し，更なる広域連携の取組を進めます。		
取組内容	H27	H28	H29
	4 百万円	1 百万円	1 百万円
	広域連携の推進	⇒	⇒

●この施策に対する市民の実感

「都市間の交流が盛んになり、まちのにぎわい」を感じる市民の割合



●各主体に期待される役割



市民

□さまざまな都市や地域の人々と交流を深めましょう。



地域・NPO 等

□さまざまな地域の人々と交流を深めましょう。



事業者

□行政、地域・NPO 等と連携し、交流人口を増加させ、地域経済の活性化を図りましょう。

●まちづくり指標

まちづくり指標	現状値	目標値	
	H25	5年後(H31)	10年後(H36)
都市間交流を促進するための協定等の締結数 	3件	4件	5件
にぎわいや産業振興につながる自治体連携の取組数 	6件	9件	12件

●関連個別計画

●平成36年度までに想定される事業展開

第3章 戦略プロジェクト

1 戦略プロジェクトについて

基本目標を達成するため、各分野の29施策において、それぞれ取組を推進していく一方で、未来に向け、特に重点的・施策横断的に取り組む必要のある課題に対応するため、施策単位での取組を連携させながら事業実施の効果を高め、課題を解決し、基本目標の達成や将来像の実現を目指していく必要があります。

このことから、「社会の潮流」や「まちづくりを考える上で重視する視点」から導かれる本市の課題等を踏まえた、重点的・施策横断的な取組を「戦略プロジェクト」として展開します。

◎子育て応援プロジェクト

人口減少が大きな課題となる中、若い世代や子育て世代が、希望を持って子どもを産み育て、盛岡に住みたい、住み続けたいと思えるよう、さまざまな支援を行うなど、子育てにやさしいまちをつくる必要があります。



◎きらり盛岡おでんせプロジェクト

地方の衰退が懸念される中、本市の恵まれた観光資源の活用や盛岡ブランドの展開などにより、観光客や盛岡ファンを増やすとともに、MICE（マイス）の誘致を通じ交流人口を増やすなど、まちに活力を生み出していく必要があります。



◎いわて国体おもてなしプロジェクト

平成28年に開催される「希望郷いわて国体・希望郷いわて大会」を成功させるとともに、来盛する方々を「おもてなしの心」で温かく迎え、盛岡の魅力を全国に発信する必要があります。

また、すべての市民がスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康でいきいきと暮らすまちをつくる必要があります。



2 戦略プロジェクトの取扱い

戦略プロジェクトは、毎年見直しを行い、戦略プロジェクトの加除のほか、戦略プロジェクトを構成する重点事業の加除を行いながら、弾力的で効果的な運用を図ります。

3 施策間の連携

「戦略プロジェクト」に掲げる事業は、「まちづくりの取組」に掲げる施策の中に含まれますが、施策横断的に取り組むことにより、効果的な連携を図ります。

4 取組期間

概ね3年を目途に重点を置いた取組を進めます。



5 取組項目

ひと

子育て応援プロジェクト

まち

きらり盛岡おでんせプロジェクト

未来

いわて国体おもてなしプロジェクト

重点1

子育て応援プロジェクト



若い世代や子育て世代が、希望を持って子どもを産み育てることができ、盛岡に住みたい、住み続けたいと思えるよう、さまざまな保育ニーズに柔軟に対応するための支援を行うなど、子育て環境を充実します。

また、子どもの健やかな成長の支援や育児不安の解消を通じて子育て世代を応援し、子育てにやさしいまち盛岡を実現します。

期待する効果

みんなで子育てを支えるまちになる

重点取組期間

平成 27～29 年度

目標指標

待機児童数 0人
(平成29年度末)

重点事業

施策 2 子ども・子育て、若者への支援 (P19)

☆私立児童福祉施設整備助成事業 ☆待機児童解消強化事業
☆乳児家庭全戸訪問等事業 地域児童クラブ等運営事業 (☆放課後児童クラブ整備費補助) 特別保育事業 (☆延長保育実施施設の拡充) ☆保育士等処遇改善臨時特例事業 子ども・子育て支援事業計画推進事業 ☆子どものための教育・保育給付事業 医療費給付事業 (妊産婦、乳幼児、小学生) 小児救急輪番制病院事業 夜間急患診療所管理運営事業

施策 4 健康づくり・医療の充実 (P30)

雇用対策推進事業

施策 25 雇用の創出 (P130)

※特に重点的に実施する必要のある事業については、事業名の先頭に「☆」を付けています。

重点2

きらり盛岡おでんせプロジェクト



歴史、自然、文化、先人、まち並みをはじめとする、本市の恵まれた観光資源を生かし、盛岡の魅力に触れ、満足してもらうため、新たな観光資源の開発や観光資源の掘り起こし、ブラッシュアップを推進します。

また、北陸、北海道新幹線の開業をチャンスと捉え、盛岡のきらり光る魅力を発信し、更なる交流人口の増加と盛岡ファンづくりを推進します。

期待する効果

魅力ある観光資源と盛岡ファンづくりを通じて、多くの人が訪れるまちになる

重点取組期間

平成 27～29 年度

目標指標

観光客入込数 490 万人
(平成 29 年度末)

重点事業

施策 1 4 「盛岡ブランド」の展開 (P79) 盛岡ブランド確立事業

施策 2 2 商業・サービス業の振興 (P115) 盛岡三大麺普及事業

施策 2 4 観光の振興 (P125) 盛岡デー等観光PR事業 (☆北陸新幹線開業による誘客重点市場・物産販路新規開拓調査事業 ☆北海道新幹線開業による観光交流・誘客促進事業 ☆東北六都市連携による誘客・地域産品プロモーション事業) ☆MICE 誘致推進事業

重点3

いわて国体おもてなしプロジェクト



「希望郷いわて国体・希望郷いわて大会」に来盛する方々を「おもてなしの心」で温かく迎え、盛岡の魅力を全国に発信するとともに、すべての市民がスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康でいきいきと暮らすことができるまちづくりを推進します。

また、ボランティアや市民協働による組織等が一体となって「希望郷いわて国体・希望郷いわて大会」を成功へと導きます。

期待する効果

市民総参加により、大会を成功させ、盛岡の魅力にあふれた元気なまちになる

重点取組期間

平成 27～28 年度

目標指標

ボランティア登録者数
2,000 人 (28 年 4 月 1 日現在)

重点事業

施策 9 地域コミュニティの維持 市民運動総括事業
・活性化 (P59)

施策 1 3 スポーツの推進 (P75) ☆国民体育大会開催事業 ☆国民体育大会開催関連スポーツ施設整備事業 ☆盛岡広域連携スポーツツーリズム推進事業 ☆スポーツ・パル制度事業

施策 2 1 農林業の振興 (P108) ☆盛岡の食材プロモーション事業

施策 2 6 都市基盤施設の維持・強化 (P134) 都市公園整備事業 (木伏緑地施設改修整備事業) 身近な暮らしを支える道路事業 (盛岡駅東口駅前広場整備事業)

施策 2 7 交通環境の構築 (P146) 公共交通利用促進対策事業 (☆盛岡駅西口バス乗り場整備事業)

第4章 自治体経営の取組

1 自治体経営の推進

本市は、平成16年度から二次6年間にわたる行財政構造改革に集中的に取り組み、危機的な財政状況の建直しと、事業の成果を重視し限られた財源をより有効に活用する行財政運営への転換を図りました。

この改革が成果をあげる一方で、少子高齢・人口減少社会の進行、地域コミュニティの持続性への懸念、財政基盤の脆弱さ・硬直性などの環境の変化への適切な対応が求められたことから、総合計画の各施策をより効果的、効率的に推進するため、多様な主体の活動を調和させながら、まちの経営資源（税収等の財源や人材、モノ）を整え、安定した公共サービスを提供し住みよいまちをつくるという自治体経営の手法によりまちづくりを進めるため、二次にわたり「盛岡市自治体経営の指針及び実施計画」（第一次：22～24年度、第二次：25～27年度）」を策定し取り組んできました。

依然として厳しく変化の激しい経営環境の下で、基本構想に掲げる目指す将来像を実現するためには、引き続き成果向上に向けた多様な主体との連携の強化や低コストで高品質の市民サービスの提供といった自治体経営の考え方を基本にまちづくりを進めることが必要であることから、「自治体経営の理念」に基づき必要な取組を定めることとし、環境の変化に合わせて取組内容を毎年度ローリング（見直し）しながら進行管理していくこととします。

2 自治体経営の取組の体系図

《自治体経営の取組の体系図》

■ 目指す将来像 **ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡**

■ 自治体経営の理念

目指す将来像の実現のため、社会情勢や市民ニーズ等に的確に対応しながら、自治体経営に取り組みます。

- (1) 市民が主体的に市政にかかわることを保障し、市政に関する情報を提供するとともに、市民参画や協働にいたるまちづくりを推進します。
- (2) 中長期的な展望に立った健全な財政運営と簡素で効率的な組織体制のもとで、公正でかつ透明性の高い自治体運営を推進し、信頼性の高い市政を確立します。
- (3) 他の自治体との連携や相互協力のもとに、自律的な自治体経営を推進します。
- (4) 市民の視点で適切に施策等を評価し、常に見直しを行いながら、改革改善に取り組めます。

■ 自治体経営に基づく方針

方針 1 市民参画や協働によるまちづくり

- 推進項目Ⅰ 協働の環境整備
- 推進項目Ⅱ 公民連携の推進
- 推進項目Ⅲ 広聴機能の充実
- 推進項目Ⅳ 分かりやすい行政情報の提供

方針 2 経営資源配分の最適化

- 推進項目Ⅰ 予算配分の最適化
- 推進項目Ⅱ アセットマネジメントの推進
- 推進項目Ⅲ 事務改善の推進

方針 3 健全な財政運営の実現

- 推進項目Ⅰ 将来負担を意識した財政運営
- 推進項目Ⅱ 自主財源の確保
- 推進項目Ⅲ 出資等法人の健全経営の確保
- 推進項目Ⅳ 地方公営企業の経営の効率化及び健全化

方針 4 信頼される市政の確立

- 推進項目Ⅰ 組織・人事の適正化
- 推進項目Ⅱ 職員人材育成の推進
- 推進項目Ⅲ 公正な行政事務の確保

方針 5 自律した経営の推進

- 推進項目Ⅰ 地方分権の推進
- 推進項目Ⅱ 他の自治体との連携の推進

3 方針別計画

《方針別計画の見方》

方針名

自治体経営の取組に係る方針名を記載しています。
まちづくりの取組でいう施策に該当します。

方針1 市民参画や協働によるまちづくり

方針1 市民参画や協働によるまちづくり

市民、町内会・自治会、NPO、企業、行政といったさまざまな主体がそれぞれの特性をいかし、連携・役割分担しながら市民参画や協働によるまちづくりを進めます。

方針の体系

方針を構成する「推進項目」を記載しています。
推進項目の目指す方向性や指標、主な取組について記載しています。

体系図

市民参画や協働によるまちづくり

- 推進項目Ⅰ 協働の環境整備
- 推進項目Ⅱ 公民連携の推進
- 推進項目Ⅲ 広聴機能の充実
- 推進項目Ⅳ 分かりやすい行政情報の提供

推進項目

まちづくりの取組でいう小施策に該当します。
指標を設定することにより進捗状況を管理します。

推進項目Ⅰ 協働の環境整備

●目指す方向性

持続的な活動に対する不安を抱えている町内会・自治会が将来にわたって活動展開し、また地縁団体やNPO、企業、行政が連携・役割分担してまちづくりに取り組むことができるような仕組みづくりを進めます。

推進項目の目指す方向性

各推進項目の今後における目指す方向性を記載しています。

●指標

指標	現状値	目標値	
	H25	5年後(H31)	10年後(H36)
市民協働による事業の件数	233件	260件	280件

指標

各推進項目の進捗状況を客観的に測るための指標として記載します。

平成 27 年度～29 年度に実施する主な取組

実施計画の計画期間内に各推進項目で実施する「主な取組」について、どのように進めていくのかを記載しています。

取組を担当する部署のほか取組の概要、各年度の取組内容などについて記載しています。

方針 1 市民参画や協働によるまちづくり

●平成 27 年度～29 年度に実施する主な取組

取組名	協働推進のための仕組みづくり			市民協働推進課
概 要	地域にあるさまざまな主体が地域課題の解決などに取り組む「地域協働推進計画」の第二次計画を策定するほか、NPOと市との協働を推進するための仕組みづくりや、企業の社会貢献活動を促進するための協働事例集の作成、平成 26 年度に策定した「町内会・自治会協働推進計画」の見直しなどを進めます。			
取組内容	H27	H28	H29	
	「第二次地域協働推進計画」の策定	NPO・企業との協働推進のための情報収集・方針決定	「町内会・自治会協働推進計画」の見直し	

推進項目Ⅱ 公民連携の推進

●目指す方向性

良質で安定的な公共サービスを提供するため、民間事業者等との連携を進め、多様な主体が協働するまちづくりを一層進めます。

●指標



●平成 27 年度～29 年度に実施する主な取組

取組名	民間委託、指定管理者制度*1等の活用			行政経営課
概 要	多様化・高度化する市民ニーズに対応するために、「盛岡市民間活力導入ガイドライン」に基づき、市と民間事業者等の適切な役割分担の下、良質な公共サービスを安定的に提供します。			
取組内容	H27	H28	H29	
	・ガイドラインに基づく適切な民間活力の導入 ・モニタリング・評価によるマネジメントサイクルの確立	⇒	⇒	

方針 1 市民参画や協働によるまちづくり

市民，町内会・自治会，NPO，企業，行政といったさまざまな主体がそれぞれの特性をいかし，連携・役割分担しながら市民参画や協働によるまちづくりを進めます。

体系図

市民参画や協働によるまちづくり

- 推進項目Ⅰ 協働の環境整備
- 推進項目Ⅱ 公民連携の推進
- 推進項目Ⅲ 広聴機能の充実
- 推進項目Ⅳ 分かりやすい行政情報の提供

推進項目Ⅰ 協働の環境整備

●目指す方向性

持続的な活動に対する不安を抱えている町内会・自治会が将来にわたって活動展開し，また地縁団体やNPO，企業，行政が連携・役割分担してまちづくりに取り組むことができるような仕組みづくりを進めます。

●指標

指標	現状値	目標値	
	H25	5年後(H31)	10年後(H36)
市民協働による事業の件数	233件	260件	280件

●平成 27 年度～29 年度に実施する主な取組

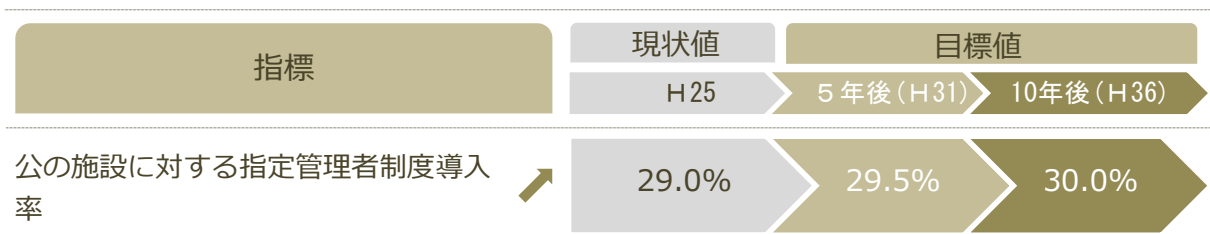
取組名	協働推進のための仕組みづくり			市民協働推進課
概 要	地域にあるさまざまな主体が地域課題の解決などに取り組む「地域協働推進計画」の第二次計画を策定するほか、NPOと市との協働を推進するための仕組みづくりや、企業の社会貢献活動を促進するための協働事例集の作成、平成 26 年度に策定した「町内会・自治会協働推進計画」の見直しなどを進めます。			
取組内容	H27	H28	H29	
	「第二次地域協働推進計画」の策定	NPO・企業との協働推進のための情報収集・方針決定	「町内会・自治会協働推進計画」の見直し	

推進項目Ⅱ 公民連携の推進

●目指す方向性

良質で安定的な公共サービスを提供するため、民間事業者等との連携を進め、多様な主体が協働するまちづくりを一層進めます。

●指標



●平成 27 年度～29 年度に実施する主な取組

取組名	民間委託、指定管理者制度* ¹ 等の活用			行政経営課
概 要	多様化・高度化する市民ニーズに対応するために、「盛岡市民間活力導入ガイドライン」に基づき、市と民間事業者等の適切な役割分担の下、良質な公共サービスを安定的に提供します。			
取組内容	H27	H28	H29	
	・ガイドラインに基づく適切な民間活力の導入 ・モニタリング・評価によるマネジメントサイクルの確立	⇒	⇒	

*1 指定管理者制度

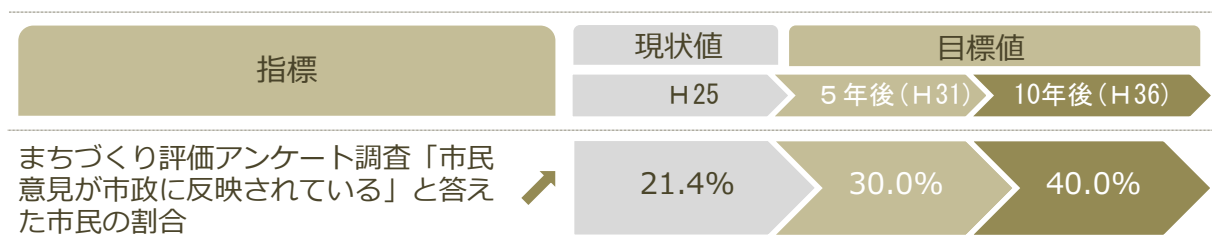
体育施設や文化施設、集会所、福祉施設などの公の施設の管理運営に関する権限を、条例に基づいて指定された者に委任する制度をいいます。

推進項目Ⅲ 広聴機能の充実

●目指す方向性

市政運営の各過程（政策の形成、実施、評価）に市民の意見や要望などを的確に反映し、市民の信頼と理解・協力が得られる市政実現のため、広聴機能を充実します。

●指標



●平成 27 年度～29 年度に実施する主な取組

取組名	市民ニーズの積極的な把握			広聴広報課
概 要	市政への市民参画を進め、市民の意見を市政に反映させるため、まちづくり懇談会の開催、市民の提案箱のほか、あらゆる機会を通じた市民ニーズの把握に努めます。また、政策形成過程における公正の確保と透明性の向上のため、パブリックコメント制度* ² やパブリックインボルブメント制度* ³ を積極的に活用します。			
取組内容	H27	H28	H29	
	市政推進懇談会 まちづくり懇談会 市民の提案箱 市民意識調査	⇒ 市民アンケート	⇒ 市民意識調査	

*2 パブリックコメント制度

重要な施策や計画などを策定する場合に、その原案などを公表し、広く住民の意見や情報を求め、提出された意見などを考慮、検討して決定していく仕組みをいいます。

*3 パブリックインボルブメント制度

都市計画や公共事業などの計画段階や事業段階において、住民がその計画等の相談に加わることをいいます。行政は、その計画等に関する情報を明らかにし、住民と意見、情報を交換できる場を提供したり、質問を受ける方策を講じたりしながら（住民自身も主体的に学習しながら）、合意形成を図っていくこととなります。

推進項目Ⅳ 分かりやすい行政情報の提供

● 目指す方向性

市の説明責任を果たすとともに、市民との情報共有を図るため、市政や市民生活に関わる情報の正確で分かりやすい提供に努めます。

● 指標

指標	現状値	目標値	
	H25	5年後(H31)	10年後(H36)
まちづくり評価アンケート調査「「広報もりおか」をいつも読んでいる」と答えた市民の割合	50.1%	60.0%	60.0%
盛岡市公式ホームページのトップページのアクセス数	140,207件	175,000件	210,000件

● 平成 27 年度～29 年度に実施する主な取組

取組名	伝わる情報提供の推進		広聴広報課
概 要	「広報もりおか」を発行するほか、公式ホームページ、ツイッター ^{*4} 、フェイスブック ^{*5} 、ラジオ放送などを活用して、市政広報を行います。また、「盛岡市広報戦略指針」に基づき、職員一人ひとりが効果的な広報活動を行うため、職員研修を実施し、多様な広報媒体とパブリシティ ^{*6} の有効活用を図り、情報発信の強化に努めます。		
取組内容	H27	H28	H29
	広報もりおかの発行 ラジオ放送 公式ホームページ 公式ツイッター 公式フェイスブック 定例記者会見 広報戦略指針研修会	⇒	⇒

*4 ツイッター

ユーザーが「つぶやき」と呼ばれる 140 字以内の短い記事を書き込み、ほかのユーザーがそれを読んだり、返信をすることでコミュニケーションが生まれるインターネット上のサービス。

*5 フェイスブック

利用者が実名登録をし、日記機能やメッセージ機能を利用して双方向のやり取りができるインターネット上のサービス。

*6 パブリシティ

テレビや新聞などのマスメディアに、事業に関する情報を提供し、ニュースや記事として報道されるように働きかける広報・宣伝活動のこと。

方針 2 経営資源配分の最適化

行政評価システムの活用やアセットマネジメントの推進により、限られた経営資源配分の最適化を図るとともに、常に仕事の進め方を見直し、事務改善を進めることにより、低コストで高品質なサービスの提供を目指します。

体系図

経営資源配分の最適化

- 推進項目Ⅰ 予算配分の最適化
- 推進項目Ⅱ アセットマネジメント^{*1}の推進
- 推進項目Ⅲ 事務改善の推進

^{*1} アセットマネジメント

もともとは個人・法人から資産を預り、これを金融・証券等市場で適切に運用し管理することをいいます。公共施設におけるアセットマネジメントとは、施設、設備を資産として捉え、その損傷・劣化等を将来にわたり予測することや管理運営における費用対効果を詳細に把握しデータ化すること等により、効果的かつ効率的な維持管理を行うための方法のことをいいます。

推進項目Ⅰ 予算配分の最適化

● 目指す方向性

行政評価システムにより、市政をマネジメントし、総合計画の進行管理、評価結果を活用した予算編成及び継続的な改革改善を行うとともに、市民への説明責任を果たします。また、将来にわたり持続可能なまちづくりを支える経営基盤を構築するとともに、これに基づき適切な経営を行います。

●指標

指標	現状値	目標値	
	H25	5年後(H31)	10年後(H36)
小施策評価における改革改善案の実施率 ^{*2}	—	75.0%	100.0%

^{*2} 新しく設定した項目です。現状値は26年度の実績値とし今後把握します。

●平成27年度～29年度に実施する主な取組

取組名	行政評価システムの運用・改善		行政経営課
概要	市が行っているすべての施策及び小施策を評価して、市政をマネジメントするとともに、その内容を分かりやすく市民に伝え、市民と市との協働によるまちづくりを目指す行政評価システムを評価精度の向上を図りながら運用します。		
取組内容	H27	H28	H29
	評価システムの見直し 検討・運用	必要に応じ改善	⇒
取組名	予算編成方法の改善		財政課
概要	少子高齢社会の進展に伴う人口構成の変化による市税の減収や社会保障費の増大など厳しい経営環境の下で、多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、予算編成方法の改善に取り組み、効果的で柔軟な予算編成・執行を実現します。		
取組内容	H27	H28	H29
	必要に応じ改善	⇒	⇒

推進項目Ⅱ アセットマネジメントの推進

●目指す方向性

人口減少に合わせて施設保有量の最適化を図り、ニーズの変化に対応した住民サービスの提供や、効果的で効率的な施設運営を行い、次世代に継承可能な施設保有を図ります。また、計画的な保全の実施により、維持管理の更なる効率化や更新費用の低減を行い、施設の「長寿命化」を図り、将来世代に過度な負担を強いることの無い、持続可能な住民サービスの提供を続けるための取組を進めます。

●指標

指標	現状値	目標値	
	H25	5年後(H31)	10年後(H36)
施設保有量の適正化 ^{*3} （人口一人当たりの公共施設延べ床面積）	3.5㎡	3.5㎡未満	3.5㎡未満

^{*3} 施設保有量の適正化

利用者数や稼働率などの施設の需要に対して、施設数や施設の面積を適正な量とすることをいいます。
人口一人当たりの公共施設の延床面積をこの事務の指標とし、3.5㎡（平成26年度末）を上限とするものです。

●平成27年度～29年度に実施する主な取組

取組名	公共施設保有の最適化と長寿命化（建築物系施設）		資産管理活用事務局
概要	公共施設について、アセットマネジメントの考え方を取り入れた「公共施設保有の最適化と長寿命化のための基本方針」に基づき、「施設保有の最適化と長寿命化の計画」を策定し、施設管理費用及び更新・改修費用の低減や平準化を推進します。		
取組内容	H27	H28	H29
	施設保有の最適化と長寿命化の計画策定（中期計画・実施計画）	施設保有の最適化と長寿命化の計画に基づき施設の維持更新の実施	⇒
取組名	公有財産の適正管理		管財課
概要	公有財産の保全と適正な管理に資するため、財産台帳の整備を進めるほか、庁舎については、老朽化や社会環境の変化に対応した機能の維持・向上に努めます。		
取組内容	H27	H28	H29
	財産台帳の整備、庁舎等の保全及び管理業務	⇒	⇒

推進項目Ⅲ 事務改善の推進

●目指す方向性

市民のニーズに柔軟に対応するため、常に事務の改善を進めるとともに、市民により身近な窓口業務の適正化を図り、併せて市民の利便性を向上させるため、より簡単に行政手続や情報が入手できるよう電子市役所を構築します。

●指標

指標	現状値	目標値	
	H25	5年後(H31)	10年後(H36)
職員アンケート調査「この一年間に自らの業務の改善に取り組んだ」と答えた職員の割合 ^{*4}	—	80.0%	100.0%
窓口利用者アンケート調査「職員の対応が満足」と答えた市民の割合	95.0%	95.0%	95.0%
窓口利用者アンケート調査「窓口が便利」と答えた市民の割合	95.0%	95.0%	95.0%

^{*4} 新しく設定した項目です。現状値は、26年度の実績値とし、今後把握します。

●平成 27 年度～29 年度に実施する主な取組

取組名	業務プロセス・手段の改善		行政経営課
概要	職員一人ひとりが業務改善の担い手であることを自覚し、業務の質を向上させることを目指し、庁内における情報の共有化と職員のやる気の高揚を図り、業務プロセス・手段の改善を推進します。		
取組内容	H27	H28	H29
	・改善事例を情報共有できる仕組みの導入 ・改善事例の検証方法の見直し検討・実施	必要に応じ改善	⇒
取組名	窓口サービスの向上の推進		市民登録課
概要	より便利で快適な行政サービスの実現に向けて、窓口サービス向上方針と実施計画に基づき、窓口サービスの向上を推進します。		
取組内容	H27	H28	H29
	・接遇マニュアルの改訂、窓口利用者アンケートの実施・評価 ・接遇研修や接遇マイスターを中心とした職場研修	⇒	⇒
取組名	証明書等コンビニ交付サービスの導入		市民登録課，市民税課
概要	国が進める社会保障・税番号制度 ^{*5} に伴う個人番号カードを活用して、コンビニエンスストアでの証明書発行に係るシステムの構築や諸手続を進めます。		
取組内容	H27	H28	H29
	証明書発行に係るシステム構築の検討	証明書発行に係るシステムの構築	証明書発行に係る諸手続

取組名	★電子市役所の構築		情報企画室
概 要	市民が、より簡単に行政手続や情報入手ができるよう、統合型GIS ^{*6} （地理情報システム）の管理運用、申請・届出のオンライン化を進めます。		
取組内容	H27	H28	H29
	統合型GISシステム再構築，管理運用	統合型GISシステム管理運用	⇒

*5 社会保障・税番号制度

住民基本台帳に記録されている者に個人番号を付番し、国の行政機関や地方公共団体などが保有する社会保障、税、災害対策の分野における個人情報と個人番号とを紐づけて、効率的に情報の管理を行います。さらに個人番号を活用して、同一人に関する個人情報を他の機関との間で迅速かつ確実にやり取り（情報連携）ができるようにすることで、行政運営の効率化、公正な給付と負担の確保、国民の利便性の向上、国民負担の軽減を図ることを目的とした制度です。

*6 統合型GIS

デジタルデータ化した地図上に、道路、水道管などのさまざまな情報を重ねて表示するとともに、検索も可能とするシステムです。

方針 3 健全な財政運営の実現

自治体経営の基本である「最少の経費で最大の効果」を念頭に置きながら、歳入確保の強化、徹底した歳出の見直しにより、中長期的にわたり計画的な収支のバランスを図ることにより健全な財政運営の実現を目指します。

体系図

健全な財政運営の実現

- 推進項目Ⅰ 将来負担を意識した財政運営
- 推進項目Ⅱ 自主財源の確保
- 推進項目Ⅲ 出資等法人の健全経営の確保
- 推進項目Ⅳ 地方公営企業の経営の効率化及び健全化

推進項目Ⅰ 将来負担を意識した財政運営

● 目指す方向性

持続可能な自治体経営を支える財政基盤を強固なものとするため、将来にわたる財政負担を意識した健全な財政運営を行います。

● 指標

指標	現状値		目標値	
	H25		5年後(H31)	10年後(H36)
実質公債費比率 ^{*1}	12.6%	⇒	14.0% 以下	14.0% 以下
将来負担比率 ^{*1}	89.4%	⇒	149.4% 以下	149.4% 以下
予算総額に対する新規市債発行額（臨時財政対策債 ^{*2} を除く）の割合	5.4%	⇒	8%以内	8%以内
元金償還額に対する新規市債発行額の割合	92.9%	⇒	100% 以内	100% 以内

*1 実質公債費比率・将来負担比率

地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るために制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により設定された指標です。

・実質公債費比率…一般会計等が負担する市債の償還金が標準的な財政規模に占める割合で、特別会計繰出金や一部事務組合負担金等に含まれる起債償還金相当額を含みます。この比率が18%を超えた場合、市債を発行するためには国の許可が必要となります。

・将来負担比率…市債償還、特別会計や一部事務組合の起債の償還、債務負担行為、第三セクターに対する債務保証など、今後負担する必要がある債務残高の影響を指標化したものです。この比率が350%以上になると財政健全化団体となり、財政健全化計画の策定が義務付けられます。

この指標は平成19年度から算定しておりますが、算定を開始して以来、最も数値の高かった平成19年度を上回らない財政運営を行うこととして目標値を設定しております。

*2 臨時財政対策債

地方財源の不足に対応するため、本来は地方交付税として交付されるべき額の一部を振り替えて発行される市債で、この市債の償還金は、後年度の地方交付税の算定に用いられることになっています。

なお、「予算総額に対する新規市債発行額の割合」の目標値（8%以内）は、平成16年度から取り組んだ行財政構造改革において、3年間で市債残高を100億円以上減少させるために設定した方針ですが、財政の健全化を進めるため、引き続きこの方針に基づき取り組むこととします。

● 平成27年度～29年度に実施する主な取組

取組名	財政指標の目標管理		財政課
概要	財政基盤の強化を図り、健全な財政運営を進めるため、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」の財政指標の目標値を定め、その持続に努めます。		
取組内容	H27	H28	H29
	市債を財源とする事業及び借入額の精査	⇒	⇒

取組名	市債残高の縮減		財政課
概 要	後世代への負担軽減を図るため、毎年度の新規市債発行額を、臨時財政対策債を除き予算総額の8%以内かつ元金償還額以内とするよう努め、市債残高の縮減を目指します。		
取組内容	H27	H28	H29
	市債を財源とする事業及び借入額の精査	⇒	⇒

推進項目Ⅱ 自主財源の確保

● 目指す方向性

安定した財政運営のため、適正かつ公正な市税等の賦課を進めるとともに、歳入確保を強化するため、収納率の向上を図ります。

● 指標

指標		現状値	目標値	
		H25	5年後(H31)	10年後(H36)
収納率（市税）	↗	94.5%	96.0%	98.0%
収納率（国民健康保険税）	↗	86.6%	89.5%	92.0%
収納率（保育料）	↗	92.0%	95.8%	97.7%
収納率（住宅使用料）	↗	73.0%	75.5%	78.0%
未利用財産の処分・活用額（5年ごとの累計額）	→	3,280百万円 H22～26	1,870百万円 H27～31	1,620百万円 H32～36

●平成 27 年度～29 年度に実施する主な取組

取組名	収納率向上対策（市税）		納税課
概 要	市税について、①納付機会の拡大等による収納窓口の充実、②納税推進センターによる早期納付の勧奨、③口座振替の促進、④適宜適切な滞納整理の実施により、収納率の向上に努めます。		
取組内容	H27	H28	H29
	コンビニ収納取扱科目増加（1科目→9科目）	ゆうちょ銀行の窓口納付開始	納税推進センターの業務内容拡充
取組名	収納率向上対策（国民健康保険税）		健康保険課
概 要	国民健康保険税について、①納付機会の拡大等による収納窓口の充実、②納税推進センターによる早期納付の勧奨、③口座振替の促進、④適宜適切な滞納整理の実施により、収納率の向上に努めます。		
取組内容	H27	H28	H29
	コンビニ収納取扱開始	ゆうちょ銀行の窓口納付開始	納税推進センターの業務内容拡充
取組名	収納率向上対策（保育料）		子ども未来課
概 要	保育所保育料について、①滞納相談呼出及び電話催告、②休日納付相談、③公立保育園長による督促状の手渡し、④児童手当からの保育料特別徴収、⑤口座振替促進の取組⑥コンビニエンスストア収納導入により、収納率の向上に努めます。		
取組内容	H27	H28	H29
	コンビニ収納取扱開始	ゆうちょ銀行の窓口納付開始	⇒
取組名	収納率向上対策（住宅使用料）		建築住宅課
概 要	市営住宅使用料について、①納付機会の拡大等の収納窓口の充実、②口座振替促進の取組、③滞納整理専門員による納付勧奨、④夜間電話催告や訪問催告、⑤高額滞納者に対して法的措置（民事調停）の執行により、収納率の向上に努めます。		
取組内容	H27	H28	H29
	コンビニ収納取扱開始	ゆうちょ銀行の窓口納付開始	⇒
取組名	未利用財産の有効活用		管財課
概 要	自主財源の確保に資するため、未利用財産の売却処分及び貸付等の有効活用に努めます。		
取組内容	H27	H28	H29
	未利用財産の売却処分及び貸付等	⇒	⇒

取組名	使用料・手数料の見直し		財政課
概 要	受益と負担の公平性の観点から、使用料・手数料を適時適切に見直します。		
取組内容	H27	H28	H29
	総点検結果に基づき検討を行う	必要に応じ改善	⇒

推進項目Ⅲ 出資等法人の健全経営の確保

● 目指す方向性

出資等の割合が25%以上の法人について、収支、経営状況、資産及び将来負担の実態も含め適切に把握、評価し、必要に応じ経営改善するよう助言します。

● 指標

指標	現状値	目標値	
	H25	5年後(H31)	10年後(H36)
繰越損益(正味財産期末残高)の赤字団体数	2団体	1団体	0団体

● 平成27年度～29年度に実施する主な取組

取組名	経営状況調査の実施・公表		行政経営課
概 要	出資等法人 ^{*3} の収支、経営状況、資産及び将来負担等、経営実態を定期的に適切に把握するとともに調査結果を公表します。また、必要に応じて出資等法人経営評価を実施し、自立した経営管理体制の構築など経営改善するよう助言します。		
取組内容	H27	H28	H29
	・経営状況の把握・調査結果の公表 ・調査に基づく経営評価の実施	⇒	⇒

^{*3} 出資等法人

本市では、市の出資等割合が法人の出資等額全体の25%以上を占める法人を「出資等法人」とし、経営状況調査等の対象としております。

推進項目Ⅳ 地方公営企業の経営の効率化及び健全化

● 目指す方向性

地方公営企業は、住民生活に身近な社会資本を整備し、サービスを提供する役割を果たしていることから、将来にわたり経営環境の変化に適時適切に対応し、常に経営の効率化及び健全化に取り組めます。

● 指標

指標	現状値	目標値	
	H25	5年後(H31)	10年後(H36)
総資本利益率 ^{*4} （上水道） ※新会計制度移行によるH26年決算が確定した時点で目標値等を変更	1.30%	1.43%	1.55%
自己資本構成比率 ^{*5} （上水道） ※新会計制度移行によるH26年決算が確定した時点で目標値等を変更	68.9%	73.0%	78.0%
経費回収率 ^{*6} （下水道） ※新会計制度移行によるH26年決算が確定した時点で目標値等を変更	98.1%	99.0%	100.0%
純損益 ^{*7} （病院）	-67百万円	100百万円	130百万円
経常収支比率 ^{*8} （病院）	98.5%	102.0%	102.7%

*4 総資本利益率

資産（総資本）に利益の大きさを対比させることで、適正な施設規模を前提とした効率的な投資額の決定を目的とした指標です。過去10年間で約1%上昇した実績がありますが、今後は、人口減少等により料金収入の伸びも見込めないことから、伸び率を前計画期間の1/4程度である0.25%の上昇とし、目標値を設定しました。

*5 自己資本構成比率

財務体質を強化するため、資産全体を維持しながら、企業債（借入金）の償還を進め、自己資本金の割合を高めることを目指す指標です。平成25年度末の企業債残高の40%を削減し、自己資本金の割合を高めたと仮定して試算した78%を目標値として設定しました。

*6 経費回収率

雨水公費（税金）、汚水私費（使用料）の原則に基づき、汚水処理費用の全額を下水道使用料で賄うことを目指す指標です。

*7 純損益

一年度間における総収益と総費用との差額で、プラスであれば純利益（黒字）、マイナスであれば純損失（赤字）となります。同規模の自治体黒字病院の平均値の達成を目標としています。

*8 経常収支比率

医業活動と医業外活動に伴う収益に対する費用の割合で、100%を超える数値が高いほど経営状況が良好といえます。同規模の自治体黒字病院の平均値の達成を目標としています。

●平成 27 年度～29 年度に実施する主な取組

取組名	水道事業基本計画の推進		経営企画課
概 要	平成 27 年度から 36 年度までを計画期間とする「第三次水道事業基本計画」により、持続的安定給水を実現する施設の再構築や、安定した財源確保と負担の公平性を考慮した適正な料金水準についての検討を進めるなど、将来にわたる経営の健全化に向けた取組を推進します。また、水道事業の広域化や連携による持続的安定経営のあり方について研究を進めます。		
取組内容	H27	H28	H29
	計画に定める趣旨に基づく健全経営の推進	⇒	⇒
取組名	下水道事業の経営計画の推進		経営企画課
概 要	平成 26 年度までの「盛岡市下水道事業中期経営計画」に引き続き、27 年度から 36 年度までを計画期間とする新たな「盛岡市下水道事業中長期経営計画」により、今後も良質な下水道サービスを持続的・安定的に提供していくため、経営の安定化に取り組みます。		
取組内容	H27	H28	H29
	計画に定める趣旨に基づく健全経営の推進	⇒	⇒
取組名	病院事業の経営改善計画の推進		市立病院総務課
概 要	「盛岡市立病院第 3 次経営改善計画」（平成 27 年 3 月策定）に基づき、地域の医療機関との連携のもと一般急性期医療 ^{*9} 及び地域包括ケアシステム ^{*10} を支える医療の提供や、各種検診の実施など地域の中核病院としての役割を担いつつ、医師確保などによる収益の向上と費用の一層の節減を行うなど、引き続き経営の改善に取り組みます。		
取組内容	H27	H28	H29
	計画に定める基本方針に基づく重点施策の推進	⇒	⇒

*9 一般急性期医療

緊急度・重症度の特になくはない病気を発症して間もない患者に対して、状態の早期安定化に向けて行う医療をいいます。

*10 地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるようするための地域の包括的な支援・サービスの提供体制をいいます。

方針 4 信頼される市政の確立

組織目標の着実な達成を可能とする組織力の向上を中心とした組織マネジメントを推進するなど、持続可能なまちづくりを支えるとともに、公務員としての資質の向上及び公務員倫理に関する意識の高揚を図るなど、職員の公正な職務の遂行を徹底し、市民に信頼される市政を確立します。

体系図

信頼される市政の確立

- 推進項目Ⅰ 組織・人事の適正化
- 推進項目Ⅱ 職員人材育成の推進
- 推進項目Ⅲ 公正な行政事務の確保

推進項目Ⅰ 組織・人事の適正化

●目指す方向性

市民の負託に応えるとともに、社会経済情勢の変化に伴う新たな行政課題や多様化する市民ニーズに柔軟に対応できる簡素で効率的な組織体制の構築を図ります。

●指標

指標	現状値	目標値	
	H25	5年後(H31)	10年後(H36)
市民千人当たりの職員数 ^{*1} （一般行政職）	3.8人	3.7人	3.6人

*¹ 市民千人当たりの職員数

地方自治体の運営状況を比較分析する指標の一つで、一定の行政サービスの水準の下、数値が低いほど、少ない職員で効率的に行政運営を行っている自治体であることを示すものです。

●平成 27 年度～29 年度に実施する主な取組

取組名	組織機構の見直し			職員課
概 要	新たな行政課題や市民ニーズを適確に把握して、柔軟な対応を図るために、組織機構の見直しを進めます。			
取組内容	H 27	H 28	H 29	
	簡素で効率的な組織へ向けた組織機構の見直し	⇒	⇒	
取組名	定員の適正化			職員課
概 要	自治体規模、行政目的に見合った適正な職員定数となるよう、定員の適正化を進めます。			
取組内容	H 27	H 28	H 29	
	「第 4 次定員適正化計画」に基づく定員適正化及び新たな定員適正化計画の策定	「新たな定員適正化計画」に基づく定員適正化	⇒	
取組名	職員給与の適正化			職員課
概 要	国・県・他都市の状況や民間の給与水準との均衡を図るとともに、市の財政状況も考慮しながら、適正な給与水準となるよう継続的に制度・運用の見直しを行います。			
取組内容	H 27	H 28	H 29	
	適正な給与水準に向けた制度・運用の見直し	⇒	⇒	

推進項目Ⅱ 職員人材育成の推進

●目指す方向性

質の高い行政サービスを効率的に提供するため、人材確保に向けた職員採用を行うとともに、「盛岡市人材育成基本方針」*²に基づき、職員が主体的・自主的に能力開発を行い、その能力を発揮できるよう「人を活かす人事システム」の効果的な運用を図ります。

*² 盛岡市人材育成基本方針

職員が目指すべき姿や職場の姿を明確にし、人材育成の方向性を示すため、平成 15 年 3 月に策定した方針です。この方針に基づき、能力開発や人事システムなど、人材育成の具体的方策により、職員の持っている可能性や能力を最大限に引き出し、市民と協働しながら、地域の課題を自らの知恵と工夫で解決していく自治体への転換を図ることを目的としています。

● 指標

指標		現状値	目標値	
		H25	5年後(H31)	10年後(H36)
研修参加率	↗	83.8%	87.0%	90.0%
研修内容が有益だと感じた職員の割合 ^{*3}	↗	—	100.0%	100.0%

^{*3} 新しく設定した項目です。現状値は 26 年度の実績値とし今後把握します。

● 平成 27 年度～29 年度に実施する主な取組

取組名	「人を活かす人事システム」 ^{*4} の運用		職員課
概 要	「人を活かす人事システム」に基づき、人材の確保及び育成を図るとともに、職員自らが業務改善や職場環境を見直す組織風土の醸成を図ります。		
取組内容	H27	H28	H29
	・人材確保に向けた採用試験の内容や方法の検討 ・キャリアプラン作成支援制度の実施 ・人事評価制度の実施と見直し ・職員の能力・資質に応じた研修制度の運用 ・人材育成に資する職員配置の実施 ・業務遂行支援制度の実施	⇒	⇒

^{*4} 人を活かす人事システム

職員の仕事に対する意欲を高め、職員が自律的・主体的に仕事や能力開発を行い、仕事上でその持てる能力を十分に発揮できるよう人事評価や職員研修、人事異動などを連携させた仕組みとして、平成 19 年 3 月に策定し、運用しているシステムです。この仕組みを通じて、市民の負託に応えられる人材を育成し、行政サービスの向上を図ることを目的としています。

推進項目Ⅲ 公正な行政事務の確保

● 目指す方向性

市民から信頼される市政を実現するために、職員の法令遵守や倫理保持を徹底するとともに、市政における公正な職務の執行を確保することにより、職員の意識と職場風土の改革を図ります。

● 指標

指標	現状値	目標値	
	H25	5年後(H31)	10年後(H36)
まちづくり評価アンケート調査「市の職員は責任を持って公正に仕事をしている」と答えた市民の割合 	49.2%	60.0%	70.0%
包括外部監査結果に対する措置計画に基づいて措置した割合（過去5年間に おいて） 	92.5%	94.0%	95.5%

● 平成 27 年度～29 年度に実施する主な取組

取組名	公務員倫理，法令遵守及び公正な職務執行に関する職員の意識の徹底		職員課
概 要	「盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例」及び「職員倫理規程」に基づき，公務員倫理，法令遵守及び公正な職務執行に関する職員の意識の徹底と職場風土の改革を図ります。		
取組内容	H27	H28	H29
	職員の意識の徹底と職場風土の改革に向けたコンプライアンス研修及び服務ミーティングの実施	⇒	⇒
取組名	内部監査の充実・強化		監査課
概 要	監査委員機能の充実強化を図ることを目的とし，外部の人材の積極的な登用や重点項目を定めて経済性・効率性・有効性を視点とした監査を実施します。		
取組内容	H27	H28	H29
	・ 監査専門員の任用 1 名 ・ 重点項目設定による監査の実施	⇒	⇒

取組名	外部監査 ^{*5} の活用		行政経営課
概 要	監査委員による監査を補完し，外部の目から事務をチェックするという趣旨から中核市に実施が義務づけられている包括外部監査を活用し，事務の見直しをするとともに，適切な事務執行を確保します。		
取組内容	H27	H28	H29
	・ 包括外部監査の実施 ・ 措置計画の策定 ・ 措置状況の公表	⇒	⇒

^{*5} 外部監査

平成9年6月の地方自治法の改正により，監査機能の専門性，独立性を一層充実させるとともに，住民の信頼をより高めるために導入されたもので，公認会計士，弁護士などの資格を有する者が，外部監査契約に基づき実施される監査をいいます。外部監査には，外部監査人が，監査委員が行う財務監査の中から特定の案件を選択して実施する包括外部監査と，住民や議会からの請求など，特定の場合に監査委員の監査に代えて外部監査人が監査する個別外部監査とがあります。

方針 5 自律した経営の推進

他の自治体との連携や相互協力のもとに，自律した経営を推進します。

体系図

自律した経営の推進

推進項目Ⅰ 地方分権の推進

推進項目Ⅱ 他の自治体との連携の推進

推進項目Ⅰ 地方分権の推進

● 目指す方向性

多様化する行政サービスを自己の責任で提供するため，権限移譲やそれに見合う財源確保に向けた取組を進めるなど，地方分権に対応した自律した経営の確立を目指します。

● 指標

指標	現状値	目標値	
	H25	5年後(H31)	10年後(H36)
平成23年度以降の国・県からの移譲事務数	77	97	117

●平成 27 年度～29 年度に実施する主な取組

取組名	権限移譲の推進			企画調整課
概 要	全国の中核市と連携し，市民サービスの一層の向上や行財政の円滑な運営に向けた調査研究に取り組むとともに，市民サービスの向上に必要な事務について，県からの事務移譲を積極的に進めます。また，全国市長会等を通じて，要望活動等を行います。			
取組内容	H 27	H 28	H 29	
	権限移譲に係る調査研究 及び要望活動の実施	⇒	⇒	

推進項目Ⅱ 他の自治体との連携の推進

●目指す方向性

人口減少・少子高齢社会の進行に対応し，地域の特性を生かした機能分担と他の自治体との連携により，効率的で質の高い行政サービスの提供に努めます。

●指標



●平成 27 年度～29 年度に実施する主な取組

取組名	自治体連携の推進			企画調整課
概 要	連携中枢都市圏 ^{*1} の取組などにより，他の自治体との連携を積極的に進めます。			
取組内容	H 27	H 28	H 29	
	広域連携の推進	⇒	⇒	

^{*1} 連携中枢都市圏

平成 26 年に国により創設された自治体間の新たな広域連携の制度で，相当の規模・中核性を備える圏域の中心都市と近隣の市町村が連携して，人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し，活力ある社会経済を維持するための拠点を形成しようとするものです。連携中枢都市圏では，「圏域全体の経済成長のけん引」，「高次の都市機能の集積・強化」及び「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の 3 つの分野に連携して取り組むこととなります。



第5章 財政見通し

1 財政計画（普通会計*）

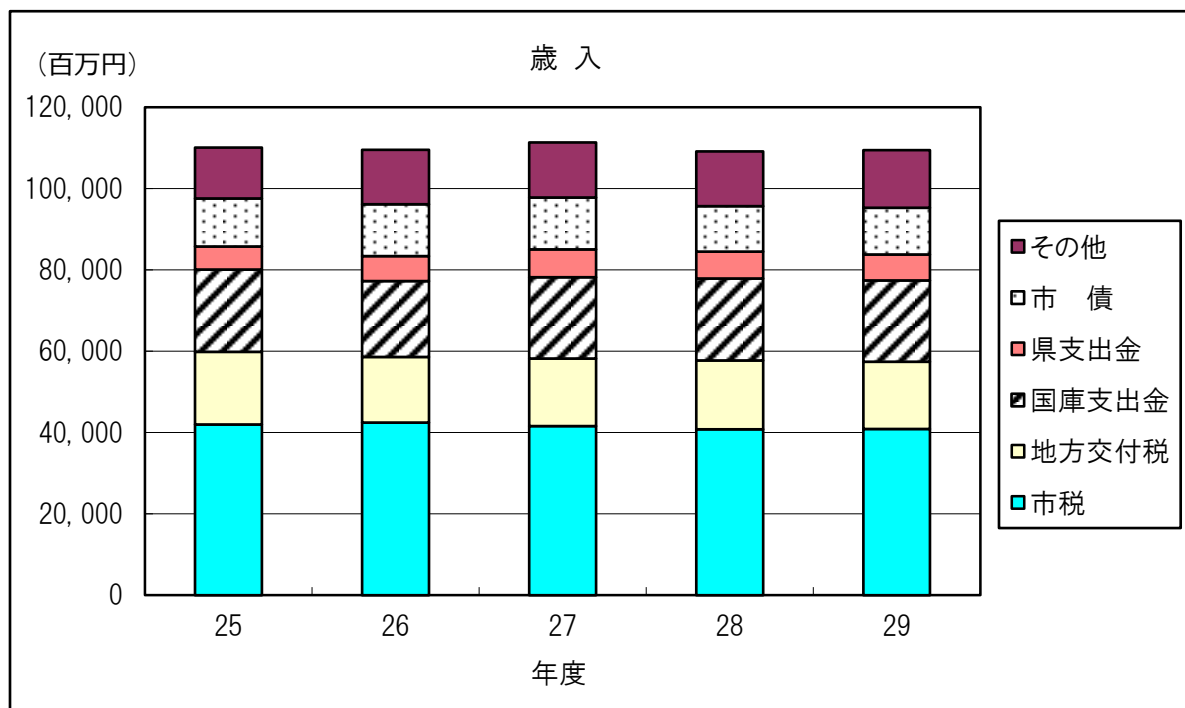
（1）歳入

市の借金に相当する市債については、実施計画に基づき、適債事業の選別に努めるとともに、市債依存度の抑制に努めます。

◆ 歳入

（単位 百万円）

年度	市税	地方交付税	国庫支出金	県支出金	市 債	その他	合 計
参考 25 決算	41,983	17,850	20,234	5,686	11,791	12,566	110,110
参考 26 決算 見込	42,453	16,169	18,654	6,133	12,731	13,367	109,507
27	41,577	16,653	20,000	6,791	12,786	13,555	111,362
28	40,819	16,949	20,101	6,632	11,172	13,477	109,150
29	40,870	16,567	19,943	6,390	11,501	14,198	109,469



* 普通会計

市の仕事はその内容によって一般会計と特別会計に区別して経理していますが、自治体ごとにそれぞれの会計の範囲が異なるので、自治体間の財政比較を統一した基準として普通会計という区分が設けられています。盛岡市の場合、一般会計（駐車場事業、観光施設事業及び介護サービス事業に関する経費を除く）、母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計及び土地取得事業費特別会計により構成されています。

(2) 歳出

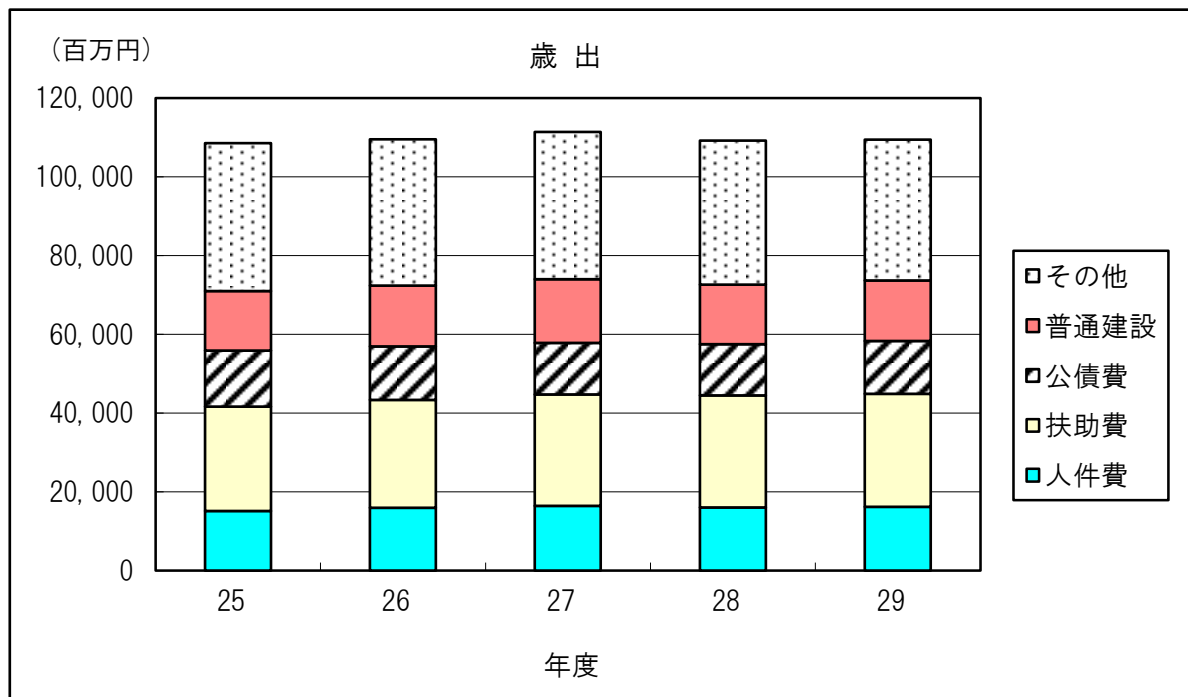
普通建設事業については、過大な投資とならないよう、投資効果を勘案しながら事業費の抑制に努めます。

扶助費については、少子高齢化社会への対応など、社会経済の大きな変化の中で、年々増加していくものと見込みます。

◆ 歳出

(単位 百万円)

年度	人件費	扶助費	公債費	普通建設事業費	その他	合 計
参考 25 決算	15,143	26,521	14,197	15,127	37,541	108,529
参考 26 決算 見込	15,918	27,413	13,548	15,484	37,144	109,507
27	16,471	28,226	13,138	16,162	37,365	111,362
28	16,046	28,464	12,986	15,118	36,536	109,150
29	16,211	28,709	13,361	15,398	35,790	109,469



2 財政投資計画

実施計画期間内における財政投資額として、約 3,400 億円を見込みます。

(1) 主要事業投資計画【全会計*】

基本目標ごとの主要事業の積み上げによる投資配分は、次のとおりです。

(単位 百万円, %)

基本目標	27 年度		28 年度		29 年度		3 か年の合計	
	事業費	構成比	事業費	構成比	事業費	構成比	事業費	構成比
1 人がいきいきと暮らすまちづくり	93,536	81.5	94,125	82.0	93,861	84.7	281,522	82.8
2 盛岡の魅力があふれるまちづくり	2,348	2.0	2,311	2.0	165	0.2	4,824	1.4
3 人を育み未来につなぐまちづくり	3,622	3.2	2,735	2.4	1,582	1.4	7,940	2.3
4 人が集い活力を生むまちづくり	15,231	13.3	15,560	13.6	15,185	13.7	45,976	13.5
合 計	114,737	100.0	114,732	100.0	110,793	100.0	340,262	100.0

* 全会計

主要事業は、一般会計、公設浄化槽事業費特別会計、国民健康保険費特別会計、介護保険費特別会計、後期高齢者医療費特別会計、中央卸売市場費特別会計、水道事業会計、下水道事業会計により構成されています。

(2) 主要事業投資計画【普通会計】

普通会計における基本目標ごとの主要事業の積み上げによる投資配分は、次のとおりです。

(単位 百万円, %)

基本目標	27 年度		28 年度		29 年度		3 か年の合計	
	事業費	構成比	事業費	構成比	事業費	構成比	事業費	構成比
1 人がいきいきと暮らすまちづくり	36,326	69.9	36,915	70.8	36,651	74.6	109,892	71.7
2 盛岡の魅力があふれるまちづくり	2,348	4.5	2,311	4.4	165	0.4	4,824	3.1
3 人を育み未来につなぐまちづくり	3,622	7.0	2,735	5.2	1,582	3.2	7,940	5.2
4 人が集い活力を生むまちづくり	9,642	18.6	10,214	19.6	10,721	21.8	30,577	20.0
合 計	51,939	100.0	52,175	100.0	49,119	100.0	153,233	100.0

(3) 主要事業投資計画【全会計／普通建設事業】

基本目標ごとの主要事業の積み上げによる普通建設事業（ハード事業）に係る投資配分は、次のとおりです。

(単位 百万円, %)

基本目標	27 年度		28 年度		29 年度		3 か年の合計	
	事業費	構成比	事業費	構成比	事業費	構成比	事業費	構成比
1 人がいきいきと暮らすまちづくり	2,024	10.3	2,151	11.6	1,973	12.1	6,148	11.3
2 盛岡の魅力があふれるまちづくり	1,585	8.0	700	3.8	70	0.5	2,354	4.3
3 人を育み未来につなぐまちづくり	3,341	16.9	2,505	13.5	1,384	8.5	7,230	13.3
4 人が集い活力を生むまちづくり	12,783	64.8	13,191	71.1	12,836	78.9	38,810	71.1
合 計	19,733	100.0	18,547	100.0	16,263	100.0	54,542	100.0

(4) 主要事業投資計画【普通会計／普通建設事業】

普通会計における基本目標ごとの主要事業の積み上げによる普通建設事業（ハード事業）に係る投資配分は、次のとおりです。

(単位 百万円, %)

基本目標	27 年度		28 年度		29 年度		3 か年の合計	
	事業費	構成比	事業費	構成比	事業費	構成比	事業費	構成比
1 人がいきいきと暮らすまちづくり	2,024	14.3	2,151	16.3	1,973	16.7	6,148	15.7
2 盛岡の魅力があふれるまちづくり	1,585	11.2	700	5.3	70	0.6	2,354	6.0
3 人を育み未来につなぐまちづくり	3,341	23.6	2,505	19.0	1,384	11.7	7,230	18.5
4 人が集い活力を生むまちづくり	7,196	50.9	7,845	59.4	8,372	71.0	23,413	59.8
合 計	14,145	100.0	13,200	100.0	11,798	100.0	39,144	100.0

◆ 事業費については、四捨五入しているため、各計が合致しない場合があります。

第6章 市以外の団体による事業（要望事業）

国や県などが事業主体となる事業について、要望事業として掲載しています。

基本目標	施策	事務事業	実施主体	事業内容
人がいきいきと暮らすまちづくり	高齢者福祉の充実	老人福祉施設建設事業	民間	民間施設の建設促進
		介護老人保健施設建設事業	民間	民間施設の建設促進
		地域密着型サービス事業に伴う小規模介護老人福祉施設等の整備	民間	地域密着型サービス事業に伴う小規模介護老人福祉施設、認知症高齢者グループホーム等の建設促進
	安全・安心な暮らしの確保	急傾斜地崩壊対策事業	県	急傾斜地の擁壁工事の促進
		河川改修事業	県	一級河川南川、木賊川等の改修事業の促進
		築川ダム建設事業	県	治水、利水のための建設促進
人が集い活力を生むまちづくり	農林業の振興	県営農地整備事業	県	武道・寺林地区の農業生産基盤整備及び巻掘2期・手代森3期地区の農道整備の促進
		国営かんがい排水事業	国	岩手山麓地区の導・用水路の整備
		県営かんがい排水事業	県	岩手山麓地区の導・用水路の整備 松川大堰地区の導・用水路の整備
		県営集落基盤整備事業	県	太田堰・鹿妻新堰の改修
		国営施設機能保全事業	国	盛岡南部地区の幹線水路など国営造成施設の長寿命化のための改修
	都市基盤施設の維持・強化	築川ダム建設事業（再掲）	県	治水、利水のための建設促進
		国道整備事業	国・県	一般国道4号「盛岡北道路」の4車線拡幅並びに46号「盛岡西バイパス」及び106号「都南川目道路」等の整備促進
		県道整備事業	県	都市計画道路向中野安倍館線、都市計画道路盛岡駅長田町線、一般県道大ケ生徳田線徳田橋、一般県道渋民川又線・主要地方道盛岡環状線、一般県道大更好摩線・好摩停車場線及び都市計画道路盛岡駅本宮線の整備促進
		北上川上流流域下水道事業	県	流域下水道幹線、ポンプ場及び都南浄化センター処理施設の整備促進
		道路整備事業に伴う自転車走行空間の整備	国・県	道路整備事業に伴う自転車走行空間の整備促進

盛岡市
総合計画
[実施計画]
2015 - 2017

ひと・まち・未来が輝き
世界につながるまち盛岡

発行日 平成27年4月
発行 盛岡市
編集 盛岡市市長公室企画調整課
〒020-8530 盛岡市内丸12番2号
TEL 019-613-8394(直通) FAX 019-622-6211
E-mail kikaku@city.morioka.iwate.jp
<http://www.city.morioka.iwate.jp/>
